

常滑市地域防災計画 常滑市水防計画

(令和5年2月修正)

(資料編)

常滑市防災会議

〔 関係条例、協定書等 〕

1	常滑市防災会議条例	1
2	常滑市防災会議運営要綱	3
3	常滑市防災会議委員	5
4	常滑市災害対策本部条例	6
5	常滑市災害対策本部要綱	7
6	常滑市地震災害警戒本部条例	10
7	常滑市地震災害警戒本部要綱	11
8	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例	13
9	災害救助法の適用基準	14
10	災害救助法施行細則	15
11	海水浴場における遊泳禁止措置等に関する基準	33
12	大規模災害時の相互応援に関する協定（伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、 桐生市、倉敷市、周南市、津市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市）	35
13	災害時相互応援協定（川崎町）	37
14	知多地域災害時相互応援協定書（半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町）	39
15	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、篠山市、備前市、甲賀市）	41
16	災害時における物資調達に関する協定書（有限会社常滑給食）	44
17	災害時における物資調達に関する協定書（株式会社カインズ）	46
18	災害時における物資調達に関する協定書（株式会社ベイシア）	48
19	災害時における物資調達に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）	50
20	災害時における物資調達に関する協定書（イオンリテール株式会社）	52
21	災害時における物資調達に関する協定書（あいち知多農業協同組合）	54
22	災害等発生時における物資調達に関する協定書（株式会社ヘルスビューティー）	56
23	災害時における物資調達に関する協定書（株式会社スギ薬局）	58
24	災害等発生時における物資調達に関する協定書（フルハシ EPO 株式会社）	60
25	災害等発生時における物資調達に関する協定書（神原段ボール株式会社）	62
26	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）	64
27	名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に 関する協定（生活協同組合コープあいち）	66
28	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人愛知県LPガス協会 中央支部知多西分会）	69
29	水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、 愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの）	71
30	災害時における応急復旧に関する応援協定書（常滑安全防災協議会）	75
31	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	78
32	地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）	81
33	地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）	83
34	災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定（株式会社西島製作所名古屋支店）	85
35	災害時における常滑市と常滑市内郵便局の協力に関する協定書（常滑郵便局）	87
36	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 知多支部）	89
37	災害時における応急対策の協力に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所）	91
38	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	93
39	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書（愛知県社会保険労務士会）	96
40	災害時の水道事業支援協力に関する協定書（株式会社フューチャーイン）	98
41	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、 公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）	100

42	災害時における水道管施設の漏水調査支援に関する協定（フジテコム株式会社）	102
43	災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所）	104
44	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書（中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所）	106
45	常滑市災害ボランティアセンターの開設・運営等に関する協定書（社会福祉法人常滑市社会福祉協議会）	108
46	災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）	111
47	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛知県、県内市町村、下水道管理者、一部事務組合）	113
48	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）	117
49	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	119
50	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	121
51	災害時の放送等伝達に関する協定書（知多半島ケーブルネットワーク株式会社）	124
52	災害時のデータ放送に関する覚書（知多半島ケーブルネットワーク株式会社）	126
53	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合）	127
54	災害時の医療救護活動に関する協定書（常滑市薬剤師会）	130
55	災害時の医療救護活動実施細目（常滑市薬剤師会）	132
56	災害時の医療活動に関する協定書（知多郡医師会、常滑市医師団）	136
57	災害時の医療救助活動実施細目（知多郡医師会、常滑市医師団）	139
58	災害時の歯科医療救護に関する協定書（知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会）	148
59	災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会）	151
60	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）	155
61	津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ホテルルートイン常滑駅前）	158
62	津波時における建築物の一時使用に関する協定書（J-HOTEL りんくう）	160
63	津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ボナール大野）	162
64	津波時における建築物の一時使用に関する協定書（あいち知多農業協同組合）	165
65	津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（イオンモール株式会社）	167
66	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	169
67	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）	171
68	災害時における宿泊施設の設置協力に関する協定書（株式会社デベロッパ）	176
69	地方創生並びに地域防災力の向上に関する包括連携協定書（株式会社一条工務店、一般社団法人日本モバイル建築協会）	179
70	モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書（一般社団法人日本モバイル建築協会）	181
71	自動車専用道路県道半田南知多公園線における消防相互応援協定（知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）	183
72	都市ガス災害対策に関する業務協約（東邦瓦斯株式会社）	185
73	常滑市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項（東邦瓦斯株式会社）	187
74	愛知県内広域消防相互応援協定（県内消防本部、消防一部事務組合）	188
75	中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定（中部国際空港株式会社）	192
76	中部国際空港消防相互応援協定（名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）	194
77	自動車専用道路知多横断道路における消防相互応援協定書（知多中部広域事務組合）	196

78	知多地域消防相互応援協定書（知多半島内市町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）	198
79	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（愛知県）	200
80	中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部との業務協定（中部空港海上保安航空基地）	201
81	協定書（シーバース）	203
82	火薬類災害防止協定書（日本油脂株式会社）	206
83	常滑市と大塚製薬株式会社との連携・協力に関する包括協定書（大塚製薬株式会社）	209

〔 付 属 資 料 〕

I	市土の自然条件	211
1	地形・地質	211
2	河川（都市下水路を含む）	211
3	海岸	211
4	気象	211
	第1表 常滑市の地質（総括的な層序及び岩相特徴）	214
II	災害	215
1	風水害	215
(1)	台風	215
(2)	大雨	215
(3)	山崩れ・がけ崩れ	216
(4)	異常潮位浸水	216
	第2表 台風の大きさと強さの分類	216
(1)	大きさの表現	216
(2)	強さの表現	216
(3)	過去の主な風水害	217
2	地震災害	218
(1)	既往の地震とその被害	218
(2)	地盤と家屋倒壊	219
(3)	地震火災	219
(4)	津波	219
(5)	社会的条件	221
	第3表 気象庁震度階級関連解説表	222
	第4表 マグニチュード（M）と地震の程度	223
3	火災	224
4	伊勢湾シーバーズ等による災害	224
5	その他の災害	224
(1)	交通災害	224
(2)	ガス爆発事故等	224
(3)	流出油事故	224
III	防災上注意すべき自然条件及び社会的条件	226
1	ため池	226
2	急傾斜地崩壊危険箇所	228
3	土砂災害警戒区域等	230
4	山腹崩壊危険箇所	235
5	土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設	235
6	道路注意箇所	235
7	危険物施設状況表	236
8	高圧ガス等主要事業所	236
9	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設	237
10	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	237
11	高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設	237
IV	防災上重要な施設・設備等	238
1	気象等観測施設	238
2	消防用施設・設備	238

(1) 消防本部保有消防力	238
(2) 消防団保有消防力	238
(3) 化学消火薬剤の備蓄	238
(4) 流出油防除資機材	238
(5) 自衛消防隊消防力	239
3 通信施設・設備・連絡簿等	240
(1) 無線局等	240
(2) 災害時優先電話一覧（公共施設）	240
(3) 災害時優先電話一覧（区長）	241
(4) 災害時優先電話一覧（消防団）	241
(5) ケーブルテレビ放送施設の概要	242
(6) 非常信号（サイレン）	242
ア 津波警報等の標識	242
イ 火災信号	242
ウ 地震防災信号	242
(7) Jアラートの自動放送の基準一覧	243
4 救出用施設・設備等	244
(1) 救出用資機材・設備等一覧表	244
(2) 災害救出用資機材	244
(3) 災害拠点病院	245
(4) 特定感染症指定医療機関	245
(5) 第2種感染症指定医療機関	245
(6) 防疫用資器材	245
(7) ごみ・し尿処理施設・運搬車両（ごみ、し尿施設は組合運営）	245
5 給水用施設・資器材	246
(1) 上水道施設	246
(2) 応急給水用資器材	246
(3) 応急給水栓設置場所	247
6 排水施設	248
(1) ポンプ場	248
(2) 公共下水道処理施設	248
(3) 農業集落家庭排水処理施設	248
7 道路施設	249
(1) 道路状況	249
(2) 橋梁状況	249
8 文教施設	249
9 備蓄非常食・地震防災設備等	250
(1) 備蓄非常食	250
(2) 耐震貯水槽配備	251
(3) 小型動力ポンプ配備一覧（区防災班）	251
(4) 災害救出用資機材配置一覧	252
(5) 防災用井戸	252
10 避難所	253
(1) 避難所	253
(2) 福祉避難所	255
(3) ペットと同行避難が可能な避難所	255

11	避難場所等	256
(1)	一時避難場所	256
(2)	広域避難場所	259
(3)	津波避難ビル	259
(4)	医療救護所	259
(5)	大震災時の救援物資配送センター	260
(6)	大震災時の仮設住宅建設可能場所	260
(7)	大震災時の災害廃棄物仮置場予定地	260
12	愛知県及び消防庁への連絡先	261
(1)	愛知県への連絡先	261
(2)	消防庁への連絡先	261
13	地区防災計画策定状況	262
(1)	瀬木区防災計画	263
V	輸送車両等	267
1	市所有車両	267
2	警察船舶（常滑警察署所管）	267
3	漁業協同組合所管登録漁船	267
4	ヘリコプター場外発着場	267
VI	気象予報警報等の種類と発表基準	268
1	気象及び水象に関する予報警報	268
2	津波注意報及び警報等の発表基準	272
3	火災警報の発令並びに解除の基準	272

〔書 式〕

- (No.1) 伝達確認簿（様式2）
- (No.2) 災害通報・処理票（第3号様式）
- (No.3) 災害概況即報（様式1）
- (No.4) 災害発生状況等（速報・確定報告）（様式2）
- (No.5) 被害認定基準
- (No.6) 人的被害（様式3）
- (No.7) 避難状況・救護所開設状況（様式4）
- (No.8) 公共施設被害（様式5）
- (No.9) 応急用米穀の売却依頼書（例文）（様式1）
- (No.10) 災害派遣要請書様式
- (No.11) 災害派遣撤収要請書様式
- (No.12) 緊急通行車両等届出書（別記様式1）
- (No.13) 緊急通行車両確認証明書（別記様式2）
- (No.14) 標章（別記様式4）
- (No.15) 緊急輸送車両確認証明書（別記様式3）
- (No.16) 緊急通行車両等事前届出書（様式第1）
- (No.17) 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》速報用（様式1）
- (No.18) 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》（様式2）

〔別 添 資 料〕

- 資料1 常滑市地域地質図
- 資料2 常滑市土地造成図
- 資料3 台風・集中豪雨被害図
- 資料4 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図
- 資料5 重要水門、ため池及び貯水池

關係條例、協定書等

1 常滑市防災会議条例

(昭和 38 年 4 月 11 日 条例第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項及び水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、常滑市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 常滑市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 常滑市水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 50 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防団の団長及び副団長
- (5) 市長が特に必要と認めて任命する者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 5 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 7 月 1 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
（常滑市水防協議会条例の廃止）
- 2 常滑市水防協議会条例（昭和 35 年常滑市条例第 15 号）は、廃止する。

2 常滑市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市防災会議条例（昭和38年常滑市条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、常滑市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(異動等の報告)

第4条 条例第3条第5項第1号の委員に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を防災危機管理課に置く。

- 2 事務局に事務局長並びに書記を置く。
- 3 事務局長は、防災危機管理監をもって充てる。

4 書記は防災危機管理課の職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の常滑市防災会議運営要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 常滑市防災会議委員（会長他委員 49 人）

会 長	市 長		
委 員	市 議 会 議 長		
〃	市議会総務委員長	委 員	西日本電信電話(株)東海支店フィールドサービスセンタ長
〃	陸上自衛隊第 35 普通科連隊重迫撃砲中隊長	〃	知多半島ケーブルネットワーク(株)代表取締役社長
〃	大阪航空局中部空港事務所広域空港管理官	〃	中部電力パワーグリッド(株)常滑営業所長
〃	中部空港海上保安航空基地長	〃	東邦ガス(株)刈谷導管課長
〃	愛知県常滑警察署長	〃	常滑市赤十字奉仕団委員長
〃	愛知県中部空港警察署長	〃	常滑市防火危険物安全協会長
〃	愛知県知多県民事務所長	〃	愛知県 L P ガス協会常滑ブロック長
〃	愛知県知多建設事務所長	〃	愛知県石油業協同組合第 1 地区常滑グループ長
〃	愛知県衣浦港務所長	〃	日本郵便(株) 常滑郵便局長
〃	愛知県知多保健所次長	〃	常滑アマチュア無線クラブ会長
〃	常滑市医師団 団長	〃	愛知県道路公社事業課道路管制室長
〃	常滑市歯科医師会 防災会議担当	〃	中部国際空港(株) 防災・危機管理担当部長
〃	常滑市薬剤師会 防災委員	〃	名古屋鉄道(株) 常滑駅長
〃	常滑市社会福祉協議会長	〃	〃 中部国際空港駅長
〃	代表区長（三和）	〃	常滑安全防災協議会長
〃	〃 （大野）	〃	常滑市民生委員児童委員連絡協議会長
〃	〃 （鬼崎）	〃	常滑市防災ボランティアリーダー会長
〃	〃 （常滑）	〃	常滑市子どもを守る会連絡協議会長
〃	〃 （西浦）	〃	副 市 長
〃	〃 （小鈴谷）	〃	市民病院事業管理者
〃	消防団長	〃	教 育 長
〃	消防団副団長	〃	消 防 長
〃	消防団副団長		
〃	常滑商工会議所会頭		
〃	あいち知多農業協同組合代表理事組合長		
〃	常滑市水産振興会長		

4 常滑市災害対策本部条例

(昭和 38 年 4 月 11 日 条例第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、常滑市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 常滑市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市災害対策本部条例（昭和38年常滑市条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、常滑市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び部員）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第2項の規定により市長をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、市民病院事業管理者、消防長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長職の者及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 部員は、常滑市職員定数条例（昭和36年常滑市条例第16号）第2条に規定する職員（再任用職員を含む。）、消防団員並びに社会福祉協議会及び指定管理者の職員をもって充てる。

（本部室、本部員会議及び情報連絡室）

第3条 本部に、本部室を置き、本部室に本部員会議及び情報連絡室を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

3 本部員会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

- (1) 本部の非常配備体制の切替え及び解除に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策の決定に関すること。
- (3) 被災調査の方法及び基準に関すること。
- (4) 災害救助法発動についての意見に関すること。
- (5) 区長、公共団体等に対する応急対策の要請又は避難の勧告に関すること。
- (6) 応急救助に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (8) 県、他市町、行政機関及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (9) 災害対策経費に関すること。
- (10) 私有の土地、建物その他の工作物の一時使用又は収用に関すること。
- (11) 消防団に対する出動命令並びに警察官及び海上保安官に対する出動要請に関すること。
- (12) その他災害対策に関する重要な事項

4 情報連絡室は、情報連絡室長（以下「室長」という。）及び情報連絡室員（以下「室員」という。）をもって組織し、室長は防災危機管理監を、室員は別表第1に掲げる職員及び各部長が指名する職員をもって充てる。

5 情報連絡室は、次の事務処理に当たる。

- (1) 本部員会議及び各部の連絡調整に関すること。

- (2) 各部の所掌する被害状況等の収集に関すること。
 - (3) 気象注意報、警報、地震情報等の収集及び伝達に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認めること。
- 6 本部室（情報連絡室を含む。）の事務局は、総務部防災危機管理課に置く。
（部、支部及び班）

第4条 本部は、条例第3条第1項の規定に基づき、常滑市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第2編別表第1に掲げる部、支部及び班で組織する。

- 2 部及び支部の所掌事務は、防災計画第2編別表第2の業務分担表に定めるほか、法令の定めるところにより所掌する事務で災害応急対策の実施に関し、必要な事務とする。
- 3 部及び支部は、その所掌する事務を遂行するに当たって、相互に協力し、他の部及び支部と緊密な連絡の下に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 4 部長、支部長及び班長は防災計画第2編別表第2に掲げる者を充て、部員は部及び支部を構成する組織の職員とする。
- 5 この要綱に規定するもののほか、部及び支部の運営に関し必要な事項は、部長及び支部長が別に定める。
（非常配備）

第5条 本部の非常配備は、第1非常配備、第2非常配備及び第3非常配備とし、本部の各組織は、防災計画第2編別表第3に定める非常配備基準に基づき、非常配備体制を取り、職員を合理的に配備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施を図るものとする。

- 2 非常配備要員は、防災計画第2編別表第4に定める非常配備職員配置基準によるものとするが、各部長の責任において適宜増減員をすることができる。

（臨時又は特別な業務の処理）

第6条 本部長は、臨時又は特別な業務について、この要綱において定めるもののほか、必要な組織の設置及び職員を指定し、処理させることができる。

（その他）

第7条 災害の状況により、防災危機管理監を消防長に、防災危機管理課を消防本部に読み替えて運用することができる。

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の常滑市災害対策本部要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の常滑市災害対策本部要綱の規定は、平成20年3月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

6 常滑市地震災害警戒本部条例

(平成 14 年 6 月 28 日 条例第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第 4 項の規定に基づき、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が指名する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) その他市長の委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 常滑市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市地震災害警戒本部条例（平成14年常滑市条例第19号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震災害警戒本部長、副本部長、本部員及び本部職員)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第1項の規定により市長をもって充てる。

2 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長、市民病院事業管理者、消防長をもって充てる。

3 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、常滑市地域防災計画（以下「防災計画」という。）

第2編第3別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 条例第2条第7項の職員（以下「本部職員」という。）は、常滑市職員定数条例（昭和36年常滑市条例第16号）第2条に規定する職員及び消防団員をもって充てる。

(本部室、本部員会議及び情報連絡室)

第3条 警戒本部に、本部室を置き、本部室に本部員会議及び情報連絡室を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

3 本部員会議は、次に掲げる事務をつかさどり、当該事務を推進する。

(1) 地震防災応急対策等に関する関係市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 東海地震に関連する情報等の収集及び伝達に関すること。

(3) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の広報に関すること。

(4) その他地震防災応急対策等に関すること。

4 情報連絡室は、情報連絡室長（以下「室長」という。）及び情報連絡室員（以下「室員」という。）をもって組織し、室長は防災危機管理監を、室員は防災計画第2編第3別表第2に掲げる者及び各本部員が指名する者をもって充てる。

5 情報連絡室において収集し、及び伝達する地震予知に関する情報等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等

(2) 避難状況等

(3) 地震防災応急対策等の実施状況

(4) 道路交通情報

(5) 部、警備消防部、支部、地域警戒本部（以下「部等」という。）及び公共機関の対策情報

(6) その他本部長が必要と認める情報

6 前項に規定する地震予知に関する情報等の収集及び伝達の要領は、別に定めるところによる。

7 本部室の事務局は、総務部防災危機管理課に置く。

(部、警備消防部及び支部の設置等)

第4条 条例第3条第1項の規定により、警戒本部に部を置く。

2 警戒本部に、前項の部のほか、警備消防部及び支部を置く。

3 部等は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、他の部等との緊密な連絡の下に、地震防災応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、部等の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

(部、警備消防部及び支部の組織及び所掌事務)

第5条 部等の組織は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の組織の所掌事務は、防災計画第2編第3別表第4に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の実施の推進に関し必要な事務とする。

(地震災害警戒非常配備体制)

第6条 警戒本部の地震災害警戒非常配備は、第3非常配備とし、防災計画第2編第3別表第5に定める地震災害警戒非常配備基準に基づくものとする。

2 非常配備要員は、防災計画第2編第3別表第6に定める地震災害警戒非常配備職員配置基準によるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の常滑市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成20年3月23日から適用する。

8 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例

(昭和 38 年 4 月 11 日 条例第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害応急対策、災害復旧、武力攻撃災害等のため、派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて常滑市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、常滑市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 26 日条例第 31 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止)

2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年常滑市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 28 号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

施設の利用区分 派遣を受けた常滑市内 の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

9 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯数以上に達したとき（第1号）。

（人口50,000人以上100,000人未満の市）

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき（第2号）。（人口50,000人以上100,000人未満の市）

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

10 災害救助法施行細則

〔昭和40年10月29日〕
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

(2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

(3) 公用変更令書 様式第3

(4) 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- (1) 公用令書 様式第8
- (2) 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。
ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- (2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (3) 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

救助の程度及び方法			救助の種類等	救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>1 避難所は、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1日当たり 320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季(10月から3月まで)の場合 別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,660,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>

救助の程度及び方法			救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅	<p>3 老入居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することがある。</p>				
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被害者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。</p>	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。		
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生日から7日以内とする。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等に	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により、一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生日をもって決定する。 (1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生日から10日以内に完了するものとする		

救助の程度及び方法			救助の期間																																										
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																																											
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	<p>より、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,400円</td> <td>30,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,700円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,900円</td> <td>54,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,800円</td> <td>64,200円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>52,900円</td> <td>80,800円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>52,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額</td> <td>80,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,100円</td> <td>12,700円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,100円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,700円</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,600円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td> <td>27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度内閣総理大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	18,400円	30,400円	2人世帯	23,700円	39,500円	3人世帯	34,900円	54,900円	4人世帯	41,800円	64,200円	5人世帯	52,900円	80,800円	6人世帯以上	52,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額	80,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額	季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	6,000円	9,800円	2人世帯	8,100円	12,700円	3人世帯	12,100円	18,000円	4人世帯	14,700円	21,400円	5人世帯	18,600円	27,000円	6人世帯以上	18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額	
		季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																									
1人世帯	18,400円	30,400円																																											
2人世帯	23,700円	39,500円																																											
3人世帯	34,900円	54,900円																																											
4人世帯	41,800円	64,200円																																											
5人世帯	52,900円	80,800円																																											
6人世帯以上	52,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額	80,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																											
1人世帯	6,000円	9,800円																																											
2人世帯	8,100円	12,700円																																											
3人世帯	12,100円	18,000円																																											
4人世帯	14,700円	21,400円																																											
5人世帯	18,600円	27,000円																																											
6人世帯以上	18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額																																											

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間	
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
医療及び 助産	医 療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
医療及び助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(1) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>被災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>1 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p>	<p>被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等全ての経費を含み、1世帯当たり574,000円以内とする。</p>	<p>被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、生業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件（1世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人1人	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失し、又は損傷し、修学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の前期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,400円 中学校生徒1人当たり 4,700円 高等学校等生徒1人当たり 5,100円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
学用品の給与	<p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であって、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあっては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(2) 棺（附属品を含む。）又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つば及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 210,200円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 168,100円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、この購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり 5,300円 (輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	<p>死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
障害物の除去	<p>障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当り135,100円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 被災者の救出の場合</p> <p>(6) 死体の搜索の場合</p> <p>(7) 死体の処理の場合</p>	救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

別表第2(第15条関係)

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

日 当	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内
時 間 外 勤 務 手 当	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内
旅 費	職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第3(第19条関係)

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 準 額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回る場合は、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は14,100円とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する者については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円(協力者に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円)をそれぞれ加算して得た額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

様式第1 (第6条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">物資保管 第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物 資の保管を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">保 管 場 所</th> <th style="text-align: center;">保 管 期 間</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出して ください。</p>	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考											<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">物資保管 第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>公用令書を受領しました。</p>
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第2 (第6条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">物資収用 施設管理 土地 家屋使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり 収容 管理 使用 します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類名称</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">所在場所</th> <th style="text-align: center;">範囲</th> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">引渡期日</th> <th style="text-align: center;">引渡場所</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出して ください。</p>	種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考																	<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">物資収用 施設管理 土地 家屋使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>公用令書を受領しました。</p>
種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考																		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第3 (第6条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日第 号)を、次のとおり変更しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前の処分の内容</th> <th style="text-align: center;">変更後の処分の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出し てください。</p>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">公用変更令書 第 号</div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>公用変更令書を受領しました。</p>
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第4 (第6条関係)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日第 号)を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p style="font-size: small;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出して ください。</p>	<p style="text-align: right;">〔公用取消令書〕第 号</p> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>公用取消令書を受領しました。</p>
---	--

備考用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第5 (第8条関係)

強 制 物 件 台 帳	管 理 第 号	年 月 日
物 資 保 管	物 資 収 入	
物 資 設 施	地 屋 土 家 屋 資 物	
公用令書		
所有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)	占有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)	
保管場所	保管場所又は所在場所	
種類、数量、名称	期間	引渡場所
公用令書の内容		
変更事項及びその理由		
取消理由		
種類、名称	請求額	請求日
損失補償	請求者	補償額
	請求日	補償日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6 (第9条関係)

受 領 調 査 書

災害救助法第9条第1項の規定により使用する物資を、次のとおり受領しました。

よって、受領調査2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県職員

氏 名 印

物質の所有者又は占有者

氏 名 印

公用令書	物資収用第 号	年 月 日
種類及び数量	物資使用	
受領年月日	年 月 日	
受領場所		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9 (第11条関係)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 取消従事命令 第 号 </div> <p style="text-align: center;">公用取消令書</p> <p style="text-align: center;">住所 職業 氏名 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第7条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p style="font-size: small;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出し てください。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 取消従事命令 第 号 </div> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏 名 印 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="text-align: center;">公用取消令書を受領しました。</p>
--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第10 (第13条関係)

公用令書	住所	職業	年 月 日	台 帳	教 助 事 者 第 号	年 月 日
従事者氏名 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕	住所	職業	生年月日			
従事する業務	従事する場所					
従事する期間	従事する期間		日間			
出頭する日時及び場所	出頭する日時及び場所		年 月 日から 年 月 日まで			
公用令書取消理由	公用令書取消理由					
負傷、病氣、死亡事故 発生の日時及び場所	負傷、病氣、死亡事故 発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び 状況	事故発生の原因及び 状況					
備考	備考					
事故発生のおよむ 本人と関係関係に あつた主要な者の状 況	氏名、本人との続柄	生年月日	職業	備考		
実 費 弁 償	実費弁償の内訳					
	日当	超過勤務手当	旅費	計	支給年月日	備考
	円	円	円	円	・	
扶 助 金	扶助金の種類	金額			支給年月日	備考
		円			・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11 (第14条関係)

<p style="text-align: center;">従 事 不 能 届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名 印 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（ 従事命令等 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に 関する業務に従事することができないうので、関係書類を添えてお届けしま す。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
---	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第14 (第18条関係)

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
扶助金支給申請書

年 月 日
 住所
氏名 印

愛知県知事殿
 災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給してください
 されるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

公用令書	第 号	年 月 日			
従事者又は協力者	住所	職業			
	氏名	生年月日			
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生のおよむ本人と親族関係にあつた主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
			・	・	
			・	・	
			・	・	

添付書類
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13 (第17条関係)

証 票

所 属
職 名 氏 名

上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。
 なお、この証票の有効期間は、 年 月 日 までとする。

年 月 日 交付 愛知県知事 氏名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。(裏)

災害救助法抜粋
(都道府県知事の立入検査等)
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を取用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させた者から、立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

(指定行政機関の長等の立入検査等)
第6条 1及び2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第12 (第16条関係)

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

愛知県知事殿
 住所
職業
氏名 印
 (名称及び代表者氏名)

災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

請求金額 円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間

添付書類
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

11 海水浴場における遊泳禁止措置等に関する基準

常 滑 市

(目的)

第1条 この基準は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第5条の規定に基づき、市内の海水浴場における海水浴客の生命、身体の安全を守るため遊泳禁止措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴客 海水浴場において遊泳する者又は海辺にて遊戯する者をいう。
- (2) 遊泳注意報 強風、波浪、津波、高潮、その他異常な自然現象等により遊泳環境が悪化し、又は悪化すると予想されるとき、市長が海水浴客に対し遊泳の自粛を勧告するための意思表示をいう。
- (3) 遊泳禁止令 強風、波浪、津波、高潮、その他異常な自然現象等により遊泳環境が著しく悪化すると予想されるとき、市長が海水浴客に対し遊泳及び海辺における遊戯を禁止するための意思表示をいう。

(遊泳時間)

第3条 市内の海水浴場における遊泳時間は、午前8時から午後5時までとし、午後5時から翌日の午前8時までの間は遊泳を禁止するものとする。

(遊泳注意報及び遊泳禁止令)

第4条 市長は、次の各号の1に該当すると認められるときは遊泳注意報を発するものとする。

- (1) 気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第13条に基づく各注意報の1以上が発令され、海水浴場における遊泳環境が悪化し、又は悪化すると予想されるとき。
- (2) 予期しない事態が海水浴場又は海水浴場付近に突発し、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。
- (3) 上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、次の各号の1に該当すると認められるときは、遊泳禁止令を発するものとする。

- (1) 気象業務法第13条に基づく各注意報及び警報の1以上が発令され、海水浴場における遊泳環境が著しく悪化し、又は著しく悪化すると予想され、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。
- (2) 予期しない重大な事態が海水浴場又は海水浴場付近に突発し、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。
- (3) 上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

(遊泳注意報等の解除)

第5条 市長は、次の各号に該当すると認められるときは、遊泳注意報又は遊泳禁止令の解除をするものとする。

- (1) 気象業務法第13条に基づく各注意報、警報が解除され、海水浴場の遊泳環境が良好となったとき。
- (2) 上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず遊泳注意報又は遊泳禁止令が第3条に定める遊泳禁止時刻に達したときは、当該注意報又は禁止令は自動的に解除されたものとする。

(遊泳注意報等の周知)

第6条 市長は、第4条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令を発したときは、ただちに警察署長、消防長、消防団長、観光協会支部長等に通知するものとする。発令を解除したときも同様とする。

2 前項の通告を受けた関係者は、ただちにその通知された事項を別図に基づき管轄する機関、組織の構成員に周知し、かつ通知された事項の実施に関し必要な措置をとるものとする。

(海水浴客等の協力義務)

第7条 海水浴客は、第3条に定める遊泳時間内で遊泳しなければならない。また、第4条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令が発せられたときは、遊泳等を自粛し、又は中止しなければならない。

2 海水浴客を対象にする営業者は、第4条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令が発せられた後は、海水浴客に対し遊泳を誘発するような行為をしてはならない。

(委任)

第8条 第4条の場合において、市長は同条に規定する遊泳注意報又は遊泳禁止令を発するいとまのないとき、又は発することができないと認めるときは、警察官、消防団正副分団長、観光協会支部長等に対し当該命令等の発令を委任することができるものとする。発令の解除についても同様とする。

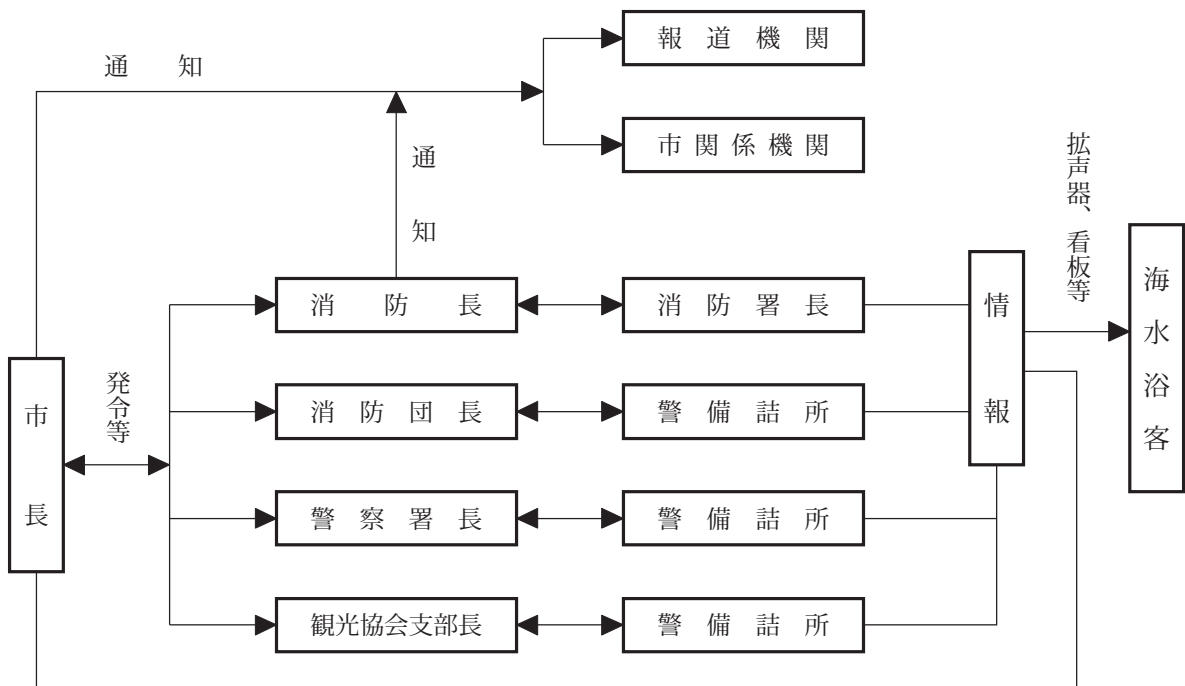
2 前項の場合において、警察官、消防団正副分団長、観光協会支部長等は、第4条に定める命令を発令したときは、ただちにその旨を市長に報告しなければならない。発令を解除したときも同様とする。

附 則

この基準は、裁決の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

別 図

第6条に定める発令等の連絡網



12 大規模災害時の相互応援に関する協定(伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、常滑市、周南市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、常滑市、周南市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市(以下「協定市町」という。)において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員(以下「応援職員」という。)の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定

めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

伊 丹 市 長
青 梅 市 長
大 竹 市 長
岡 崎 市 長
唐 津 市 長
蒲 郡 市 長
桐 生 市 長
倉 敷 市 長
周 南 市 長

津 市 長
常 滑 市 長
戸 田 市 長
鳴 門 市 長
府 中 市 長
丸 亀 市 長
坂 井 市 長
箕 面 市 長

13 災害時相互応援協定(川崎町)

川崎町と常滑市は、いずれかの市町域において災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

- 2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 常滑市総務部安全協働課長
- (2) 川崎町総務課長

(体制の整備)

第6条 両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成25年9月17日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

愛知県常滑市
常滑市長

宮城県川崎町
川崎町長

14 知多地域災害時相互応援協定書(半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町(以下「協定市町」という。)の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町(以下「要請市町」という。)は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。
(損害賠償等)

第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口(以下「連絡担当部局」という。)は、協定市町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市
市長 榑原純夫

阿久比町
町長 竹内啓二

常滑市
市長 片岡憲彦

東浦町
町長 神谷明彦

東海市
市長 鈴木淳雄

南知多町
町長 石黒和彦

大府市
市長 久野孝保

美浜町
町長 山下治夫

知多市
市長 宮島壽男

武豊町
町長 糀山芳輝

15 災害応急対策活動の相互応援に関する協定(越前町、瀬戸市、篠山市、備前市、甲賀市)

日本六古窯の窯場を有する越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市(以下「日本六古窯市町」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、日本六古窯市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 窯業又は製陶業の復旧又は復興に係る資機材の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市町(以下「要請市町」という。)の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号及び第8号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第3条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援市町の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市町の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度日本六古窯市町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出勤)

第6条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第4条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 日本六古窯市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第8条 日本六古窯市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、日本六古窯市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年12月2日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各市町長が記名のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月2日

福井県越前町長

愛知県瀬戸市長

愛知県常滑市長

兵庫県篠山市長

岡山県備前市長

滋賀県甲賀市長

16 災害時における物資調達に関する協定書(有限会社常滑給食)

常滑市(以下「甲」という。)と有限会社常滑給食(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 弁当

(2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成14年9月17日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年9月17日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長 石橋 誠 晃

乙 常滑市新開町三丁目144番地
有限会社常滑給食
代表取締役社長 伊藤 英 敏

17 災害時における物資調達に関する協定書(株式会社カインズ)

常滑市(以下「甲」という。)と株式会社カインズ(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別紙に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長 片岡 憲彦

乙 群馬県高崎市高関町308番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

別表(第3条関係)

物資の種類	品名
食糧	米、乾パン、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク
医療用品	包帯、ガーゼ、綿花、きずばん
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、おむつカバー、※防寒着、タオル
日用品	灯油用ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、包丁、まな板、割ばし、ほ乳びん、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレトペーパー、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、生理用品、紙おむつ、ラップ、ごみ袋、洗剤、石けん、使い捨て懐炉、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
その他	ブルーシート、ロープ、カーペット、ござ、※扇風機、※ストーブ

※ 季節商品

18 災害時における物資調達に関する協定書(株式会社ベイシア)

常滑市(以下「甲」という。)と株式会社ベイシア(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な食糧等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別紙に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長 片岡 憲彦

乙 群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社ベイシア
代表取締役社長 高山 正雄

別表(第3条関係)

物資の種類	品名
食糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり

19 災害時における物資調達に関する協定書(コストコホールセールジャパン株式会社)

常滑市(以下「甲」という。)とコストコホールセールジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、中部空港倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月26日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
コストコホールセールジャパン株式会社
日本支社長 ケン テリオ

別表（第3条関係）

物資の種類	品名
食糧	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子
医療用品	きずばん、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク
寝具、衣料	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル
日用品	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ
その他	ブルーシート、※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー

※季節商品

20 災害時における物資調達に関する協定書(イオンリテール株式会社)

常滑市(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有する物資及び調達可能な物資について速やかに対応する。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有する物資及び調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他、甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出することができる。

(物資の引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員等を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した物資の代金及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し遅滞なく支払いを行うものとする。

(費用の決定)

第8条 物資の代金及び物資の運搬に要した費用は、乙の提出する出荷報告書等に基づき、甲、乙協議の上、災害が発生する直前における適正な価格をもって決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、有効期間は平成27年12月1日から平成28年11月30日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれから何らかの意思表示がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月1日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番1号
イオンリテール株式会社
東海・長野カンパニー
支社長 辻 晴芳

別表(第4条関係)

■災害時の主な必要物資一覧表

物資の種類		品目
食糧		おにぎり、弁当、パン、缶詰、飲物、牛乳、粉ミルク、カップ麺、カップ味噌汁、レトルト食品、のり、ふりかけ、お茶漬け、果物類、菓子、ハム・ソーセージ、米、野菜、食肉、魚類、漬物、調味料、めん類
生活必需品	食器等	簡易コンロ、鍋、釜、やかん、包丁、まな板、食器、コップ、はし、スプーン、使い捨て食器類、ほ乳びん
	衣料、寝具等	普段着、下着、靴下、スリッパ、靴、毛布、布団、※防寒着
	日用品	タオル、紙おむつ、石けん、洗剤、トイレトペーパー、生理用品、懐中電灯、ライター、乾電池、ラジオ、ウェットティッシュ、キッチンペーパー、ホイル、ラップ、歯ブラシ・歯磨き、カセットボンベ、テープ、ビニールひも、ゴミ袋、ゴム手袋、軍手、※殺虫剤、※香取線香、※使い捨てカイロ
	医療品等(医薬品は除く)	包帯、マスク、ガーゼ、救急用ばんそうこう、医療用テープ、殺菌消毒薬、湿布薬、うがい薬、※虫さされ
	その他	固形燃料、簡易トイレ、テント、発電機、防水シート、※扇風機、※ストーブ

※季節商品

21 災害時における物資調達に関する協定書(あいち知多農業協同組合)

常滑市(以下「甲」という。)とあいち知多農業協同組合(以下「乙」という。)は、災害救助に必要な食糧等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別紙に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、供給要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙が指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書(様式第2号)等に基づき、甲及び乙が協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月26日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

(乙) 常滑市多屋字茨廻間1丁目111番地
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長 前田 隆

別表(第3条関係)

物資の種類	品 名
食 品	米、真空米飯、パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、容器入飲料水、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり、牛乳、麺 等
日 用 品	ポリタンク、割り箸、紙皿、紙コップ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、ごみ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具 等
そ の 他	ビニールシート 等

22 災害等発生時における物資調達に関する協定書(株式会社ヘルスビューティー)

常滑市(以下「甲」という。)と株式会社ヘルスビューティー(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害並びに感染症(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時において物資を必要とするときは、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請手続)

第4条 甲は、供給要請書(様式第1号)により、乙に対して物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するとともに、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月17日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤辰矢

(乙) 愛知県名古屋市南区菊住二丁目5番8号
株式会社ヘルスビューティー
代表取締役社長 松田宗大

別表(第3条関係)

物資の種類	品名
日用品	アルコールハンドジェル、シャンプー、ボディークリーム、コンディショナー、入浴剤、ハンドソープ、清浄用品等
その他	芳香剤、除菌剤、洗剤等

23 災害時における物資調達に関する協定書(株式会社スギ薬局)

常滑市(以下「甲」という。)と株式会社スギ薬局(以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資のうち、主に一般用医薬品
- (2) その他甲が指定する物資

(要請手続)

第4条 甲は、供給要請書(様式第1号)により、乙に対して物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するとともに、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書(様式第2号)等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(責任制限)

第8条 乙は、第4条に基づく債務のうち供給できない物資がある場合及び第6条に基づく物資の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負担しないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月15日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤辰矢

(乙) 大府市横根町新江62番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長 杉浦克典

別表(第3条関係)

物資の種類	品名
一般用医薬品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤）等
食糧	米、パン、缶詰、インスタント麺、容器入飲料水、粉ミルク、離乳食、液体ミルク等
日用品	オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋等

24 災害等発生時における物資調達に関する協定書(フルハシEPO株式会社)

常滑市(以下「甲」という。)とフルハシEPO株式会社(以下「乙」という。)は、災害救助に必要な生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

(要請手続)

第4条 甲は、供給要請書(様式第1号)により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力すると共に、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1)災害により供給能力が低減した場合

(2)災害により他の優先義務が発生した場合

(3)乙が被災した場合

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書(様式第2号)に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を協定締結後に速やかに選定し、連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告する。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

2 甲及び乙は、毎年4月に連絡責任者の変更の有無について確認をするものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月4日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

(乙) 愛知県名古屋市中区金山一丁目14番18号
フルハシEPO株式会社
代表取締役社長 山口 直彦

別表(第3条関係)

品 目
避難所用 段ボールベッド、段ボールパーテーション

25 災害等発生時における物資調達に関する協定書(神原段ボール株式会社)

常滑市(以下「甲」という。)と神原段ボール株式会社(以下「乙」という。)は、災害救助に必要な生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

(要請手続)

第4条 甲は、供給要請書(様式第1号)により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力すると共に、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1)災害により供給能力が低減した場合

(2)災害により他の優先義務が発生した場合

(3)乙が被災した場合

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(支払)

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書(様式第2号)に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を協定締結後に速やかに選定し、連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告する。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

2 甲及び乙は、毎年4月に連絡責任者の変更の有無について確認をするものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月11日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

(乙) 愛知県常滑市久米字池田201
神原段ボール株式会社
代表取締役社長 井沢 宏道

別表(第3条関係)

品 目
避難所用 段ボールベッド、段ボールパーテーション

26 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に可能な限り対応するように努めるものとする。

- (1) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- (2) 甲が管理する物資集積所等から避難所への配送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことに合意した事項

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資輸送及び物資保管等に関する要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができるものとし、事後速やかに「物資輸送及び物資保管等に関する要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに別に定める「物資輸送及び物資保管等に関する実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 荷役作業の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「担当者連絡票」(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月18日

(甲) 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市長

(乙) 愛知県名古屋市港区藤前5-401-1
ヤマト運輸株式会社
名古屋主管支店長

27 名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江市、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

この協定を証するため本書 40 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 26 年 7 月 22 日

甲	愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地
	愛西市	1
	愛西市長	尾張旭市
	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地	尾張旭市長
	阿久比町	愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
	阿久比町長	春日井市
	愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1	春日井市長
	あま市	愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
	あま市長	蟹江町
	愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	蟹江町長
	一宮市	愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
	一宮市長	刈谷市
	愛知県稲沢市稲府町 1 番地	刈谷市長
	稲沢市	愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
	稲沢市長	北名古屋市
	愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地	北名古屋市長
	犬山市	愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
	犬山市長	清須市
	愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地	清須市長
	岩倉市	愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
	岩倉市長	江南市
	愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地	江南市長
	大口町	愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
	大口町長	小牧市
	愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1	小牧市長
	大治町	愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
	大治町長	瀬戸市
	愛知県大府市中央町五丁目 70 番地	瀬戸市長
	大府市	愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
	大府市長	武豊町
		武豊町長

愛知県知多市緑町 1 番地

知多市

知多市長

愛知県津島市立込町二丁目 21 番地

津島市

津島市長

愛知県東海市中央町一丁目 1 番地

東海市

東海市長

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町

東郷町長

愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地

常滑市

常滑市長

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

飛島村

飛島村長

愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

豊明市

豊明市長

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊田市

豊田市長

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町

豊山町長

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市

長久手市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

名古屋市長

愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

日進市

日進市長

愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地

半田市

半田市長

愛知県知多郡東浦町太字緒川字政所 20 番地

東浦町

東浦町長

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

扶桑町

扶桑町長

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町

南知多町長

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町

美浜町長

愛知県みよし市三好町小坂 50 番地

みよし市

みよし市長

愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

弥富市

弥富市長

乙 愛知県名古屋市中区東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1

生協法人 生活協同組合コープあいち

理事長

28 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多西分会）

常滑市(以下「甲」という。)と一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多西分会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における液化石油ガス及び燃焼器具(以下「LPガス等」という。)の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うLPガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請手続)

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(協力の範囲)

第4条 甲が乙に供給の確保を要請するLPガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

(1) LPガス

(2) その他甲が必要とする物資

(保安に関する業務)

第5条 LPガス等の供給に必要な保安に関する業務(以下「協力業務」という。)については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の要請により乙から供給を受けたLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、その価格は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制等の整備)

第8条 乙は、災害時の円滑な協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に同一の内容で1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成30年7月2日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

乙 愛知県半田市宮路町53番地 住吉福祉文化会館内
一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多西分会
分会長 稲葉豊

29 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めるところができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行って

る業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表(別表第1)10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業

及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町

美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長 石橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市 岩倉市
清洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町 八開村
稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団
丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長 鵜飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村 旭町
稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長 柴田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町 小坂井町
御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長 早川 勝

立 会 人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

30 災害時における応急復旧に関する応援協定書(常滑安全防災協議会)

常滑市(以下「甲」という。)と常滑安全防災協議会(以下「乙」という。)は常滑市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、災害復旧活動に関する応急対策(以下「応急対策」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、応急対策を迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書(第1号様式)をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急対策要請書を提出するものとする。

(応急対策の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、直ちに乙の会員(以下「会員」という。)に連絡し、応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費)

第4条 前条の応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 応急対策に要した費用の請求は、会員が乙を経由して行う。

3 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。ただし、別途定め「修繕工事単価表」等に該当するものは、これを参考とするものとする。

(防災対策事業への協力)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練等の防災対策事業に協力するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、応急対策の実施に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の内容を実施するため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。

(1)甲 常滑市建設部土木課長

(2)乙 常滑安全防災協議会会長

(補償等)

第8条 応急対策従事者、応急対策業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、当該従事者の所属する会員の負担とする。

2 応急対策従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会員はその損害を賠償する責めに任ずる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、又は乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以降この例による。

(雑則)

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年7月16日

甲 常滑市新開町4丁目1番地
愛知県常滑市
常滑市長 片岡憲彦

乙 常滑市金山字大曾110番地2
常滑安全防災協議会
会長 三輪一馬

第2号様式

応急対策報告書

平成 年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所
名 称

災害時における応急復旧に関する応援協定書第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

項 目	内 容
建設資機材等	
数 量	
人 員	
活動場所	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動内容	

2 その他必要な事項

第1号様式

応急対策要請書

平成 年 月 日

様

常 滑 市 長

災害時における応急復旧に関する応援協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。
なお、応急対策を実施したときは、同協定書第3条の規定による応急対策報告書を提出して下さい。

記

1 応急対策要請事項

項 目	内 容
要 請 理 由	
必要な建設資機材	
活動場所	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動内容	

2 その他指示事項

31 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

常滑市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、常滑市の防災計画に基づき、常滑市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 常滑市内の管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 常滑市内の管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における常滑市内の管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲

乙協議して定めるものとする。ただし、愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

(名簿等の提出)

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月10日

甲 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長 片岡 憲彦

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 高木 秀夫
知多統轄支所長
理事 堀 寄 祐 史

第2号様式（第5条関係）

応急対策報告書

平成 年 月 日

常清市長

様

社団法人
愛知県公共職託登記士地家屋調査士協会
理事長

災害時の応急対策の協定に関する基本協定書第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 活動場所
- 4 活動期間
- 5 活動内容（写真添付）
- 6 活動に要した人員・資機材等の内訳
- 7 実施した社員名、担当者名及び連絡先

第1号様式（第5条関係）

応急対策要請書

平成 年 月 日

社団法人
愛知県公共職託登記士地家屋調査士協会
理事長

常清市長

災害時の応急対策の協定に関する基本協定書第5条の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 依頼番号
- 2 名称
- 3 要請場所
- 4 活動期間
- 5 要請内容
- 6 市担当者名及び連絡先

32 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が常滑市内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対応する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 常滑市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項について甲乙協議の上別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市長

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号昭和ビル5階
公益社団法人愛知建築士会
会 長

33 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が常滑市内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第5条 常滑市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市長

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号昭和ビル2階
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長

34 災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定（株式会社西島製作所名古屋支店）

常滑市（以下「甲」という。）と（株）西島製作所 名古屋支店（以下「乙」という。）とは、災害時等応急対策工事（業務）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策を行うにあたりこれに必要な建設資機材、労力等（以下「建築資機材等」という。）の提供の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

（工事（業務）の内容）

第2条 甲は災害が発生し、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策工事（業務）を要請することができるものとする。

2 乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策工事（業務）を実施するものとする。

3 応急処置対策工事（業務）の主な内容は、納入ポンプ設備に対する故障等の復旧とする。

（体制等の通知）

第3条 乙はあらかじめ災害時に備え、緊急連絡体制表を甲に書面により、通知するものとする。

2 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面により通知するものとする。

（出勤及び待機の要請）

第4条 甲は乙に対し、緊急対策工事（業務）のための出勤及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出勤要請等があった場合には、速やかに工事（業務）請負契約を締結するものとする。

（工事（業務）の指示）

第6条 工事（業務）の直接の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第7条 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の工事（業務）を実施するものとする。

2 乙の現場責任者は、出動後遅延なく作業時間及び使用建設資機材等を甲に書面により報告するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

但し、期間満了の日の3ヵ月前迄に甲又は乙から書面による契約終了の申し出のないときは、本協定は更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙と協議して定めるものとする。

（雑 則）

第10条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年10月28日

甲 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市長 片岡憲彦

乙 名古屋市中区栄二丁目8番12号（伏見KSビル2階）
株式会社西島製作所 名古屋支店
支店長 萱場治郎

35 災害時における常滑市と常滑市内郵便局の協力に関する協定書(常滑郵便局)

常滑市(以下「甲」という。)と常滑市内の郵便局(別表のとおり。以下「乙」という。)は、常滑市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、常滑市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況、被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 次に掲げる災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に把握した常滑市内の被災状況や被災者ニーズの甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等(避難者情報確認シート(避難先届)及び転居届の配付及び回収を含む。)並びにこれらを行うために必要な事項

(7) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、災害時の対応のために必要な事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、自己の業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適切な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、常滑市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するもの

とする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(代表)

第7条 この協定において、常滑郵便局が常滑市内郵便局を代表する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間を満了する1か月前までに、甲、乙いずれかから協定解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの代表者が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月3日

甲 常滑市新開町4丁目1番地

常滑市

常滑市長 片岡憲彦

乙 常滑市栄町1丁目83番地

日本郵便株式会社 常滑郵便局

局長 加藤晃生

(別表)

常滑市内の郵便局一覧

郵便局名	所在地
常滑郵便局	常滑市栄町1丁目83番地
尾張大野郵便局	常滑市大野町9丁目92番地
尾張三和郵便局	常滑市久米字陸地73番地
常滑鬼崎郵便局	常滑市神明町1丁目51番地
常滑多屋郵便局	常滑市森西町2丁目143番地2
常滑市場郵便局	常滑市市場町1丁目33番地
常滑樽水郵便局	常滑市塩田町5丁目114番地
尾張西浦郵便局	常滑市古場町7丁目28番地1
小鈴谷郵便局	常滑市小鈴谷字梶田73番地1

36 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会知多支部）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務）は、次に掲げる業務とする。

(1) 甲が開設した被災者支援相談窓口での派遣相談業務

(2) その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有

効期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月10日

甲

半田市

市長 榑原純夫

阿久比町

町長 竹内啓二

常滑市

市長 片岡憲彦

東浦町

町長 神谷明彦

東海市

市長 鈴木淳雄

南知多町

町長 石黒和彦

大府市

市長 久野孝保

美浜町

町長 神谷信行

知多市

市長 宮島壽男

武豊町

町長 糴山芳輝

乙

愛知県行政書士会 知多支部

支部長 深谷義彦

37 災害時における応急対策の協力に関する協定書(中部電力株式会社)

常滑市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社(以下「乙」という。)は、自然災害(地震・台風等)により電力設備に被害が発生したとき、または発生のおそれがあるときに、甲の施設等を乙が電力設備を復旧するための基地(以下「電力設備復旧拠点」という。)として、一時的に使用することについて次のとおり定める。

(使用目的及び使用物件)

第1条 甲は、乙の電力設備に被害が発生したとき、または発生のおそれがあるときに、次の各号の施設および施設に付帯する衛生設備、事務機器等の諸設備(以下「本施設等」という。)を、電力設備復旧拠点として、乙に使用させるものとする。

- ① 青海公民館視聴覚室、南駐車場および青海グラウンド
- ② 常滑市役所5階第5、6、7会議室および西駐車場
- ③ 大曾公園グリーンスポーツセンター研修棟およびキャンプ場一帯
- ④ 甲が指定する施設

2 前項の規定により乙に使用させる施設およびその範囲は、被災状況および避難者等の状況を勘案し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(本施設等の使用手続)

第2条 乙は、電力設備復旧拠点として本施設等を使用する必要がある場合は、口頭により甲に申出をするものとし、甲はこれを承諾するものとする。

2 乙は、第1項の承諾後、速やかに地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可または地方自治法第238条の5第1項に基づく普通財産の貸付け等の手続を行うものとする。

3 甲は、前各項の場合において、災害復旧活動で本施設等を使用する必要があるときなどの特別の事情により全部または一部を乙に使用させることができない場合は、乙と本施設等の使用範囲等について協議するものとする。

(使用期間)

第3条 乙が本施設等を使用する期間は、甲から承諾を受けた日から電力設備の復旧が完了する日までとする。

(遵守事項)

第4条 乙は、本施設等を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

(損害賠償)

第5条 乙は、故意または重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(使用料)

第6条 甲は、本施設等を乙に無償で使用させるものとする(光熱水費等を含む)。

(連絡体制)

第7条 甲および乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先および連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の連絡先および連絡方法に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

(本施設等の返還)

第8条 乙は、第3条に定める本施設等の使用期間が満了した場合は、本施設等を使用する前の状態に復し、すみやかに甲に返還するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この有効期間満了の日前1箇月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月16日

甲 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市役所
常滑市長 片岡憲彦

乙 愛知県常滑市字古社24番地の8
中部電力株式会社
常滑営業所長 橋本和典

38 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、常滑市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の職員が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルヂング7F
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼光雄

別表（第3条関係）

（例）

<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーハウス（1.0～4.5坪） ○コンテナ倉庫 ○発電機（2～3KVA） ○発電機（13～90KVA） ○発電機（100～400KVA） ○パソコン用発電機（0.9～2.8KVA） ○超低騒音発電機（25～60KVA） ○三電源仕様発電機（25～60KVA） ○電工ドラム ○エンジンコンプレッサー（25～100HP） ○水中ポンプ普通揚程（2～8吋） ○投光機（2灯式・4灯式） ○バルーン投光機（400W・1000W） ○簡易水洗トイレ ○シャワーユニット ○ポリローリタンク（500～2000ℓ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○クールミスト ○スポットクーラー ○移動式エアコン（12HP・25HP） ○ジェットヒーター ○ブライツヒーター ○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター） ○無線機 ○ダンプ（軽・2T・4T） ○トラック（軽・2T・4T） ○トラッククレーン付（2T・4T） ○散水車（2T・4T） ○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2m³） ○バックホー後方小旋回（0.25～0.7m³） ○スタンドファン ○製氷機 ○ウォータークーラー
---	---

39 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書（愛知県社会保険労務士会）

常滑市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、常滑市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又はこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務についての必要事項を定めることにより、相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における被災者等の不安解消及び生活の復興支援を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙による相談業務を実施する必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合、甲は電話等により乙に協力を要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙は、その専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、次の相談業務を行うものとする。

(1) 労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手続きの仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

(2) 健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金及び障害年金の手続きの仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行及び年金の各種変更手続きの仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第4条 乙は、甲の協力要請に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は、実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、相談業務が終了したときは、甲に対して報告するとともに、速やかに協力実施報告書（第

2号様式)を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務に従事する相談員の人件費及びその他費用については、原則として乙の負担とする。ただし、その他費用の負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談料)

第7条 この協定により実施する相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、相談業務の実施において知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(損害の補償)

第9条 相談業務の実施において、乙又は乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月6日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

乙 愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号
愛知県社会保険労務士会
会長 大滝 春義

40 災害時の水道事業支援協力に関する協定書（株式会社フューチャーイン）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社フューチャーイン（以下「乙」という。）は、災害時における水道事業に関する応急給水活動等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施するために甲と乙が協力することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対し、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

（1）応急給水活動

（2）水道事業における電話等窓口対応

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する支援要請は、期間、内容、理由その他必要事項を記載した災害時の水道事業支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出する方法によることができる。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、曜日と祝日にかかわらず24時間体制で対応に努めるものとする。ただし、甲の要請において期間、時間等が示された場合はそれに従うものとする。

2 乙は、甲の要請により実施した支援協力の内容について、速やかに災害時の水道事業支援協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担及び支払い）

第5条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な額を基準とし、甲と乙が協議の上、決定する。

3 前項により決定した費用について乙の請求があったとき、甲はその内容を確認し、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（支援体制の整備と相互連携）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報伝達及び支援体制を整備し、日ごろから情報交換を行うなど、相互連携の強化に努めるものとする。

（個人情報）

第7条 乙は、この協定に定める協力を通じて知りえた個人情報に関する事項については、これを他の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない。この協定の有効期間が終了した後においても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間を満了する1か月前までに、甲、乙いずれからも協定解約の申し出がないときは、当該期間満了の翌日から起算して更に1年間効力を有するものとし、以降についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの代表者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月18日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

乙 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン
代表取締役社長 伊藤利英

41 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1） 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（2） その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

甲 常滑市新開町四丁目1番地
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

42 災害時における水道管路施設の漏水調査支援に関する協定書（フジテコム株式会社）

常滑市水道事業（以下「甲」という。）とフジテコム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）の発生時に、管路の給水機能の早期回復のために甲が行う水道管路施設（以下「本施設」という。）の漏水調査等に必要となる支援（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害等発生時に、乙が甲の要請に基づいて実施する支援業務に関して基本的な事項を定め、災害時等において被災した本施設の機能の早期復旧するために漏水調査を行うことを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害等発生時の応急復旧（甲が他都市等からの支援要請を受けて実施する応急復旧活動を含む。）に対し、乙が所有する資材、機材（以下「漏水調査資機材」という。）及び人員派遣が必要であると認めるときは、乙に対し、支援要請することができる。

2 前項の支援要請は、甲が乙に対し、要請書（様式1）を提出して行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（支援の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に要請する内容は、次のとおりとする。

（1）漏水調査業務

（2）漏水調査資機材の提供

（3）その他本施設等の調査に関する必要な業務

（情報共有）

第4条 災害等発生時における迅速な調査体制を確立するため、甲が乙に対し、応急復旧調査活動に必要なとなる施設状況等の情報を開示するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙は、この協定に定める協力を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない。この協定の有効期間が終了した後においても同様とする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し報告書（様式2）を提出することとする。

（費用の負担）

第7条 乙の提供した漏水調査資機材及び人員派遣に要した費用は有償とし、甲が負担するものとする。

2 費用の算出方法については、甲が定める基準により積算した額により、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害及び事故対応等)

第8条 乙は、甲が要請した支援業務を行った際に事故が発生したときは、速やかに甲に対しその状況を報告するものとする。

2 支援業務により生じた第三者等への損害の負担は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

3 支援業務により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の責任において行うものとする。

第9条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

(優先順位)

第10条 乙は、広域にわたって災害等が発生した場合において、本協定と同様の協定を結ぶ他の事業者から要請があった場合は、原則として、支援要請を受けた順に支援する。

ただし、災害等の規模や被災状況等を勘案し、乙は、支援の順を変更することができるものとし、これにより、甲に対する支援の順が遅くなる場合は、甲に対し、その旨通知しなければならない。

(無答責)

第11条 乙の支援業務は、災害等発生時の人道的物的支援の一環であり、前条の場合を含め乙が甲から支援要請を受けながら、支援できなかった場合でも、乙は甲に対し、損害賠償等何らかの責を負わないものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、その各1通を保有する。

令和3年3月11日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地

常滑市水道事業

常滑市長 伊藤 辰矢

乙 東京都千代田区神田佐久間町二丁目20番地

フジテコム株式会社

代表取締役 森山 慎一

43 災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、常滑市内で地震、風水害、雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、常滑市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、災害が発生又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるものとする。特に、甲が管理する緊急輸送道路については、他の道路よりも優先的に通行の確保を行うものとする。
- （3）乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、他の緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4）甲及び乙は、両者が保有する連絡、通信手段等を利用し、市民に対して停電情報、復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （5）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認、調整等情報を共有する。
- （6）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （7）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、両者が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、両者の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から令和4年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月2日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 愛知県常滑市字古社24番地の8
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長 小田川 尊史

44 災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書（中部電力パワーグリッド株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年7月2日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（対象道路）

第1条 この確認書において対象とする道路は、甲が管理する道路とする。

（連絡体制）

第2条 協定書第3条第1号において、情報共有を行う際の甲及び乙における各部署の窓口は、災害等緊急連絡先のとおりとする。なお、災害等緊急連絡先に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

（電力設備等の除去）

第3条 乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる電力設備等の除去を、優先して実施するものとする。

2 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備等が支障を来たと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、電气的安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立合いのもと実施することとする。

（要請手続）

第4条 乙は、甲に対して道路啓開作業の協力を要請する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、要請するものとする。

- （1）作業内容
- （2）場所（住所、地図）
- （3）写真
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

(重要施設リストの共有)

第5条 甲及び乙は、重要施設のリストを平時から作成し、甲乙共有するものとする。なお、当該リストに変更が生じた場合には、随時更新するものとする。

(協議)

第6条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月2日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 愛知県常滑市字古社24番地の8
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長 小田川 尊史

45 常滑市災害ボランティアセンターの開設・運営等に関する協定書

常滑市（以下「甲」という。）と社会福祉法人常滑市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、常滑市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の開設、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に災害ボランティアセンターの開設及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（災害ボランティアセンターの開設要請）

第3条 甲は、災害ボランティアセンターを開設する必要があると判断したときは、乙に災害ボランティアセンターの開設を要請するものとする。

（災害ボランティアセンターの設置場所）

第4条 災害ボランティアセンターの本部事務所は、乙が管理するところなめ市民交流センターに設置するものとする。ただし、被災状況によりところなめ市民交流センターに設置が困難である場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により災害ボランティアセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（災害ボランティアセンターの運営）

第5条 乙が設置する災害ボランティアセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が災害ボランティアセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（災害ボランティアセンターの業務）

第7条 災害ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) 災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管、管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 常滑市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況、避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画、復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他災害ボランティア活動に必要な情報
 - (10) 関係機関、団体との間の連絡、調整、仲介等
 - (11) その他センターの活動に必要な業務
- (個人情報保護)

第8条 乙及び災害ボランティア等は、災害ボランティアセンターの管理運営に当たり、業務上知り得た被災者の個人の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 災害ボランティアセンターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

- 3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出するものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- 3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(災害ボランティアセンターの閉鎖)

第 12 条 甲は、災害の復旧状況等を考慮し災害ボランティアセンターの閉鎖を乙に要請するものとする。

(損害補償)

第 13 条 災害時における応急、復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第 14 条 甲は、乙に災害ボランティアセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(訓練の実施)

第 15 条 甲及び乙は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(連絡責任者)

第 16 条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結後 1 年間とし、甲又は乙から異議の申出がない限り、自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 18 条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月 1 日

甲 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市
常滑市長 伊藤 辰 矢

乙 愛知県常滑市神明町 3 丁目 3 5 番地
社会福祉法人 常滑市社会福祉協議会
会長 栗山 和 弘

46 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）

常滑市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、常滑市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや租大ごみをいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項
(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月17日

甲 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会長

47 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛知県、県内市町村、下水道管理者、一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事

愛知県流域下水道管理者 愛知県知事

名古屋市市長

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び

下水道事業管理者

豊橋市長

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

岡崎市市長

岡崎市公共下水道管理者 岡崎市市長

一宮市長

一宮市水道事業等管理者

瀬戸市長

瀬戸市公共下水道管理者 瀬戸市長

半田市長

半田市公共下水道管理者 半田市市長

春日井市長

春日井市公共下水道管理者 春日井市長

豊川市長

豊川市公共下水道管理者 豊川市長

津島市長

津島市下水道管理者 津島市長

碧南市長

碧南市公共下水道管理者 碧南市市長

刈谷市長

刈谷市公共下水道管理者 刈谷市長

豊田市長

豊田市事業管理者

安城市市長

安城市公共下水道管理者 安城市市長

西尾市長

西尾市公共下水道管理者 西尾市長

蒲郡市長

蒲郡市公共下水道管理者 蒲郡市長

犬山市市長

犬山市公共下水道管理者 犬山市市長

常滑市長

常滑市公共下水道管理者 常滑市長

江南市長

江南市公共下水道管理者 江南市長

小牧市長

小牧市公共下水道管理者 小牧市長

稲沢市長

稲沢市公共下水道管理者 稲沢市長

新城市市長

新城市公共下水道管理者 新城市市長

東海市長

東海市公共下水道管理者 東海市市長

大府市長		大口町長	
大府市公共下水道管理者	大府市長	大口町公共下水道管理者	大口町長
知多市長		扶桑町長	
知多市公共下水道管理者	知多市長	扶桑町公共下水道管理者	扶桑町長
知立市長		大治町長	
知立市公共下水道管理者	知立市長	大治町公共下水道管理者	大治町長
尾張旭市長		蟹江町長	
尾張旭市公共下水道管理者	尾張旭市長	蟹江町公共下水道管理者	蟹江町長
高浜市長		飛島村長	
高浜市公共下水道管理者	高浜市長	阿久比町長	
岩倉市長		阿久比町公共下水道管理者	阿久比町長
岩倉市公共下水道管理者	岩倉市長	東浦町長	
豊明市長		東浦町公共下水道管理者	東浦町長
豊明市公共下水道管理者	豊明市長	南知多町長	
日進市長		美浜町長	
日進市公共下水道管理者	日進市長	武豊町長	
田原市長		武豊町公共下水道管理者	武豊町長
田原市公共下水道管理者	田原市長	幸田町長	
愛西市市長		幸田町公共下水道管理者	幸田町長
愛西市公共下水道管理者	愛西市市長	設楽町長	
清須市長		東栄町長	
清須市公共下水道管理者	清須市長	東栄町公共下水道管理者	東栄町長
北名古屋市長		豊根村長	
北名古屋市公共下水道管理者	北名古屋市長	愛北広域事務組合管理者	岩倉市長
弥富市長		中部知多衛生組合管理者	常滑市長
弥富市公共下水道管理者	弥富市長	東部知多衛生組合管理者	大府市長
みよし市長		衣浦衛生組合管理者	高浜市長
みよし市公共下水道管理者	みよし市長	常滑武豊衛生組合管理者	武豊町長
あま市長		蒲郡市幸田町衛生組合管理者	蒲郡市長
あま市公共下水道管理者	あま市長	逢妻衛生処理組合管理者	豊田市長
長久手市長		西知多医療厚生組合管理者	東海市長
長久手市公共下水道管理者	長久手市長	尾張東部衛生組合管理者	瀬戸市長
東郷町長		海部地区環境事務組合管理者	蟹江町長
東郷町公共下水道管理者	東郷町長	小牧岩倉衛生組合管理者	小牧市長
豊山町長		知多南部衛生組合管理者	南知多町長
豊山町公共下水道管理者	豊山町長	尾張旭市長久手市衛生組合管理者	尾張旭市長

刈谷知立環境組合管理者 刈谷市長

江南丹羽環境管理組合管理者 江南市長

北設広域事務組合管理者 設楽町長

北名古屋衛生組合管理者 北名古屋市長

尾三衛生組合管理者 東郷町長

日東衛生組合管理者 日進市長

五条広域事務組合管理者 あま市長

知多南部広域環境組合管理者 半田市長

48 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省中部地方整備局)

国土交通省中部地方整備局長(以下「整備局長」という。)と、常滑市長(以下「市長」という。)とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員(リエゾン)が派遣されている間とする。

- 一 常滑市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 常滑市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等)被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月7日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省中部地方整備局長 富田英治

常滑市新開町4丁目1番地

常滑市長 片岡憲彦

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県防災局長 中野秀秋

49 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、常滑市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、常滑市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、常滑市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、常滑市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の常滑市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、常滑市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 甲が、常滑市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成

するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月25日

（甲） 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

（乙） 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

50 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広

域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヵ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月15日

甲

半田市

市長 榑原純夫

阿久比町

町長 竹内啓二

常滑市

市長 片岡憲彦

東浦町

町長 神谷明彦

東海市

市長 鈴木淳雄

南知多町

町長 石黒和彦

大府市

市長 久野孝保

美浜町

町長 神谷信行

知多市

市長 宮島壽男

武豊町

町長 糴山芳輝

乙

株式会社ゼンリン

51 災害時の放送等伝達に関する協定書（知多半島ケーブルネットワーク株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害及び感染症拡大等による緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に放送等伝達の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送等伝達の依頼）

第2条 甲は、災害時における被害の抑制又は応急対策を実施する上で、乙による放送等が伝達手段として有効なものと判断する場合には、乙に対し放送等伝達の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し前項の放送等伝達に必要な資料の提供を求めることができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等伝達の依頼をするものとする。

- (1) 放送等伝達の内容
- (2) 希望する放送等伝達の日時
- (3) その他必要な事項

（放送等伝達の実施）

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送等により伝達するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送等伝達の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（協定の効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月6日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 愛知県常滑市かじま台一丁目161番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役 中西 満

52 災害時のデータ放送に関する覚書（知多半島ケーブルネットワーク株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に乙の提供するデータ放送（緊急L字画面。以下「データ放送」という。）を使用する上で、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲及び乙が、令和2年11月6日に締結した「災害時の放送等伝達に関する協定」に基づき、甲が乙の提供するデータ放送を使用する際の運用方法を定めるものとする。

（放送基準）

第2条 甲において災害対策本部又は感染症対策本部が設置された場合等、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるときは、乙の提供するデータ放送を使用することができる。

（運用）

第3条 データ放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

- (1) 甲はLアラート又はデータ放送の専用入力フォームに、災害等に関する情報を入力する。
- (2) 乙は甲が入力した情報を受信し、放送設備を自動起動させ、データ放送を開始する。ただし、気象庁から大雨又は洪水警報等が発表されたときは、乙は甲の要請を待たずに、データ放送を開始できるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月6日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 愛知県常滑市かじま台一丁目161番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役 中西 満

53 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定(県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合)

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合(以下「協定市町村等」という。)の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等(以下「応援協力市町村等」という。)は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力を要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協定市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日	名古屋市長	松原武久	豊橋市長	早川勝
	岡崎市長	柴田紘一	一宮市長	谷一夫
	瀬戸市長	増岡錦也	津島市長	三輪優
	刈谷市長	榎並邦夫	安城市長	神谷学
	蒲郡市長	金原久雄	常滑市長	石橋誠晃
	稲沢市長	服部幸道	新城市長	穂積亮次
	知多市長	加藤功	知立市長	本多正幸
	田原市長	白井孝市	愛西市長	八木忠男
	蟹江町長	横江淳一	飛島村長	久野時男
	弥富町長	川瀬輝夫	一色町長	都築讓
	設楽町長	加藤和年	東栄町長	森田昭夫

知多中部広域事務組合管理者 半田市市長 榊原伊三	愛北広域事務組合管理者 江南市長 堀元
衣浦衛生組合管理者 高浜市長 森貞述	豊川宝飯衛生組合管理者 豊川市長 中野勝之
知多南部衛生組合管理者 南知多町長 森下利久	豊田三好事務組合管理者 豊田市長 鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合 春日井市長 鵜飼一郎	知北平和公園組合管理者 東海市長 鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長 中村晃毅	
立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明	

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

54 災害時の医療救護活動に関する協定書(常滑市薬剤師会)

災害時において、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び常滑市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき常滑市が実施責任を負う医療救護の万全を期するため常滑市(以下「甲」という。)と常滑市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり災害時の医療救護に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定める。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施するため、災害救助法及び防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班(以下「薬剤師班」という。)を編成し派遣する。

(薬剤師班の活動場所)

第3条 薬剤師班は、避難所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

(薬剤師班の業務)

第4条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(活動記録及び報告)

第7条 薬剤師班の代表者(班長)は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(業務災害報告)

第8条 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(実費弁償等)

第9条 災害救助法に基づき、の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の実費弁償は、同法の定めるところにより甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する実費弁償
- (2) 緊急の場合に、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の実費弁償

(扶助費)

第10条 災害救助法に基づき、甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係る業務災害に対しては、同法に定めるところにより甲が扶助金を支給する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(雑則)

第13条 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。

3 前項の有効期限を満了する1箇月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年1月4日

甲 常 滑 市 長 片 岡 憲 彦

乙 常滑市薬剤師会長 関 正 喜

55 災害時の医療救護活動実施細目(常滑市薬剤師会)

常滑市(以下「甲という。」)と常滑市薬剤師会(以下「乙という。」)との間において平成24年4月1日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書(常滑市薬剤師会)」(以下「協定書という。」)第11条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の派遣体制)

第1条 乙は、甲の要請に応じて直ちに薬剤師が派遣できるよう常に体制を整備する。

(薬剤師班の編成)

第2条 協定書第2条に規定する薬剤師班は、原則として薬剤師3名を1班とし、そのうち1名を班長とする。ただし、人数が不足するときは、薬剤師2名を1班とし、そのうち1名を班長とする。

(派遣要請)

第3条 甲は乙に対し薬剤師班を要請する場合は、薬剤師班派遣要請書(様式1)により行う。なお、緊急に口頭又は電話等で派遣要請を行った場合は、後日あらためて薬剤師班派遣要請書(様式1)により文書で行う。

2 甲は、災害救助法第24条第1項の規定に基づいて、乙に薬剤師班の派遣を要請する場合は、同法の定めるところにより公用令書を交付する。

(派遣報告)

第4条 乙は、甲の要請により薬剤師班を派遣するときは、速やかに薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を甲に報告する。

(記録及び報告)

第5条 薬剤師班の班長は、協定書第7条に基づき、医療救護活動に係る記録として薬剤師班活動報告書(様式2)を作成し、乙を経て甲に報告する。

2 協定書第6条のただし書きに基づき、緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合には、医薬品等使用簿(様式3)を作成し、乙を経て甲に報告する。

(業務災害報告)

第6条 業務災害が発生した場合、乙または薬剤師班の班長は、協定書第8条に基づき、業務災害報告書(様式4)により甲に報告する。

(実費弁償)

第7条 協定書第9条第1号に規定する薬剤師班の派遣に要した実費弁償は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)の定めるところによる。

2 協定書第9条第2号に規定する緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の費用弁償は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

(実費弁償の請求)

第8条 実費弁償の請求は、薬剤師班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、実費弁償請求書(様式5)により甲に請求する。

(扶助費の請求)

第9条 協定書第10条に規定する扶助費の支給を受ける者は、災害救助法施行細則の定めにより扶助金支給申請書により、甲に申請する。

(実費弁償及び扶助費の支払)

第10条 甲は、第8条及び第9条により請求または申請を受けた場合は、内容を審査し、適切と認めたときは、災害救助法施行規則に定められた額により速やかに乙に支払う。

上記の医療救護活動実施細目について合意の証とするため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年1月4日

甲 常 滑 市 長 片 岡 憲 彦

乙 常滑市薬剤師会長 関 正 喜

様式1

薬剤師班派遣要請書

平成 年 月 日

常清市薬剤師会長 様

常清市長 印

災害時における医療救護活動を適切に実施するため、下記に留意の上、薬剤師班を派遣してください。

なお、派遣される薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を速やかに報告してください。

記	
1	災害の状況
2	派遣を要する理由
3	派遣を要する班数・人員等
4	派遣する場所
5	派遣する期間
6	活動内容
7	派遣に際して携帯を要する物資、資材等
8	その他必要な事項
9	備考

様式2

薬剤師班活動報告書

平成 年 月 日

薬剤師班長氏名 印

氏名	住 所
薬剤師班	
従事期間	年 月 日 午前・午後 時から 月 日 午前・午後 時まで
従事場所	区 分 施設の名称及び所在地
従事内容	区 分 具体的な活動内容、服薬指導の件数等
	① 医薬品等の供給 ② 服薬指導・相談 ③ 保管・管理 ④ その他
特記事項等	

注：「薬剤師班活動報告書」は班長が記載の上、常清市薬剤師会を経て常清市に提出。
 ：「従事場所や従事内容については、別紙で可。
 ：「医薬品等使用簿（様式3）」と同時に提出。

様式3

医薬品等使用簿

平成 年 月 日

薬剤師班長氏名 印

区 分	施設の名称及び所在地		
従事場所	① 避難所 ② 集積所 ③ その他		
従事期間	年 月 日 午前・午後 時から 月 日 午前・午後 時まで		
使用した医薬品・資器材一覧表	品 名	数 量	単 価
			金 額
特記事項等			

注：「医薬品等使用簿」は、緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め常清市薬剤師会が供給するものを使用した場合に班長が記載の上、常清市薬剤師会を経て常清市に提出。
 ：使用した医薬品・資器材一覧表は、別紙で可。
 ：「薬剤師班活動報告書（様式2）」と同時に提出。

56 災害時の医療活動に関する協定書(知多郡医師会、常滑市医師団)

常滑市(以下「甲」という。)、一般社団法人知多郡医師会(以下「乙」という。)及び知多郡医師会常滑市医師団(以下「丙」という。)は、災害時における医療活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、知多半島地域及びその周辺地域において、地震等自然災害の発生などにより、通常の医療活動を実施することが困難な場合に、当該地域における医療を確保することを目的として締結する。

(医療救護班の要請)

第2条 甲は、前条に規定する場合においては、丙に対し医療救護班の編成及び医師等の派遣を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定により要請を受けた場合は、知多郡医師会災害時医療活動規定(以下「災害時医療活動規定」という。)に基づき医師等を派遣するものとする。

3 甲が第1項の要請をすることが困難な場合には、丙は、自らの判断で医療活動を開始することができ、その状況を速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)傷病者のトリアージ

(2)傷病者に対する応急処置

(3)傷病者搬送の可否及び搬送先の指示

(4)死亡の確認及び死体の検案

(救護対策本部及び災害時医療救護所)

第4条 常滑市保健センターを救護対策本部とし、災害時医療救護所(以下「救護所」という。)は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によって必要な場合は、別に救護所を設置する。

(1)三和小学校

(2)青海中学校

(3)常滑市体育館

(4)常滑中学校

(5)大曾公園管理事務所

(6)南陵中学校

(7)小鈴谷小学校

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、災害時医療活動規定第2条第2項に規定する地区医師団代表又はその責務を代行するものが行うものとする。

2 医療活動の連絡調整は、救護対策本部等が行うものとする。

(医療器具、医薬品等の供与)

第6条 医療救護班が使用する医療器具、医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が救護所等に備蓄する。

(医療活動の記録と報告)

第7条 丙は、医療救護班ごとに診療記録及び医薬品、医療材料等の使用簿を整備し、医療活動実施後、医療活動記録を日報にまとめ、甲に報告するものとする。

2 救護所において使用する診療記録簿は、災害時医療用のものをあらかじめ甲が用意する。

(福祉避難所)

第8条 甲は、在宅療養者、障がい者等が避難するための常滑市地域防災計画に掲げる福祉避難所を開設する。

2 甲は、福祉避難所において、医療救護班の医療業務に該当する医療を必要とする患者が確認された場合は、丙に対して、福祉避難所往診を要請する。

3 丙は、前項の規定により要請を受けた場合は、速やかに福祉避難所へ医療救護班医師又は業務可能な医師を派遣する。

4 福祉避難所における医療業務は、救護所における医療業務と同等のものとし、第3条に準ずるものとする。

(救護対策本部の解散)

第9条 救護対策本部は、通常の医療活動が可能となるなど、災害時医療活動が必要なくなったと判断される時点で、甲乙丙協議のうえ解散する。

(実費弁償)

第10条 この協定に基づき、丙が医療活動を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の医師等の派遣に対する実費弁償

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 医療救護班の医師等が医療活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める実費弁償等の額については、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する実費弁償は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定めるところによる。

(2) 前項第2号に規定する実費弁償は、実費の額とする。

(3) 前項第3号に規定する扶助金は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定めるところによる。

(実費弁償等の請求)

第11条 前条第1項第1号に定める実費弁償及び同項第2号に定める実費弁償は、甲の定めるところにより、丙が一括して請求するものとする。

2 前条第1項第3号に定める扶助金は、甲の定めるところにより、受給資格を有する者で支給を受けようとする者が請求するものとする。

(支給)

第12条 甲は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やか

に支払うものとする。

(医事紛争の措置)

第13条 この協定に基づく医療活動により医療救護班と傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、丙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙丙協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から2年間とする。

2 前項の有効期間を満了する1か月前までに、甲、乙、丙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

平成10年4月1日締結の「災害時の医療活動に関する協定書」は平成26年4月8日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月9日

甲 常 滑 市 長 片 岡 憲 彦

乙 一般社団法人
知多郡医師会長 竹 内 正

丙 知多郡医師会
常滑市医師団代表 高 橋 克 壽

57 災害時の医療救助活動実施細目(知多郡医師会、常滑市医師団)

常滑市、一般社団法人知多郡医師会及び知多郡医師会常滑市医師団(以下「常滑市医師団」という)が締結した「災害時の医療活動に関する協定書」第14条の規定に基づく実施細目は次のとおりとする。

- 1 災害時、常滑市長の要請により常滑市医師団が、医療救護班を編成するときは、常滑市医師団は、直ちに地区災害対策本部を設置し、医師団代表をもって対策本部長に充てる。
- 2 常滑市医師団は、常滑市長の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。
- 3 医療救護班の編成は、1班当たり医師2名から3名、看護師2名から3名、事務職1名から2名を基本とし、うち医師1名を班長とする。なお、看護師について常滑市医師団から派遣することが難しい場合は、医療救護本部が常滑市民病院に派遣協力を求める。
- 4 常滑市医師団は、常滑市長の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班の氏名、生年月日、住所及び職種を常滑市長に報告する。
- 5 常滑市長の派遣要請は、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号)第4条に規定する従事命令の方法又はこれに準ずる方法によるものとする。
- 6 常滑市長は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を常滑市医師団へ伝達する。ただし、後刻その内容を文書により通知する。
 - (1) 災害発生の日時、場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する医療救護所名、医療救護班の数
 - (4) 派遣方法又は手段
 - (5) 派遣の期間
 - (6) その他必要な事項
- 7 医療救護班は、自己の車両で出動する場合は、「通行証のステッカー」を見やすい所に置き、二次災害や出勤時等の災害に充分注意する。
- 8 医療救護班は、愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて災害現場、避難所、医療機関などに設置された応急救護所において業務を行うことを原則とする。
- 9 傷病者の搬送は、原則として地元消防隊を要請する。
- 10 医療救護班長は、医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めたときは、傷病者に入院指示書(様式1)を交付する。
- 11 医療救護班長は、医療救護班診療記録(様式2)及び救護班医薬品、医療資機材使用簿(様式3)を整備すると共に、その活動状況を医療救護班日報(様式4)に記載し、常滑市医師団代表を経て常滑市長へ報告するものとする。
- 12 業務災害が発生した場合は、医療救護班長の報告を経て、常滑市医師団代表は、業務災害報告書(様式5)により常滑市長に報告するものとする。
- 13 医療救護班が使用した手持ちの医薬品、医療資材の費用又は医療救護時に被った物的損害、医療救護

班員の費用弁償等については、常滑市医師団代表が医療救護班ごとにとりまとめ、費用弁償等請求書(様式6)により常滑市長に請求する。

14 医療救護班長の発行した入院指示書に基づき、臨時救護所として行った病院、救護所での医療の費用については、医療機関が医療費請求書(様式7)により常滑市長に請求する。

15 扶助金については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書(様式8)により常滑市長に請求する。

16 この細目で不足を生じた場合は、すべて愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて行うものとする。

平成26年4月9日

様式2

医療救護班診療記録								
救護所所在地 _____								
班長 氏名 _____ 印 _____								
年月日	市町名	患者氏名	性別	年齢	病名	措置	概要	備考

(続)

入院指示書を受け取られた方へ

- この医療指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。
- 治療を受ける時、この指示書を医療機関へ渡してください。

医療機関へ

- この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取り扱ってください。
- この入院指示書は、請求書に必ず添えてください。
- 表面の医療機関名欄に記入してください。

様式1

災 入 院 指 示 書	
氏 名 _____	年 齢 _____ 歳
住 所 _____	
病 名 _____	
上記病名により 医療機関で入院治療を要す。	
年 月 日 _____	
常滑市医師団 救護班長	
印	
医療機関名*	

様式5-1(1)

業務災害報告書

常 滑 市 長 殿

年 月 日

常滑市医師団 代表 印

医療救護班として救助業務に従事した者に、別紙(様式5-2)のと
おしり事故傷病者が発生しましたので報告します。

様式4

医療救護班日報

年 月 日

救護班班長氏名 印

救護班氏名	医 師 看 護 師 事 務						
従事した救護所所在地							
救護人員	外 科	内 科	そ の 他	計	入 院 指 示 書	死 体 検 案	
	人	人	人	人	件	件	
備 考							

救護班長→常滑市医師団代表→市長

様式3

救護班医薬品・医療資器材使用簿

救護所所在地

班長 氏名 印

使用年月日	使用 医 薬 品 等	使用量	購入価格	備 考

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種	所属医療機関・団体名						
傷病名		程度	重症・中等症・軽症	転帰			
外来・入院(月日)		診療入院医療機関名					
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分						
受傷(発病)場所							
受傷(発病)時の状況							

様式 6-①

費用弁償等請求書

常 滑 市 長 殿

常滑市医師団 代表 印

年 月 日

請求金額 円

災害時の医療救助に関する協定書の規定による実費弁償等として、下記の金額を請求します。

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

添付書類
算出明細書

様式 6-②

委任状

私共は、常滑市医師団代表 を代表者として、今次災害の救助業務に係る費用の請求並びに受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住所又は所属	職 種	氏 名	印

様式7

医療費請求書

常 滑 市 長 殿

年 月 日

医療機関所在地 名称
開設者氏名 印

災害時の医療救助に関する協定書の規定による医療救助の費用として、
下記の金額を請求します。

請求金額 _____ 円

添付書類
1. 費用算出明細書
2. 入院指示書

様式8

扶助金支給申請書

療養 体業
障害 遺族 打切

常 滑 市 長 殿

年 月 日

住所
氏名 印

災害時の医療救助に関する協定書の規定による扶助金として、下記の
金額を支給してください。関係書類を添えて申請します。

申請金額 _____ 円

従事者又は協力者	住所氏名	職 業	生年月日	職 業	備 考
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養又は休業を要する見込期間					
氏 名		本人との関係	生年月日	職 業	備 考
添付書類 算出明細書					

1 実費弁償明細書

従事年月日	単 価	金 額	医師看護師等の別	氏 名
計				

2 旅費明細書

施行年月日	施行地	宿泊先	鉄道賃		日 当		宿泊料		旅行の経路 及び区域	氏 名
			行程 km	運賃 円	日数 日	定額 円	夜数 夜	定額		
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
自 . . . 至 . . .										
計										

3 超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数 (A)	超過勤務時間 (A-8)	1時間当り 単 価	金 額	医師、看護師 等の別	氏 名

(注) 超過勤務時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とすること。

4 薬品費(衛生材料を含む)明細書

品 名	単 価	使用数量	単 価	金 額	備 考

5 自動車、舟艇借上料明細書

借上年月日	用途	使用区間	種類 (トラック、舟艇等)	台数	単価	金額	借上料

6 機械器具等修繕費明細書

修繕年月日	品名	修繕箇所	修繕請負者	金額	修繕物の所有者

7 燃料費明細書

使用年月日	車種	用途	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入(調達)先

「災害時の医療活動に関する協定書」の第6条に定める備蓄を必要とする医薬品等は、次のとおりとする。

	医 薬 品 等		数 量
多 人 数 用 救 急 箱	1	トーマーボトル	1
	2	オイチミンD 10 g	10
	3	キーパン 60ml	3
	4	サトウハップW 12 枚入	2
	5	清浄綿ソフティ 25 枚入	1
	6	サトウバン帯状自由型 50mm×2 枚	1
	7	サトウバン 20 枚入	2
	8	バイリーンホスピタル 大、小	5
	9	ユートク紙絆 9 mm×10 m	3
	10	ガーゼ局外 30cm×1 m	10
	11	三角巾ロール巻	20
	12	救急包帯 小	6
	13	伸縮包帯 4 列	5
	14	パワーステンレスハサミ	3
	15	トゲ抜兼用ピンセット 大	3
	16	安全ピン 5 個入	5
	17	体温計	1
	18	副木セット (大 中 小 3 枚組)	2
	19	止血帯	2
	20	救急お手当法	1
	21	ボールペン	3
	22	メモ帳	2
処 置 用 物 品 ・ 一 般 医 療 資 機 材 等	1	伸縮式包帯 5 cm幅 10 入	1
	2	巻軸包帯 4 列	1
	3	紙覆布 (90cm×90cm) (メディスポ)	2
	4	綿球 中 20 個人	2
	5	クーパー	1
	6	コッヘル	3
	7	縫合セット (持針器、縫合針、縫合糸、メス、ピンセット、コッヘル他)	2
	8	清潔手袋 (パウダーフリー) 6.5、7.0、7.5 (20 入)	各2
	9	経口エアウェイ 3 サイズ	各1
	10	脱脂綿 100 g	1
	11	網包帯 大、中、小	各6
	12	アルフェンス 3号	3
	13	マスク 紙製 100 枚入	1
	14	ディスポ手袋 プラスチック 中 100 枚入	1

58 災害時の歯科医療救護に関する協定書(知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会)

常滑市(以下「甲」という。)と知多郡歯科医師会(以下「乙」という。)及び常滑市歯科医師会(以下「丙」という。)は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、甲が乙及び丙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される災害その他地域防災計画に基づき甲が丙に出動を要請する必要がある規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等)をいう。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、丙に対し、歯科医師その他必要とする者(以下「歯科医師等」という。)の派遣を要請する。

2 丙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、乙と調整の上、速やかに歯科医師等で構成する班(以下「歯科医療救護班」という。)を編成し、甲の指定する災害時医療救護所その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣するものとする。

3 丙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、丙の判断により救護所等に歯科医療救護班を派遣することができるものとする。

4 丙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告するものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは、当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

(指示及び連絡調整)

第3条 丙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護活動に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護活動の実施場所)

第4条 歯科医療救護班は、原則として救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、丙の会員の歯科医療施設において実施することができる。

2 前項ただし書に規定する場合において、丙は丙の会員の歯科医療施設の利用について協力を得られるよう努めるものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
- (2) 医科のトリアージへの立会い及び口腔領域等の被災者の早期対応
- (3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置

- (4) 歯科診療記録等による身元確認の協力
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項
(医薬品等の供給)

第6条 歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用機材等(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、丙が供給するものとする。

- 2 甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとする。
(医療費)

第7条 救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

- 2 収容された歯科医療施設における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から歯科医療施設に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。
(報告)

第8条 歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護活動に関し、必要な記録をするとともに、甲に報告するものとする。
(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、丙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 丙における歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 丙が供給した医薬品等(丙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む。)のうち使用したものに係る経費
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

- 2 前項各号に定める費用弁償の内容については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。
(医事紛争の措置)

第10条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡をするものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、丙と協議の上、誠意を持って解決のための適当な措置を講ずるものとする。
(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定める。
(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の

1箇月前までに、甲、乙又は丙いずれかから何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙丙が協議して定める。

上記協定の成立の証とするため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年10月1日

(甲) 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

(乙) 愛知県常滑市栄町6丁目172番地
知多郡歯科医師会
会長 飯嶋英文

(丙) 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3
常滑市歯科医師会
会長 中村充良

59 災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目(知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会)

常滑市(以下「甲」という。)と知多郡歯科医師会(以下「乙」という。)及び常滑市歯科医師会(以下「丙」という。)は、災害時の歯科医療救護に関する協定書(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり定める。

(歯科医療救護班の派遣要請)

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定による歯科医療救護班の派遣要請に際し、次に掲げる事項を、書面により丙に伝達する。ただし、緊急の場合は、電話等で派遣要請を行い、後刻速やかにその内容を文書により通知するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する歯科医療救護班の数並びに供給を要する医薬品等の名称及び数量
- (4) 派遣を要する場所及び期間
- (5) 派遣方法又は手段
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 丙は、協定第2条第2項の規定により歯科医療救護班を編成したときは、うち歯科医師1名を班長とする。

3 歯科医療救護班は、自己の車両で出動する場合は、「災害時医療活動用車両証」を見やすい所に置くとともに、二次災害や出動時等の災害に充分注意するものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第2条 丙は、協定第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 歯科医療救護班診療記録(様式1)
- (2) 歯科医療材料使用簿(様式2)
- (3) 歯科医療救護班日報(様式3)

(事故報告)

第3条 丙は、歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、業務災害報告書(様式4)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第4条 丙は、協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用を各歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書(様式5)により、甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助金は、その支給を受けようとする者が扶助金支給申請書(様式6)により、甲に請求するものとする。

(費用弁償等の額)

第5条 協定第9条第1項第1号に規定する費用の額は、愛知県災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則

第60号)第15条の規定によるものとする。

2 協定第9条第1項第2号に規定する経費の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

(支払)

第6条 甲は、第4条の規定により請求を受けた場合、内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに丙に支払うものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度甲乙丙協議して定める。

(適用)

第8条 この実施細目は、平成28年10月1日から適用する。

(甲) 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

(乙) 愛知県常滑市栄町6丁目172番地
知多郡歯科医師会
会長 飯嶋英文

(丙) 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3
常滑市歯科医師会
会長 中村充良

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

災害救助法による
扶助金支給申請書

様式6

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所 氏名				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所				
負傷、疾病又は死亡の原因				
負傷名、疾病の程度及び身体の状態				
公用台番番号				
氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況				

※添付書類
 (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に關する請求書又は領収書
 (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
 (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については、医師の死亡診断書及び死亡届との関係を証明する書類
 (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他の収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたいく別紙を添えて申請します。

年 月 日 住所 氏名 印
常 滑 市 長 様

費用弁償等請求書

様式5

請求者 常滑市長様

年 月 日 印

災害時の歯科医療救護活動に關する協定第条の規定により、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額 円

従事した業務	
従事した場所	
従事した時期	年 月 日から 年 月 日まで

※添付書類
費用算出明細書

業務災害報告書

様式4

年 月 日 印

常滑市長様 常滑市歯科医師会会長

歯科医療救護班として歯科医療救護業務に従事した者に、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏名	性別	男・女	年齢	歳	住所
職種	所属歯科医療機関・団体名				
傷病名	程度	重症・中等症・軽傷	転帰		
外来・入院(月 日)	診療歯科医療機関名	年 月 日	時 分		
受傷(発病)日時	受傷(発病)場所				
受傷(発病)時の状況					

60 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、常滑市内において地震、風水害及びその他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第2条 この協定において、甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合には、乙に対して前条各号に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

2 甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「労務の提供等」という。）を可能な限り行うものとする。

（情報提供等）

第4条 甲は、災害等に円滑な協力が得られるように、乙に常滑市内の災害等に関して必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害等における円滑な防疫活動が図られるように、乙の会員等における協力体制の整備並びに情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害等が発生した場合には、防疫活動が円滑に行われるように、災害等に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、防疫活動の実施場所に直ちに出勤し、甲の指示に従い可能な限り防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲の承認を得て、要請事項に従い防疫活動を実施するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、甲に対し防疫活動実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき乙が実施した労務の提供等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は第6条の防疫活動実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めた場合は、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、防疫活動の実施にあたり、常滑市個人情報保護条例第7条第2項の規定により甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(連携)

第11条 この協定に係る甲の連絡責任者は、災害等発生時の防疫活動の所管課長と乙の連絡責任者は、公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会知多ブロック長とする。

2 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法について確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間を満了する1か月前までに、甲、乙いずれからも協定解約の申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 1 日

甲 常滑市新開町四丁目 1 番地

常滑市

常滑市長 片岡憲彦

乙 愛知県名古屋市中村区亀島二丁目 1 番 1 号清正公街 2 階

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会

会長 坂倉弘康

61 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(ホテルルートイン常滑駅前)

常滑市(以下、「甲」という。)とルートインジャパン株式会社(以下、「乙」という。)は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、常滑市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民(以下、「近隣住民」という。)が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(一時避難施設の使用)

第2条 乙は、次に掲げる施設(以下、「本件施設」という。)を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	ホテルルートイン常滑駅前
所在地	愛知県常滑市鯉江本町2丁目73番地

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

(施設変更等の通知)

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知する。

(一時使用の開始等)

第4条 甲は、常滑市内について津波警報が発表されたとき、津波来襲時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波来襲のおそれがあると甲が判断したときは、本件施設に対し、近隣住民の避難施設として一時使用を要請する。但し、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないとき、甲は、近隣住民を直接本件施設に避難させることができる。

(一時使用の終了)

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の使用終了の申出があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。但し、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りではない。

(施設、備品の破損時等の対応)

第7条 近隣住民が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第11条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年3月30日

(甲) 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役 永山 泰樹

62 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(J-HOTELりんくう)

常滑市(以下、「甲」という。)と株式会社 住都建設(以下、「乙」という。)は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は常滑市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣施設利用者及び従業員(以下、「近隣利用者」という。)が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(一時避難施設の使用)

第2条 乙は、次に掲げる施設(以下、「本件施設」という。)を近隣利用者の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	J-HOTEL りんくう
所在地	愛知県常滑市りんくう町3丁目2番地1

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

(施設変更等の通知)

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等の変更が生じたときは、甲にその旨を通知する。

(一時使用の開始等)

第4条 甲は、常滑市域沿岸に津波が来襲し、又は津波警報の発令等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、本件施設に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣利用者の避難施設としての一時使用を文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話やファクシミリ等により要請、又は要請を経ずに、本件施設に近隣利用者を避難させることができ、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

(一時使用の終了)

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき

(2) 甲の使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

3 一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告する。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(原状回復義務)

第7条 甲は、一時期間の終了後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。ただし、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りではない。

(その他の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第11条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣利用者を避難させなければならない場合、これを準用する。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年9月21日

(甲) 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

(乙) 名古屋市中区大須1丁目7番5号
株式会社 住都建設
代表取締役 坂田 勇

63 津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ボナール大野）

常滑市（以下、「甲」という。）とボナール大野マンション管理組合（以下、「乙」という。）は、常滑市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は常滑市内に津波が来襲し、又は来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、次条に掲げる乙の運営する施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として施錠等がされておらず立ち入り可能な廊下等の共用部分とする。

施設名称	ボナール大野
所在地	愛知県常滑市大野町二丁目 122 番地 1

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる変更が生じたときは、速やかに甲にその旨を通知する。

（一時使用の開始等）

第4条 甲は、常滑市域沿岸に津波が来襲し、又は津波警報の発令等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、乙に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣住民の避難施設としての一時使用を文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話やファクシミリ等により要請、又は要請を経ずに、本件施設に近隣住民を避難させることができ、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

（一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき

(2) 甲の使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

3 一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告

する。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(原状回復義務)

第7条 甲は、本件施設を一時避難場所として使用した後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。

(津波時における一時避難施設の標示)

第9条 甲が行う本件施設の津波時における一時避難施設の標示については、常滑市地域防災計画及び本件施設に標示することとし、その他の不特定多数が閲覧可能な資料については、甲乙は協議して標示の可否を決めるものとする。

2 乙は、近隣住民が行う本件施設の津波避難ビルの標示について是正する必要があると認めた場合、甲に対して近隣住民に対しての是正の要請を代理することを要請することができる。

(その他の協力)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 本件施設の津波時における一時避難施設として乙が必要とする事案が発生した場合は、甲はできる限りその事案への対応に協力しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第12条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣住民を避難させなければならない場合、これを準用する。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年7月24日

(甲) 愛知県常滑市新開町4丁目1番地

常滑市

常滑市長 片岡憲彦

(乙) 常滑市大野町二丁目122番地1

ボナール大野マンション管理組合

代表者 緒方昇徳

64 津波時における建築物の一時使用に関する協定書（あいち知多農業協同組合）

常滑市（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は常滑市内に津波が発生し、または発生するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民及び来訪者（以下「近隣住民等」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を近隣住民等の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として外階段から屋上部分とする。

施設名称	あいち知多農業協同組合 本町出張所
所在地	常滑市本町1丁目51番地
構造等	R C造、2階建
避難場所	屋上

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等の変更が生じたときは、甲にその旨を通知する。

（一時使用の開始等）

第4条 甲は、常滑市内に津波が発生し、又は津波警報の発表等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、本件施設に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣住民等の避難施設としての一時使用を文書または口頭で通知する。ただし、緊急を要する場合は、要請を経ずに、本件施設に近隣住民等を避難させることができ、後に速やかに通知するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

（一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除されたとき又は津波のおそれなくなったとき

(2) 甲から使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

3 一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告する。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。

(原状回復義務)

第7条 甲は、一時期間の終了後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく使用範囲の使用料は無料とする。

(その他の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第11条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣住民を避難させなければならない場合、これを準用するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年7月26日

(甲) 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

(乙) 常滑市多屋字茨廻間1丁目111番地
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長 前田隆

65 津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（イオンモール株式会社）

常滑市（以下「甲」という）とイオンモール株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり津波発生時における地域住民等の緊急一時避難施設（以下「津波避難ビル」という）としての使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で大規模地震に伴う津波が発生した場合において、乙の所有または管理する施設を地域住民等の緊急避難施設として甲が一時使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、次の施設（以下「本件施設」という）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 愛知県常滑市りんくう町2丁目20番3
- (2) 施設名称 イオンモール常滑
- (3) 構造等 鉄骨造、2階建

（使用範囲）

第3条 甲は、次に掲げる範囲を一時使用できるものとする。

- (1) 避難場所 屋上駐車場（31398.7㎡）
- (2) 避難経路 駐車場スロープ
- (3) 入口 駐車場入り口

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

- (1) 甲：常滑市総務部安全協働課長
- (2) 乙：イオンモール株式会社イオンモール常滑ゼネラルマネージャー

2 甲及び乙は、緊急の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（使用範囲の変更又は解除）

第5条 乙は、本件施設の増改築・閉鎖等により第3条の内容を変更する必要がある場合又は津波避難ビルとしての使用が困難となるときは、甲に対する申し入れにより、使用範囲の変更又は当該施設の津波避難ビル指定を解除できるものとし、甲は理由のいかんにかかわらず承認するものとする。

（使用期間）

第6条 本件施設の使用期間は、大規模地震に伴い大津波警報又は津波警報が発令され、甲の区域内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、当該大津波警報又は津波警報の解除により当該避難勧告又は避難指示が終了するときまでとする。

（避難誘導及び退去誘導）

第7条 甲は、本件施設に職員等を派遣し、一時避難した地域住民等の対応にあたる。

2 甲は、避難場所の収容面積確保のため、地域住民等に対し本件施設への自動車の進入を禁止する。

3 甲は、津波警報が解除され、避難勧告又は避難指示が解除されたときは、甲の責任において速やかに避難住民等を本件施設外に誘導し、退去させるものとする。

4 甲は、前条の使用期間終了後については、他の避難場所を用意するなどして、地域住民等の安全と円滑な退去誘導を実現するものとする。

(費用負担)

第8条 本件施設内の使用範囲の使用料は無料とする。

(施設破損時の対応)

第9条 本件施設が津波避難ビルとして使用された場合において、地域住民等の一時的な避難に伴い本件施設の破損が生じた場合は甲が修復に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、本件施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとし、甲が責任を持って解決する。

(避難方法の周知徹底)

第11条 甲は、日常より地域住民等に対し、津波避難の際に自動車を使用しないことを周知徹底するものとする。

(津波避難ビルの表示等)

第12条 甲は原則として本件施設について津波避難ビルの表示を行うとともにホームページ等で地域住民へ周知するものとする。また、甲は第5条の指定解除の場合についても表示の撤去及びホームページ等で地域住民に周知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は平成27年12月1日から平成28年11月30日までとする。ただし、有効期限満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月1日

甲 愛知県常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンモール株式会社
代表取締役社長 吉田 昭夫

66 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

常滑市(以下「甲」という。)と(福祉避難所一覧に記載する協定締結事業所)(以下「乙」という。)は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活に特別な配慮を要するもの(以下「要援護者等」という。)を受け入れるための福祉避難所設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送るために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第2条 乙は、福祉避難所の管理運営にあつては、次に掲げる業務に努めるものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(管理運営の期間)

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第4条 福祉避難所の管理運営に要した食費及び人件費等の費用について、法令等その他定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な限り応えるものとする。

(要援護者等の受入れ等)

第6条 甲は、常滑市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を乙に紹介し、乙はこれを施設の運営に支障を来さない範囲で、受け入れるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の個人の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利

を担保に供してはならない。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第10条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

甲 常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡憲彦

乙 (福祉避難所一覧に記載する協定締結事業所)

67 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）

常滑市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（常滑市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙3)に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は常滑市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条及び第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

- (1) 前項に違反したとき。
- (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年2月16日

甲 愛知県常滑市新開町4丁目1番地

愛知県常滑市

常滑市長

片岡 憲彦

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号

西日本電信電話株式会社 名古屋支店

取締役名古屋支店長

山本 尚樹

特設公衆電話設置一覧（常滑市）

平成30年2月16日

No.	施設名	設置場所※1	住所	設置回線数
1	三和小学校	体育館	久米字諏訪山 183	1
2	青海中学校	体育館	金山字南平井 13-1	1
3	常滑市体育館	建物入口付近 (既設公衆電話位置)	金山字下砂原 78-1	3
4	青海公民館	建物裏口付近	大塚町 177	1
5	大野小学校	体育館	大野町 10-70	1
6	鬼崎北小学校	体育館	住吉町 2-56	1
7	とこなめ市民交流センター	交流スペース奥 (既設公衆電話位置)	神明町 3-35	1
8	鬼崎中学校	体育館	港町 3-1	1
9	鬼崎南小学校	体育館	明和町 2-47	1
10	ボートレースとこなめ	2 F 柱 203、3 F 柱 303 付近 (既設公衆電話位置)	新開町 4-111	2
11	常滑西小学校	体育館 (2 F 廊下)	本町 3-136	1
12	常滑東小学校	体育館	瀬木町 4-100	1
13	常滑中学校	体育館	字二ノ田 16-14	2
14	西浦北小学校	体育館 (入口廊下側付近)	井戸田町 3-177	1
15	西浦南小学校	体育館	古場字栗下前 5	1
16	南陵中学校	体育館	苅屋町 5-50	1
17	南陵公民館	建物入口奥 (既設公衆電話位置)	苅屋字加茂 151	1
18	小鈴谷小学校	体育館	大谷字井戸尻 2-2	1

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。
電話端子盤内、MDF（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

68 災害時における宿泊施設の設置協力に関する協定書（株式会社デベロップ）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設の設置協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う宿泊施設の設置を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難者及び関係自治体からの応援職員等甲が必要と認めた者（以下「避難者等」という。）のために宿泊施設の設置を必要とするときは、乙に対して乙が所有又は管理する施設であるHOTEL R9 The Yard 常滑、又は当該施設の近隣に存する同種、同品質の施設（以下「乙施設」という。）及びコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設」という。）の利用について協力を要請することができる。

（要請内容）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げることについて協力を要請するものとする。

- (1) 甲の指定する避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙施設を避難所として利用すること。
- (2) 甲が関係自治体から応援職員の派遣を受け入れる場合、乙施設を応援職員の宿泊施設として利用すること。
- (3) 甲以外の地域の災害救助のため、甲が関係自治体から応援職員の派遣を要請された場合、移動式宿泊施設を甲が派遣する応援職員の宿泊施設として利用すること。
- (4) その他甲が乙に対して乙施設及び移動式宿泊施設の利用について必要と認めること。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して前条第1号及び第2号に規定する乙施設の利用を要請する場合は、避難者等受入要請書（様式第1号）を、同条第3号に規定する移動式宿泊施設の利用を要請する場合は、移動式宿泊施設利用要請書（様式第2号）をそれぞれ提出するものとする。

- 2 甲は、緊急を要する場合には、乙に対し口頭により前条に規定する協力の要請を行うことができる。この場合において、甲は後日速やかに乙に対し文書を提出するものとする。
- 3 乙は、特段の理由がない限り、前2項に規定する甲からの要請を受け入れるものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙施設を避難所として設置した場合、避難所の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

- 2 避難所の設置運営期間は、災害発生時から避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

3 甲は、応急仮設住宅の供給が可能となった場合には、乙施設の避難所としての利用を早期に解消できるように努めるものとする。

(受入れ状況の報告)

第6条 乙は、避難者の受入れを行った場合は、その受入れ状況を避難者等受入報告書(様式第3号)により甲に報告するものとする。

2 乙は、受入れを行った避難者に異動が生じた場合は、避難者等異動報告書(様式第4号)により速やかに甲に報告するものとする。

(移動式宿泊施設の受領及び返却)

第7条 移動式宿泊施設の受領は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設を確認した上で行うものとする。この場合、乙は甲に対して、移動式宿泊施設供給確認書(様式第5号)を提出するものとする。

2 甲は、移動式宿泊施設の利用が終了したときは、乙の確認を受けた上で、速やかに返還するものとする。

(支払)

第8条 甲は、乙施設及び移動式宿泊施設の利用に要した費用(以下「代金等」という。)について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙施設及び移動式宿泊施設の利用期間経過後、乙の提出する避難者等受入報告書等に基づき、甲、乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(破損等の対応)

第9条 災害時の利用における乙施設及び移動式宿泊施設の破損、汚損等については、甲乙協議の上、復旧費用及びその負担者を決定するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、避難所設置運営の協力に当たり知り得た避難者等の個人情報を漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月までの間に甲乙いずれか何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月17日

(甲) 愛知県常滑市新開町四丁目1番地

常滑市

常滑市長 伊藤辰矢

(乙) 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役 岡村健史

69 地方創生並びに地域防災力の向上に関する包括連携協定書〔三者協定版〕

(目的)

第1条 愛知県常滑市（以下「甲」という。）と株式会社一条工務店（以下「乙」という。）、一般社団法人日本モバイル建築協会（以下「丙」という。）は、甲の地方創生並びに防災力の向上に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 甲、乙、丙は前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、相互に連携し協力する。

- (1) 地方創生に関すること
- (2) 地域防災に関すること
- (3) モバイル建築を利用した応急住宅の社会的備蓄に関すること
- (4) 災害対応及び被災者生活支援に関すること
- (5) その他、甲、乙、丙が必要と認めること

(守秘義務)

第3条 甲、乙、丙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者開示、漏洩してはならない。

(有効期間及び更新)

第4条 本協定は、協定締結の日から発行するものとし、有効期間は令和5年3月末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

(協議)

第5条 甲、乙、丙は、第2条各号に定める事項を効果的に推進するため、連携・協力の具体的な内容、方法等については定期的に協議する。

- 2 本協定に定めのない事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名又は記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和4年12月20日

甲 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
愛知県常滑市

常滑市長 伊藤 辰矢

乙 東京都江東区木場五丁目10番10号
株式会社一条工務店

代表取締役 岩田 直樹

丙 東京都千代田区内神田二丁目12番1号
一般社団法人日本モバイル建築協会

代表理事 長坂 俊成

70 モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、モバイル建築を活用した災害時における避難所及び応急仮設住宅等（以下「モバイル建築」という。）の建設に関して、愛知県常滑市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本モバイル建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モバイル建築：完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる構造を有する建築物の総称をいう。
- (2) 災害時における避難所及び応急仮設住宅等：災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する避難所、応急仮設住宅及びその他甲の災害対策に必要な仮設建築物をいう。

(要請の手続)

第3条 モバイル建築の建設を進めるにあたり、甲は乙に協力の要請を行うものとする。

- 2 甲は、前項のモバイル建築の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）をあっせんするとともに、その他住宅等の確保に必要な業務につき甲に協力するものとする。

(住宅等の建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲の要請に基づきモバイル建築の建設を行うものとする。

- 2 丙は、前項のモバイル建築の建設に当たって、暴力団排除条例及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条のモバイル建築の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、丙のモバイル建築の建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県常滑市建設部都市計画課、乙においては一般社団法人日本モバイル建築協会危機管理センターとする。

- 2 甲は本協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

(報告)

第8条 乙は、モバイル建築による住宅等の建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(有効期間及び更新)

第10条 本協定は、協定締結の日から発行するものとし、有効期間は令和5年3月末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 本協定は、令和4年12月20日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和4年12月20日

甲 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
愛知県常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 東京都千代田区内神田二丁目12番1号
一般社団法人日本モバイル建築協会
代表理事 長坂 俊成

71 自動車専用道路県道半田南知多公園線における消防相互応援協定(知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合(以下「協定市組合」という。)は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市組合の区間内の自動車専用道路県道半田南知多公園線(以下「南知多道路」という。)において火災等の災害又は救急業務を必要とする事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に、協定市組合相互間の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

(派遣)

第2条 協定市組合の長は、南知多道路における災害等の処理のため災害発生地の協定市組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

2 南知多道路のインターチェンジの所在する協定市組合の消防機関が、南知多道路における災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

(指揮)

第3条 前条の規定により応援のため出勤した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動する。

(災害状況の報告)

第4条 災害等に係る必要な調査について、災害等発生地の消防長が必要と認めるときは、第2条の規定により出勤した消防隊等の属する協定市組合の消防機関に対し災害等の状況について報告を求めることができる。

(経費)

第5条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援に係る消防機械器具(救急車及び救急器具を含む。以下同じ。)の故障等の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員(以下「消防隊員等」という。)の手当てその他の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出勤による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、その都度関係協定市組合の長が協議して定める。

(委任)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市組合の消防長が協議して定める。

(疑義)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市組合が協議して定める。

附 則

この協定は、平成11年11月24日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成11年11月24日

常滑市

代表者 常滑市長

知多中部広域事務組合

代表者 知多中部広域事務組合管理者 半田市長

知多南部消防組合

代表者 知多南部消防組合管理者 南知多町長

72 都市ガス災害対策に関する業務協約（東邦瓦斯株式会社）

常滑市消防本部管内における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、常滑市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

（対象物）

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。（別表）

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物
- (2) その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。
- (2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。
- (3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- (4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防衛活動）

第3条 災害を防衛するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。
- (2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。
- (3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。
- (4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。
- (5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。
- (6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協議)

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあつては、法令改正の時点をもって効力を失う。

2 消防本部及び東邦ガス相互間で締結した昭和57年4月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および昭和57年4月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約成立の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成13年4月1日

常滑市消防本部 消防長

東邦瓦斯株式会社 取締役供給管理部長

別表1

名 称	所 在 地	備 考
常 滑 市 民 病 院	常滑市鯉江本町4丁目5番地	
常 滑 競 艇 場	常滑市新開町4丁目111番地	

73 常滑市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項（東邦瓦斯株式会社）

常滑市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）との都市ガス災害対策に関する業務協約（以下「協約」という。）第4条の規定に基づく協議の結果、次のとおり合意する。

- 1 協約第2条(3)に定める災害の防止及び消防活動上必要と認める資料とは、次に掲げる事項が把握できるものをいう。
 - (1) 消防本部及び東邦ガスの災害出動要領
 - (2) 協約第1条に規定する防火対象物のガス導管の敷設状況並びに遮断装置の設置位置及び操作要領
 - (3) 東邦ガスと防火対象物関係者間におけるガスの遮断についての申合せに関する状況
- 2 協約第3条(2)ただし書の規定に基づき、消防本部がガスの遮断措置を実施する場合に備え、東邦ガスは遮断操作に必要な機材を消防本部に供与する。

以上、本合意の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成13年4月1日

常滑市消防本部	消防長
東邦瓦斯株式会社	取締役供給管理部長

74 愛知県内広域消防相互応援協定（県内消防本部、消防一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うも

のとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長

豊橋市長

岡崎市長

一宮市長

瀬戸市長

知多中部広域事務組合管理者 半田市長

春日井市長

豊川市長

津島市長

豊田市長

西尾市長

蒲郡市長

犬山市長

常滑市長

江南市長

尾西市長

小牧市長

稲沢中島広域事務組合管理者

新城市長

東海市長

大府市長

知多市長

知立市長

尾張旭市長

岩倉市長

豊明市長

長久手町長

木曾川町長

蟹江町長

幸田町長

田原町長

渥美町長

衣浦東部広域連合長

西春日井広域事務組合管理者

海部東部消防組合管理者

尾三消防組合管理者

海部南部消防組合管理者

海部西部広域事務組合管理者

丹羽広域事務組合管理者

幡豆郡消防組合管理者

知多南部消防組合管理者

あすけ地域消防組合管理者

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市長等名
職・氏名

印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

75 中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定(中部国際空港株式会社)

常滑市長(以下「甲」という。)と中部国際空港株式会社社長(以下「乙」という。)は、中部国際空港(以下「空港」という。)及び空港周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及び空港周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの火災発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分及び消火救難活動)

第2条 空港及び空港周辺の区域を別図1及び別図2のとおり第1種区域、第2種区域及び第3種区域に区分し、次の各号により消火救難活動を行うものとする。

(1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、消火救難活動は乙が第1次的にあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、消火救難活動は甲が第1次的にあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

(3) 第3種区域において航空機に関する火災が発生した場合は、乙は必要に応じて出動するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第3条 第1種区域内における消火救難活動の指揮は、原則として乙が行うものとする。ただし、甲が現場に指揮本部を設けたときは、甲が行うものとする。

2 第2種区域及び第3種区域における消火救難活動の指揮は、甲が行うものとする。

(通報)

第4条 空港及び空港周辺における緊急事態発生時の通報は、次の各号により速やかに通報するものとする。

(1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、乙が甲に通報するものとする。

(2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、最初に覚知した側が相手側に通報するものとする。

(3) 第3種区域において航空機に関する火災が発生した場合は、甲が乙に通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話、その他迅速な連絡方法により行うものとする。

(1) 緊急事態の種類

(2) 航空機の機種及び搭乗人員

(3) 緊急事態発生の場所及び時刻

(4) 消防隊等の到着すべき場所

(5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した甲又は乙は、現場に到着したときは、速やかに相手側にその旨を連絡するものとする。

4 甲又は乙が単独で緊急事態に出動したときは、速やかにそのてん末を相手側に通報するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲及び乙は、消火救難活動のために要する費用の負担については、それぞれの負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

(火災事故等の調査協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(計画の立案及び訓練)

第7条 甲及び乙は、緊急事態における消火救難活動に関する計画の立案に際しては、相互の連絡を密にするとともに、訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(施設等の調査)

第9条 甲及び乙は、円滑な消火救難活動を行うため、第1種区域及び第2種区域内の水利、誘導路、エプロン、その他消火活動上必要な施設等の状況について、随時合同で調査を行うものとする。

(通知)

第10条 乙は、空港管理規程及びこの協定の運用に関する規程等が改正されたときは、甲に通知するものとする。

2 乙は、第1種区域及び第2種区域のうち乙の管理する用地において、工事等を行う場合は、あらかじめ甲に通知するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、常滑市消防長及び中部国際空港株式会社施設部運用管理室長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第12条 甲及び乙は、この協定について疑義を生じたときは、その都度協議の上定めるものとする

附 則

1 この協定は、平成16年6月1日から施行する。

2 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年6月1日

甲 常 滑 市 長 石 橋 誠 晃

乙 中部国際空港株式会社
代表取締役社長 平 野 幸 久

76 中部国際空港消防相互応援協定(名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合及び常滑市(以下「協定市組合」という。)は、協定市組合の管内(以下「協定管内」という。)における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及び空港周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市組合(以下「要請市組合」という。)の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市組合(以下「応援市組合」という。)の消防長に対し応援を求めることができるものとする。

2 前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 緊急事態の発生日時及び場所
- (2) 緊急事態の種類及び被害の状況
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 応援を要する人員、車両、資器材等の種別及び数量
- (5) 応援隊の到着すべき場所
- (6) その他必要な事項

(応援及びその種類)

第3条 応援市組合の消防長は、前条の規定により応援要請があったときは、業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。

2 前項の応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、要請市組合の現場指揮本部長が執るものとする。

2 現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは、直接隊員に命令することができる。

(費用の負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 機械器具の小破損に伴う修理費、応援のために要した経常的な経費については、応援市組合の負担とする。

(2) 要請市組合の指揮下における活動中に発生した機械器具の大破損に伴う修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費及び賠償費、職員の公務災害補償費、消防賞じゅつ金その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市組合が協議して定めるものとする。

2 経費負担について疑義を生じたときは、その都度双方協議の上決定するものとする。

(計画の立案及び訓練)

第6条 協定市組合は、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市組合は、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市組合が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定について疑義を生じたときは、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月27日

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たか し

東海市

代表者 東海市長 鈴木 淳 雄

大府市

代表者 大府市長 久野 孝 保

知多市

代表者 知多市長 加藤 功

知多中部広域事務組合

代表者 知多中部広域事務組合管理者

半田市長 榑原 純 夫

知多南部消防組合

代表者 知多南部消防組合管理者

美浜町長 山下 治 夫

常滑市

代表者 常滑市長 片岡 憲 彦

77 自動車専用道路知多横断道路における消防応援協定書(知多中部広域事務組合)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、常滑市及び知多中部広域事務組合(以下「協定市組合」という。)は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市組合の区間内の自動車専用道路知多横断道路(以下「知多横断道路」という。)において火災等の災害又は救急業務を必要とする事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に、協定市組合相互間の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

(派遣)

第2条 協定市組合の長は、知多横断道路における災害等の処理のため災害発生地協定市組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救助隊又は救急隊(以下消防隊等という。)の派遣を行うものとする。

2 協定市組合の消防機関が、知多横断道路における災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

(指揮)

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害等発生地の現場指揮本部長の指揮の下に行動する。

(災害状況の報告)

第4条 災害等に係る必要な調査について、災害等発生地協定市組合の消防長が必要と認めるときは、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市組合の消防機関に対し災害等の状況について報告を求めることができる。

(経費)

第5条 応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援に係る消防機械器具(救急車及び救急器具を含む。以下同じ)の故障等の修理費、燃料費、消防隊員等の手当てその他の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費及び賠償費、消防隊員等の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市組合の消防長が協議して定める。

(疑義)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市組合が協議して定める。

この協定は、平成17年1月30日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成16年9月30日

常滑市 市長 石橋 誠 晃

知多中部広域事務組合

管理者 半田市長 榑 原 伊 三

78 知多地域消防相互応援協定書（知多半島内市町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援
- (2) 特別応援

2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、災害等発生地在市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第3条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

- (1) 災害等発生場所及び応援場所
- (2) 災害等の状況
- (3) 応援要請人員、機械器具、資材等の数量
- (4) その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第4条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き揚げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、そのつど関係市町等の長が協議して定める。

（雑則）

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は昭和51年1月1日から実施する。

附 則

この協定は昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この協定は平成18年12月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各1通保管する。

平成18年12月1日

半 田 市 長

常 滑 市 長

東 海 市 長

大 府 市 長

知 多 市 長

阿 久 比 町 長

東 浦 町 長

南 知 多 町 長

美 浜 町 長

武 豊 町 長

知多中部広域事務組合管理者

半田市長

知多南部消防組合管理者

南知多町長

79 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第1項に基づき愛知県による航空機を用いた消防の支援(以下「航空消防の支援」という。)を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1)災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2)市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3)その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

附則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事 大村 秀章

常滑市長 伊藤 辰矢

80 中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部との業務協定（中部空港海上保安航空基地）

中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部が協力し、円滑に消火、捜索、救急救助活動（以下「消防活動」という。）を行うため、中部空港海上保安航空基地長（以下「甲」という。）と常滑市消防長（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「甲」と「乙」が協力し、各機関の業務所掌に基づく消防活動への対応について連携を強化することを目的とする。

（協定の対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、常滑市地先沿岸域（以下「協定区域」という。）とする。

（消火活動の担任）

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として「乙」が担任するものとし、「甲」はこれに協力するものとする。

（1）ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

（2）河川（河川の範囲は第1の橋の川上をいう。）における船舶

2 前項各号に掲げる船舶以外の船舶の消火活動は、主として「甲」が担任し「乙」はこれに協力するものとする。

（捜索、救急救助活動の協力）

第4条 協定の対象区域内における捜索、救急救助活動は、両者がそれぞれ保有する施設、装備及び人員を活用し、相互に協力して行うものとする。

2 前項の活動にあたっては、「甲」と「乙」は、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

（1）人員及び資機材等の搬送

（2）その他必要な事項

（情報の共有）

第5条 「甲」又は「乙」は、協定区域にかかる消防活動に関連する情報を共有するものとする。

（協力体制の構築）

第6条 消防活動現場においては、「甲」「乙」双方が活動方針等を情報共有し、協力体制を構築する。

（危険物積載船舶の入港等に関する通報）

第7条 法令に定めるもののほか、「甲」は引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶が入港したとき、その他特に必要があると認めるときは、そのつど「乙」に通報するものとする。

（業務の連絡及び調整）

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、「甲」及び「乙」は、地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

（1）情報及び資料の交換

（2）消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(経費の負担)

第9条 消防活動に要した経費は、原則、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

(訓練研修等の実施)

第10条 「甲」及び「乙」は、平時において合同で行う訓練及び研修を通じ職員に対し消防活動に関する知識技能を向上し、もって相互協力体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ決定する。

(その他)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、「甲」「乙」記名押印のうえ各1通を保管する。

(附則)

この協定の発効をもって、昭和49年2月7日に締結した「名古屋海上保安部と常滑市消防本部との業務協定」は廃止する。

平成30年3月26日

中部空港海上保安航空基地長

常 滑 市 消 防 長

81 協定書（シーバース）

昭和 49 年 2 月 14 日愛知県知事を立会人として、常滑市（以下「甲」という。）と出光興産株式会社（以下「乙」という。）及び東亜共石株式会社（以下「丙」という。）は伊勢湾シーバースの安全防災対策等について協定を締結したが、その後乙及び丙の共同出資により、伊勢湾シーバース株式会社（以下「丁」という。）が設立されたこと。また、国際条約あるいは国内法により船舶の事故時における船主責任が明確化され、第三者に損害を与えた場合の補償体制が整備されたことを考慮し、甲、乙、丙及び丁はここに改めて、伊勢湾シーバースの安全防災対策等につき、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は常滑市沖に設置された伊勢湾シーバース及び海底油送配管（以下「シーバース等」という。）の運営管理に伴う海上の安全防災対策等並びに事故が発生した場合の必要な事項を協定する。

（安全防災対策の基本方針）

第 2 条 乙、丙及び丁は、それぞれシーバース等の運営管理に際しては、海上の安全防災に関する諸法規を遵守するとともに、別添の「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守し事故の発生を未然に防止することに努めるものとする。

2 乙、丙及び丁は「伊勢湾シーバース防災計画書」の内容について改訂の必要が生じたときは、その都度甲と協議するものとする。

（施設の増設等及びその対策）

第 3 条 乙、丙及び丁はシーバース等の増設、改造、変更又は取り壊し（以下「増設等」という。）を行う場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

なお、増設等が完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙、丙及び丁はシーバース等の増設等をするときは、特に次の各号に留意し安全の確保をはかり、漁業等に被害を与えないよう万全の措置を講ずるものとする。

(1) 名古屋海上保安部その他関係官庁の指導に従う。

(2) シーバース等の増設等を行うときは、作業海域には、警戒船及び標識を設置し漁船等の安全確保をはかる。

(3) 可能なかぎり陸上作業所にて仮設工事を行い海上工事期間を短縮する。

(4) 廃棄物その他を海に投棄、漏えいしない。

(5) 工法は、漁業等に支障を及ぼさないような工法を採用するとともに、作業海域の濁りの防止に努める。

（運営上の対策）

第 4 条 乙、丙及び丁は、それぞれシーバース等の運営に際しては「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守するとともに、特に次の各号に留意し漁業等に被害を与えないよう万全の措置を講ずるものとする。

(1) 伊勢湾シーバースへのタンカーの出入時及び原油荷役中は災害の未然防止を旨とし、名古屋海上保安部の防災方針を遵守する。

(2) 万一、災害が発生した場合に備え、油回収船を配備し、かつオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、

化学消火剤及びその他必要器材並びに人員を十分に常備し応急体制を確立する。

- 2 乙、丙及び丁はシーバース等及び伊勢湾シーバースに離着舷中、若しくは、荷役中のタンカーにおいて、災害が発生したときは、自ら応急の措置を講ずるとともに直ちに甲の消防機関へ通報しなければならない。

この場合、甲が必要な措置を指示したときは、これに従うものとする。

(立入調査)

第5条 甲は災害防止施策を推進するため、乙、丙及び丁に対し必要な事項について報告を求め、甲の職員をしてシーバース等に立ち入らせシーバース等の実態を調査することができるものとする。

- 2 乙、丙及び丁は前項の実態調査により甲から災害防止について指摘をうけた事項については、誠意をもってこれを履行するものとする。

(知多市との調整)

第6条 前条第2項において甲が指摘する場合、甲は知多市と十分な調整を行うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙、丙及び丁はそれぞれの過失により、シーバース等から油もれ等の事故が発生し、甲又は甲の住民の生命若しくは、財産に損害を与えた場合は、乙、丙又は丁は、それぞれ賠償責任を負い甲又は甲の住民に対し、何ら迷惑を及ぼさない。

この場合、損害額の算定は、甲、乙、丙及び丁が協議して選任した第三者機関が行うものとする。

- 2 甲又は甲の住民への損害が伊勢湾シーバースを利用する船舶の作業に起因する場合、その賠償責任は船舶側にあるが、乙又は丙と丁は合理的かつ適切な賠償が船舶側により行われるようその解決につき斡旋し賠償させる責任を負うものとする。
- 3 前項の不測の事態の発生に備え、乙及び丙はそれぞれが傭船する船舶に対し、国内及び国際的補償機構に参加させ十分な補償体制を確立させるものとする。
- 4 乙及び丙は第1項の補償体制を確立し、又前項の補償体制を補完するものとして、国内及び国際的各種補償機構に参加し、その内容を甲に報告するものとする。

(大型タンカーに対する措置)

第8条 乙、丙及び丁は伊勢湾シーバースに離着舷する大型タンカーに対し漁船等に対する安全確保のため細心の注意をはらうよう指示するとともに「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守させ、タンカーによる海水油濁事故等が発生しないよう万全の措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定内容を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

(効力)

第10条 この協定は締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結の証とするため、本書5通を作成し、甲、乙、丙及び丁並びに立会人が記名捺印のうえ各自1通を保有する。

昭和53年3月2日

甲 常 滑 市 長

乙 出光興産株式会社愛知製油所 常務取締役所長

丙 東亜共石株式会社名古屋製油所 取締役所長

丁 伊勢湾シーバース株式会社 代表取締役社長

立会人 愛 知 県 知 事

82 火薬類災害防止協定書(日本油脂株式会社)

武豊町、半田市、常滑市及び美浜町の各市町(以下「甲」という。)と日本油脂株式会社(以下「乙」という。)は、愛知県の立会いのもと、火薬類等事故防止計画書で規定する物資(以下、「火薬類等」と称す。)に起因する事故(以下「事故」という。)に伴う災害に対する対策の強化を図り、事故に伴う災害からの地域住民の生命、身体及び財産を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、乙の愛知事業所(以下「事業所」という。)における事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の基本理念)

第1条 乙は、火薬類等の保全について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、事業所の操業に当たっては、甲と常に緊密な連携を図り、誠意をもって積極的にこの協定を履行するものとする。

(事故の防止)

第2条 乙は、事業所の操業に当たり、関係諸法令等を遵守するとともに、火薬類等の製造、貯蔵、運搬等の事故を防止し、及び公共の安全を確保するため、別に定める火薬類等事故防止計画書に基づき施設の維持管理その他の必要な措置を積極的に講ずるものとする。また、乙は、関係行政機関が行う事故の防止施策に対しても積極的に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき必要な措置を講じたときは、速やかに甲にその内容を報告するものとする。

3 乙は、毎年度当初、第1項の火薬類等事故防止計画書の内容について、甲と協議するものとする。

(火薬類等関係施設の設置及び構造等の変更)

第3条 乙は、事業所において火薬類等関係施設を設置し、又はその構造、使用の方法等を変更する場合において関係機関の許可を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

(事故防止技術等の開発及び導入)

第4条 乙は、事故の防止技術について積極的に開発及び導入を図り、事故の防止に努めるものとする。

(予防規程等の検討)

第5条 乙は、事故の防止対策を積極的に進めるため、火薬類取締法第28条に規定する火薬類危害予防規程並びに火薬類等事故防止計画書で規定する物資の管理基準(以下、「火薬類危害予防規程等」と称す。)に毎年度検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

(測定・監視)

第6条 乙は、火薬類危害予防規程等の定めるところにより定期自主検査又は定期点検を実施するほか、第15条の協議会で定める検査を行い、その結果を記録し、保管するものとする。

2 乙は、火薬類等関係施設の構内及びその周辺を巡視するとともに、監視装置を整備し、環境の状況を把握することにより、事故の防止に努めるものとする。

(緊急時の措置)

第7条 乙は、事業所の火薬類等関係施設において、事故が発生し、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、火災通報装置により管轄消防本部に迅速に通報しなければならない。

2 前項の事故が重大なものである場合には、乙は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

3 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙は、これに従わなければならない。

(報告)

第8条 乙は、第6条第1項による検査の結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙に対し、故の防止対策の実施状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(報告の公開)

第9条 甲は、前条の規定に基づいて乙から報告された検査の結果を乙と協議の上、公開することができる。

(立入調査)

第10条 甲は、職員を事業所に立ち入らせて、必要な調査をさせることができる。

2 甲は、立入りに際し、専門的知識を有する者及び地域住民の代表のうち甲が指定する者を乙の承諾のもと同行させることができる。ただし、法令に基づく立入り制限区域は除くものとする。

(関連事業所に対する指導、監督)

第11条 乙は、事業所地内の関連事業所に対し、事故の防止について、積極的に指導及び監督を行うものとする。

2 乙は、前項の関連事業所が事故を発生させ、地域住民に損害を与えたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、独自又は防災機関と共同で緊急時を想定した訓練を実施するものとする。

(損害の補償)

第13条 乙は、事業所の操業に伴って生じた事故により地域住民に損害を与えたときは、直ちにその原因の除去に努め、責任をもってその処理に当たるとともに、その損害についても補償するものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難となり、地域住民又は乙から甲に申出があったときは、甲は、地域住民と乙との間のあっ旋に努めるものとする。

(改善勧告等)

第14条 甲は、乙がこの協定に違反したと認められるときは、乙に対し事業所の火薬類等関係施設の改善、操業の一時停止その他の必要な措置を勧告すると同時に、その旨を公表する。

(協議会)

第15条 事故及び災害を防止し、この協定の履行を確保するため、甲及び乙は、関係機関及び地域住民を含めた協議会を設置するものとする。

2 前項の協議会の設置については、別に定める。

(補則)

第16条 この協定に関し、定めのない事項、疑義を生じた事項、改正を必要とする事項及び実施に必要な事項は、その都度、愛知県の立会いのもと甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び愛知県において記名、押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月17日

甲 知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町
代表者 武豊町長 粉 山 芳 輝

半田市東洋町二丁目1番地
半田市
代表者 半田市長 榑 原 伊 三

常滑市新開町四丁目1番地
常滑市
代表者 常滑市長 石 橋 誠 晃

知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町
代表者 美浜町長 齋 藤 宏 一

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
日本油脂株式会社
代表者 代表取締役社長 中 嶋 洋 平

立会人 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 神 田 真 秋

83 常滑市と大塚製薬株式会社との連携・協力に関する包括協定書

常滑市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い:以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、常滑市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、常滑市民等のより一層の健康づくりの推進及び健康寿命の延伸等を図ることにより、常滑市の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 熱中症対策に関すること。
- (3) 防災・減災対策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という）について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後問わず、第三者に開示し、又は漏らしてはならず、本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合には、事前に速やかに相手方にその旨書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り、当該情報を開示することができる。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和4年6月23日

甲 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市
常滑市長 伊藤 辰矢

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番地20
HF桜通ビルディング3F
大塚製薬株式会社
名古屋支店
支店長 井上 務

付 属 資 料

I 市土の自然条件

1 地形・地質

(1) 地域の西部は、屈曲の海岸線をもって伊勢湾に面している。地域の大部分は、穏やかな丘陵地で、東部には標高70mから80mを示す山陵があり、それから西へ伊勢湾の方へ向かって緩く傾斜する。これらの丘陵地は、かなり開発が進み多くの谷が樹枝状に発達する地域の西部には、所々に平坦な段丘地形が発達する。樽水及び相持院付近では標高25mから30mを、多屋付近では約15mを示し、平坦面が発達する。

(2) この地域の地質は、新第三系とそれを不整合に被覆する第四系のたい積物とからなっている。その総括的な層序及び岩相的特徴を示すと第1表のとおりである。

本地域の分布する新第三系は、知多半島に広く分布する鮮新世常滑層群の中部以上の地層で陸成堆積層である。

第四系の洪積層は、地域の西部にのみ分布する段丘たい積物である。沖積層は、地域西部の海岸低地帯と、これに連なる谷底を埋めて発達し、その多くは田地となっている。

新第三系は、地域中央部で緩いしゅう曲構造を繰り返して形成し、その軸はおよそNW－SE方向の傾向を示す。

2 河川（都市下水路を含む）

河川は、いずれも半島中央山地より西方へ起伏する丘陵の間を縫って、おおむね西流する。水源地帯の荒廃も各所に見られ、中流は天井河川が多く、下流は市街地を通り、川幅の狭いものが多い。

3 海岸

伊勢湾に面する市の海岸線は、陸域21.0km、空港島12.0kmで計33.0kmである。海岸は、本市が管理する漁港海岸8.0km、愛知県が管理する建設海岸7.3km及び運輸海岸9.4km（うち空港島3.7km）、中部国際空港株式会社が管理する空港用地の海岸保全施設8.3kmで構成される。

4 気象

本市の位置する知多半島は、伊勢湾及び三河湾を両分する三方海に囲まれた形態である。南方を流れる黒潮の一部は、伊勢湾口から湾内を知多半島沿いに北上する。この暖流により夏は涼しく、冬は暖かい恵まれた気象下にある。季節風は、春夏は南東から、秋冬は北西から吹く。雨期以外は降雨も比較的少なく晴天が多い。冬期の降雪も極めてまれにしかないが、ややもすると北西の季節風が強い日もある。

年間気象統計表

(令和3年中)

月	最多	風速 (m / s)		気温 (°C)			湿度 (%)		平均気圧 (hPa)	降水日 (0.5mm 以上)	降水量 (mm)
	風向	最大	平均	最高	最低	平均	最小	平均			
1	北西	21.0	2.9	18.2	-1.6	6.0	22.4	64.5	1,016.7	7	55.5
2	北西	19.0	2.7	21.7	0.0	8.3	15.2	58.5	1,015.2	3	50.5
3	北西	24.7	6.2	22.5	2.8	11.6	10.0	64.0	1,011.4	9	193.5
4	北西	19.6	2.8	25.9	5.8	15.4	10.8	59.3	1,015.4	9	130.5
5	北西	16.2	2.1	29.7	11.1	19.6	10.2	70.4	1,008.0	13	131.0
6	南東	14.9	1.9	32.3	16.7	23.6	19.1	73.6	1,007.3	11	149.0
7	南東	16.7	1.7	34.7	21.2	27.3	38.3	80.7	1,007.6	13	172.5
8	南東	20.7	2.0	36.4	21.9	27.4	32.7	81.9	1,007.5	14	232.0
9	東南東	15.4	1.8	31.4	17.3	23.8	35.5	83.7	1,011.1	15	220.5
10	北西	16.8	2.1	29.6	9.8	19.7	30.5	73.0	1,015.7	7	40.5
11	北西	17.6	2.3	23.0	2.2	13.4	26.6	65.8	1,014.7	4	86.5
12	北西	20.9	2.5	18.0	-1.3	7.9	23.0	71.4	1,015.7	9	107.0

備考

☆最多風向	北西				
☆最大風速	24.7 m / S	3月2日	☆最高気圧	1,031.7hPa	2月28日、4月11日
☆平均風速	2.6 m / S		☆最低気圧	987.3hPa	2月15日
☆最高気温	36.4 °C	8月8日	☆平均気圧	1,012.2hPa	
☆最低気温	-1.6 °C	1月8日	☆日最大降水量	75.5mm	6月19日
☆平均気温	17.0 °C		☆年間降水日 (0.5mm 以上)	114日	
☆最小湿度	10.8 %	4月26日	☆年間降水量	1,568.5mm	
☆平均湿度	70.6 %				

月別風向風速 (平均)

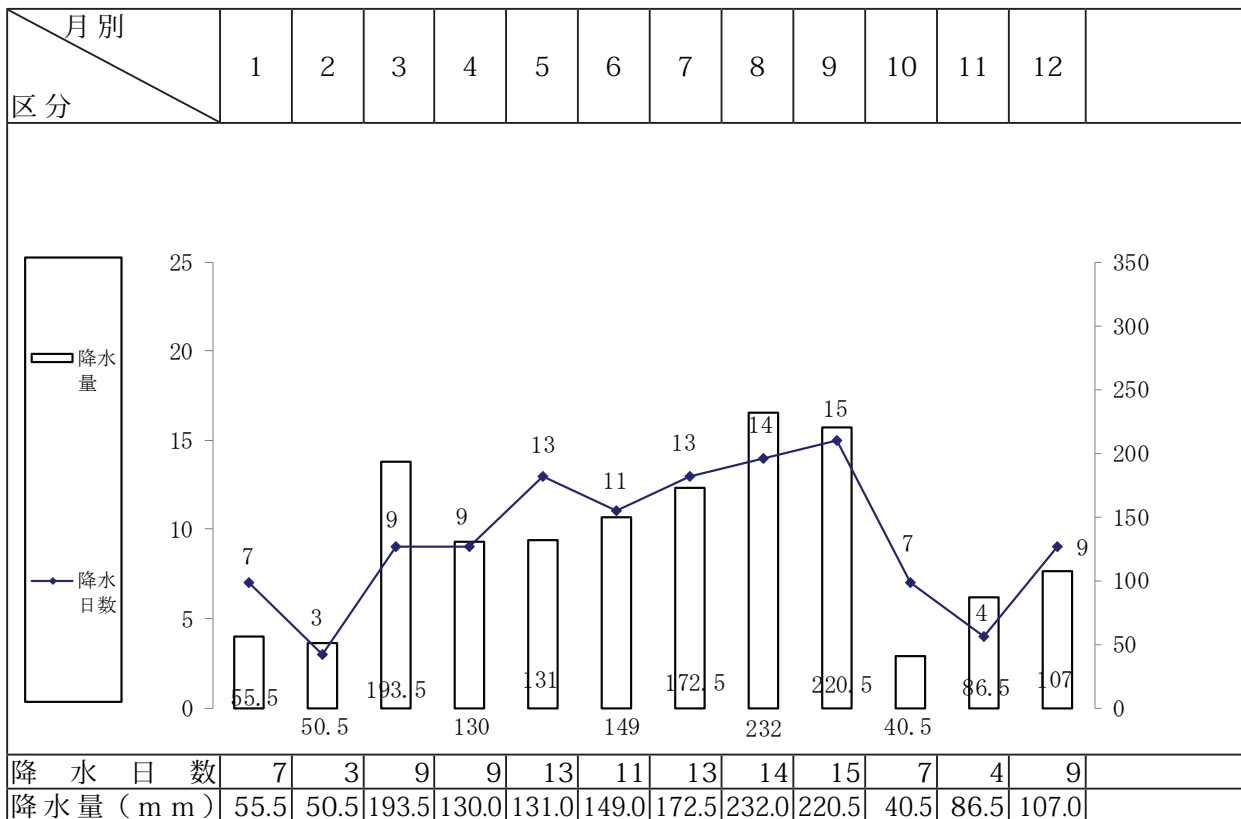
(令和3年中)

区分	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
静 穏	0												
3.0m/s 以下	268	19	18	3	20	27	27	31	27	27	26	24	19
3.1 ~ 5.0m/s	77	9	9	14	10	3	3		3	3	5	6	12
5.1 ~ 8.0m/s	9	3	1	3		1			1				
8.1 ~ 10.0m/s	7			7									
10.1m/s 以上	4			4									
北	24	4	5	4		1					4	2	4
北北東	0												
北東	14		2							2	3	3	4
東北東	10		1				2	1	1		2	3	
東	3					2		1					
東南東	43	1		2	8	4	5	4	7	7	3	2	
南東	66		2	2	6	7	17	13	10	7	2		
南南東	2			1		1							
南	6						1	2	2	1			
南南西	4					2				1	1		
南西	4				1	1	1	1					
西南西	4			1		1				2			
西	20	7	1	1	1	2		1	1			5	1
西北西	19	4	2	3		1		1	3			1	4
北西	120	13	11	17	13	9	4	5	7	8	9	12	12
北北西	26	2	4		1			2		2	7	2	6
静 穏	0												

(12時現在 単位 日)

月別降水日数・降水量表

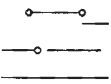
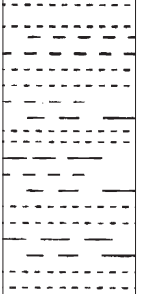
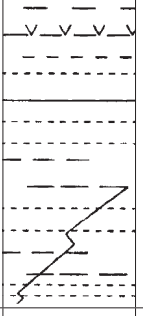
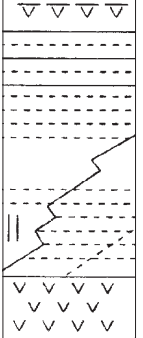
(令和3年中)



年間降水日数 (0.5mm 以上) 114 日

年間降水量 1,568.5 mm

第1表 常滑市の地質（総括的な層序及び岩相特徴）

時代	層序		層厚 m	模式 柱状図	岩相	化石	稼行 対象
沖積世 洪積世	沖積層				粘土・砂礫		
	洪積層		7		シルト・砂礫	松類	
鮮 新 世	常 滑 層 群	三和層	20+		砂・シルト・互層 細礫を含む		メタセコイア たにし
		鬼崎層	28~45		凝灰岩 泥岩・砂質泥岩 砂・亜炭 上部に凝灰岩		
	多屋泥岩層	20~40		凝灰岩 凝灰岩 凝灰岩 泥岩砂質泥岩 砂亜炭 凝灰岩・凝灰質泥 凝灰岩	淡水性 動物化石		

Ⅱ 災 害

1 風水害

(1) 台風

本市に大きな風水害を与えるものは台風であり、そのほとんどが9月に集中している。台風による災害は、その暴風の風圧による風害と大雨や高潮による水害がある。風速 25 m / 秒を超えると、建物等にかなりの被害が現れ、更に 30 m / 秒を超えるようになると広範囲に大被害が生ずるようになる。昭和 36 年の第 2 室戸台風の際の最大風速は、25 m / 秒から 30 m / 秒であったが、この程度の風速を超えると、今度は一挙に伊勢湾台風級の災害になる。第 2 室戸台風級の風速は、風による大被災のボーダーラインと考えてよい。

本市を対象として、最も強い風速になる台風コースは次のとおりである。

- ア 本市を中心として、西側を進むときは概して風が強くなり、東側を通過する際は大雨のおそれが多い。
- イ 本市の西 100km以内の間を南西及び南南西から北東及び北北東へ向かって進むコース（紀伊半島の南部から北東及び北北東へ進み、三重県及び滋賀県の県境付近と滋賀県西部との間を取るコース）のとき、南東の風が最も強くなる。

本市の沿岸ではこのコースを台風が通るとき、最も大きな高潮が起こる。伊勢湾は湾口が広く、しかも湾奥まで深く奥部ほど狭く水深が浅いため、南寄りの強い風るとき高潮が起こりやすい。資料 3 の 13 号台風及び伊勢湾台風での浸水区域は特に注意を要する。

台風が南方洋上に現れると、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。更に、台風が接近すると台風自体の渦巻によるしゅう雨性の雨が強く降るようになる。前述のように、台風が西方を通るときは、台風の右半円に入り強い風と共に特に強いしゅう雨性の雨が降る。また、台風が南方から東方へ抜ける場合には大雨となる。

(2) 大雨

水害を起こす大雨は、台風と梅雨期のものが最も多い。

台風の大雨については、前述のとおりであるが、勢力の弱い台風でも、前線の雨と重なると雨量は、極めて多くなることがあるので注意を要する。

梅雨期の大雨による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨期の大雨は、梅雨明けに近い末期に起きることが多く梅雨末期の豪雨と呼ばれる。梅雨期は、ただでさえ河川の水位が上昇しているので、流域に大雨が降ると、たちまち水して堤防の決壊が起こる。梅雨期に前線によって降る雨は、台風の雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、局地的に豪雨を降らせることがある。

梅雨期後の夏期や9月から10月の秋りん期にも、前線によって豪雨を降らせることがあり、この雨は俗に集中豪雨と呼ばれるように局地的に降るので、小河川の氾濫や洪水を起こすことがある。夏から秋にかけての前線には、南方海上の台風が寄与して大雨を降らせることがあるので注意しなければならない。

近年、これらの大雨による住宅地域の浸水被害が増加しており、過去の浸水地域は特に注意を要する。

(別添資料3 台風・集中豪雨被害図)

(3) 山崩れ・がけ崩れ

山崩れ、がけ崩れには台風、地震、大雨等による大規模な山津波地域から局部的ながけ崩れまである。これらは、いずれも雨水が主因であり、この原因は傾斜面の土砂が粘着力、摩擦力及び滑り力の関係に、降雨、地下水等が加わって均衡が崩れたときに起こるものである。

市内で過去に死傷事故が発生し、以前、小鈴谷地内において、道路に土砂が崩れ落ち、何度も通行止めとなる事態が発生していることなどから、特に集中豪雨による被害が予想され、次の危険箇所は注意を要する。

(付属資料 急傾斜地崩壊危険箇所)

(付属資料 土砂災害警戒区域等)

(付属資料 山腹崩壊危険箇所)

(付属資料 道路注意箇所)

(4) 異常潮位浸水

春秋の大潮時期に異常潮位が重なると、高潮となり低地帯に浸水するおそれがある。

大野、市場地区等過去に浸水被害を受けた所は注意を要する。

第2表 台風の大きさと強さの分類

(1) 大きさの表現

(名古屋地方気象台)

階 級	風速 15 m/s 以上の半径
< 表 現 な し >	500km未満
大型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

(2) 強さの表現

(名古屋地方気象台)

階 級	最 大 風 速
< 表 現 な し >	17 m/s (34 ノット) 以上～33 m/s (64 ノット) 未満
強 い	33 m/s (64 ノット) 以上～44 m/s (85 ノット) 未満
非 常 に 強 い	44 m/s (85 ノット) 以上～54 m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54 m/s (105 ノット) 以上

(3) 過去の主な風水害

(愛知県地域防災計画より)

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風向 (m/s)	総雨量 (mm)	
大正元.9.22~23 (1912年)	暴風雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者140名、負傷者180名、 家屋全壊6,000棟
昭和9.9.21 (1934年)	暴風雨 (室戸台風)	975.9	32.9SSE	24.0	②死者8名、負傷者68名、 家屋全壊85棟
昭和25.9.3 (1950年)	暴風雨 (ジーン台風)	995.4	26.7SE	47.4	②死者6名、負傷者36名、 家屋全壊40棟、浸水300棟
昭和34.9.26 (1959年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に 県下全域の沿岸部に被害が発生した。 ②死者3,168名、行方不明92名、負傷 者59,045名、家屋全壊23,334棟、流 失3,194棟、半壊97,049棟、一部破損 287,059棟、床上浸水53,560棟、床下 浸水62,831棟 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円
昭和36.9.16 (1961年)	暴風雨 (第二室戸台風)	971.7	28.7SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫、暴 風雨によるたつまき等の被害が発生した。 ②死者3名、負傷者146名、家屋全壊168 棟、半壊515棟、床上浸水652棟、床 下浸水8,868棟 ③尾張部 ④104億円
昭和57.8.1~3 (1982年)	暴風雨 (台風10号 と低気圧)	975.1 (伊良湖 973.0)	9.4SSW (伊良湖 21.1E)	184.5 (鳳来501 伊良湖444)	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家 屋損壊、公共土木施設、農地農業用施設、 農林水産物等に被害が発生した。 ②負傷者9名、家屋全壊1棟、半壊4棟 一部破損91棟、床上浸水230棟、床下 浸水2,777棟 ③県全域 ④131億円
平成元.9.19~20 (1989年)	台風第22号			47 (茶臼山 295)	①台風、特に東加茂郡を中心とした豪雨に よる土砂災害により家屋損壊、公共土木施 設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者2名、負傷者1名、家屋全壊18棟、 半壊11棟、一部破損9棟、床上浸水 121棟、床下浸水134棟 ③県全域 ④約92億円
平成2.9.19~20 (1990年)	台風第19号	972.5 (伊良湖 976.9)	20.1SSE (伊良湖 26.2S)	95 (作手254)	①台風による災害で、特に農業用施設、農 作物の被害が著しかった。 ②負傷者29名、家屋全壊2棟、半壊28棟、 一部破損2,297棟、床上浸水67棟、床 下浸水1,408棟 ③県全域 ④約153億円
平成12.9.11~12 (2000年)	大雨 (台風14号・前線 東海豪雨)	項目 総降水量 1時間 降水量	観測点 名古屋 東海 蟹江 稲武 名古屋 東海 蟹江 稲武	総雨量 566.5mm 589.0mm 365.0mm 467.0mm 97.0mm 114.0mm 78.0mm 70.0mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空 気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活 発となり、愛知県を中心とした東海地方で記 録的な大雨となった。このため、23の市町村 が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が 避難され、21市町村で、災害救助法及び被災 者生活再建支援法の適用がされた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、 越水319箇所。死者7名、負傷者107名、 住家の全壊18棟、半壊154棟、一部損 壊147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水 39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円

2 地震災害

(1) 既往の地震とその被害

本県は、地震国日本でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。ちなみに、過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震（津波も含む。）は 10 回であるが、そのうち 3 回が本県を主要な被害地域として発生している。

愛知県防災会議地震部会は、昭和 51 年以降、本県における既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきた。その結果、過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

ア 海溝型地震……………南海トラフ沿いに発生する大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707 年	8.6	宝永地震		県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000 m。震度 7～6。津波も来襲し、渥美表浜で 6～7 m にもなった。
1854 年	8.4	安政地震		県では、宝永地震に似た被害。三河、知多及び尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8～10 m、知多半島西岸で 2～4 m となり被害が出た。震度 6～5。
1944 年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223 人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、一部 7。小津波（波高 1 m 内外）あり、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

イ 内陸型地震……………陸地の断層の破壊によって発生する大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586 年	7.8	天正地震	死者 5,500 人以上	三重県から富山県の広い範囲で震度 6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。
1891 年	8.0	濃尾地震	死者 7,885 人	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7～6。
1945 年	6.8	三河地震	死者 2,306 人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7～6、地域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1 m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

天正地震及び三河地は、いわゆる県土の直下地震と考えられる。

これら過去における地震被害から人的被害の一般的原因としては、次の点が考えられるが、特に死傷者の発生率が高く、かつ、比較的関数関係があると考えられる①、②及び③について重点的に想定しておく必要がある。

- ① 家屋の倒壊による死傷
- ② 大火災による死傷
- ③ 津波による死傷
- ④ 断層と地割れによる死傷

⑤ 山崩れとがけ崩れによる死傷

⑥ その他偶発的事故による死傷

(2) 地盤と家屋倒壊

家屋の倒壊と地盤の性質との間には関係がある。関東大震災、福井地震などから、沖積層の厚さと倒壊率との間に関係があり、沖積層が深いほど倒壊率も高いことが明らかにされている。このように地盤が軟らかい地域で建物の倒壊が大きい理由として、次のようなことが挙げられる。

地盤の振動によって、砂粒間の摩擦が減少して地層の剛性がほとんど消え、流体の性質を帯びてきて建物の基礎の狂い（不等沈下）が起こること。次に、横波の速度が毎秒 30～40 m 程度の軟弱地層では、建物を倒す程度の震度の地震動で、既に地盤の強度以上の応力ができ、地盤が破壊されること。これは地盤に地割れができることで示されている。

また、地震動による地盤自身のひずみが多くなり、10 m の長さで 3 m 以上に及ぶことになるから、建物の柱が折れたりすることが起こる。それに軟弱地盤は池や谷を埋めた場合が多いので、地震波のエネルギーの蓄積現象が起こって、地震動そのものが他の地層より大きくなる。

このほか、この地盤では特にゆらゆらと大きく揺れる性質があるため、木造家屋はその構造上のこのような揺れ方に対して共振を起こしやすい性質を有している。

(3) 地震火災

大地震が発生すると震源地付近では、必ずといってよいほど地盤震動並びに隆起や沈降が起こる。このため沖積層のところでは、洪積層及び第三紀層と比較して家屋の倒壊率が高くなる。しかも火災発生のおそれがある施設器具が普及し、また、危険物の使用量及び使用場所も増大しているため、いったん地震に伴い発生した場合は甚大な被害が予想される。

関東大震災では死者・行方不明者 142,807 人で、そのうち全焼及び半焼で死亡したものが 76,000 人で総数の 8 割 3 分強。家屋などの全壊及び半壊による死者は 11,000 余人で総数の 1 割 2 分強にすぎない。過去の地震について、火災に遭った場合と、そうでない場合を平均的に比較してみると、火災のある場合は、ない場合の 3 倍の死者を出していることが分かる。

(4) 津波

地震が海底で起こると津波を起こす。伊勢湾は広くて比較的水深が浅いので、この沿岸が津波で大きな被害を受ける心配は少ないが、災害年表等によると過去には皆無ではないので安心はできない。

日本における主な地震被害

発震年月日 地震名 発震地域	マグニチュード (M)	被害の概要
1891 年 (明治 24.10.28) 濃尾地震 岐阜、愛知	8.4 (7.9)	仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半壊 80,184、死者 7,273 人、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥(みどり)で、上下に 6 m、水平に 2 m ずれた。25 年 1 月 3 日、9 月 7 日、27 年 1 月 10 日の余震で家屋損壊などの被害があった。
1896 年 (明治 29.6.15) 三陸地震津波 三陸沖	7.6 (7.1)	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 27,122 人、家屋流失全半壊 8,891、船の被害 7,032。波高は、吉浜 24.4 m、綾里 21.9 m、田老 14.6 m など、津波はハワイ、カルフォルニアに達した。

発震年月日 地震名 発震地域	マグニチュード(M)	被害の概要
1905年 (明治38.6.2) 芸予地震 安芸灘	7.6 (7.1)	広島、松山付近で被害大。広島県で家屋全壊56、死者11人、愛媛県で家屋全壊8。水道管、鉄道の被害が少なかった。
1923年 (大正12.9.1) 関東大震災 関東南部	7.9 (7.8)	東京で観測した最大振幅14～20cm。地震後火災が発生し、被害を増大した。死者99,331人、行方不明者43,476人、家屋全壊128,266、半壊126,233、焼失447,128。山崩れ、がけ崩れが多かった。房総方面(木更津32cm、北条157cm) 神奈川南部(大磯182cm、藤沢75cm)は隆起し、東京付近以西神奈川北方は沈下した。また、相模湾、小田原一布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し波高は三崎で6m、洲の崎で8.1m。
1933年 (昭和8.3.3) 三陸地震津波 三陸沖	8.1	震害は少なかった。津波が太平洋岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死者3,008人、家屋流失4,034、倒壊1,817、浸水4,018、船舶流失7,303。波高は、田老10.1m、白浜23.0m、綾里25.0m、銚子0.2m。
1944年 (昭和19.12.7) 南海地震 東海道沖	7.9	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死者998人、住家全壊26,130、半壊46,950、流失3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸8～10m、木ノ本、新宮間3m、御前崎・下田2m、紀伊半島東岸で30～40cm。地盤沈降。
1946年 (昭和21.12.21) 南海地震 南海道沖	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死者1,330人、行方不明者102人、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598、船舶破損流失2,991、津波は静岡。
1948年 (昭和23.6.28) 福井地震 福井平野	7.1	被害は、福井平野及びその付近に限られ、死者3,769人、家屋全壊36,184、半壊11,816、焼失3,851。土木構造物の被害も大きかった。南北に地割れの連続としての断層(延長約25km)が生じた。
1952年 (昭和27.3.4) 十勝沖地震 十勝沖	8.2	北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾3～4m、八戸2m。死者28人、行方不明者5人、家屋全壊815、半壊1,324、流失91。
1960年 (昭和35.5.22) チリ地震津波 チリ沖	9.5	24日2時ごろから津波が日本沿岸地に襲来。波高は三陸沿岸5～6m、その他で3～4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死者119人、行方不明者20人、家屋全壊1,571、半壊2,183、流失1,259。
1964年 (昭和39.6.16) 新潟地震 新潟県沖	7.5	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者26人、家屋全壊1,960、半壊6,640、浸水15,298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不等沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は大島崎で5m、両津3m。粟島で0.8～1.5m隆起。
1968年 (昭和43.5.16) 十勝沖地震 青森県東方沖	7.9	青森を中心に北海道南部、東北地方に被害、死者49人、行方不明者3人、負傷者330人、建物全壊529、半壊3,004。青森県下で山崩れが多かった。津波もあり、三陸沿岸3～5m、襟裳岬3m。浸水527、船舶流出沈没127、コンクリート造建築の被害が目立つ。
1993年 (平成5.1.15) 釧路沖地震 釧路沖	7.8	死者2人、負傷者967人、建物や道路の被害もあり。北海道の下に沈み込む太平洋プレートの内部で発生した深さ約100kmの地震で、この型の地震としては例外的に大きかった。
1993年 (平成5.7.12) 北海道南西沖地震 北海道南西沖	7.8	死者202人、行方不明者29人、負傷者321人。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態。夜10時過ぎのやみの中で多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは、青苗の市街地で10mを超えた所がある。
※1995年 (平成7.1.17) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地震) 淡路島	7.3	死者6,433人、行方不明者3人、負傷者43,773人、住家全壊104,900、同半壊144,256、一部破損263,690など。このほか、道路、鉄道、港湾など各施設に甚大な被害が生じ、長期間、住民生活に不自由を強いることとなっている。この地震は大都市の直下を襲ったものであり、戦後みぞうの被害をもたらしたものとなった。(平成14年12月28日現在)

発震年月日 地震名	震源地	マグニチュード(M)	被害の概要
2004年 (平成16.10.23) 新潟県中越地震		6.8	死者63人、負傷者4,795人、住家被害は全壊3,175棟はじめ120,714棟(H18.6現在：新潟県公表データより) 土曜日の午後5時56分に新潟県のほぼ中央に位置する小千谷市を震源として発生したマグニチュード6.8の直下型の地震。10月末までに計600回、11月末までに800回以上の有感地震が発生。
2011年 (平成23.3.11) 東北地方太平洋沖地震		9.0	死者・行方不明者計2万人以上。マグニチュードは9.0で、日本国内においては1923年関東地震(関東大震災)の7.9や1933年昭和三陸地震の8.1を上回る観測史上最大地震。地震によって大規模な津波が発生、震源域に近い東北地方の太平洋岸では、甚大な被害をもたらした。また、津波に端を発して福島第一原子力発電所事故が発生し、これに伴う放射性物質漏れによる汚染が社会問題化している。

- (注) 1 以上理科年表(東京天文台編さん)より抜粋
2 ※の被害状況については消防庁調べの最新データに基づく。

(5) 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因としては、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

ア 人口の増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域も拡大している。また、本市においては、木造家屋が大半であり老朽家屋も多く、これらは災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災、延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化に伴う高齢者の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

イ 電気、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

ウ 自動車、鉄道等の交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運用が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延燃拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

以上の諸条件は、日本全国に共通する事項ではあるが、都市化の進んだ本市には、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状では、こうした様々な災害要因に対する対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道に基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3表 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日運用開始

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラへの影響	地盤・斜面等の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
2.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転して、揺れに気付く人がいる。			[鉄道・高速道路] 震度4程度以上の揺れがあった場合には、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。	
	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	[耐震性低] 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		[ガス] 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動を停止する。揺れが強い場合は、安全のために地域ブロック単位でガス供給が止まる。	[地盤] 亀裂や液状化がある。[斜面] 落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらないうつろい、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちることがある。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	[耐震性低] 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	[耐震性低] 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	[断水・停電] 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。	
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	[耐震性低] 壁などに大きなひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	[耐震性低] 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。[耐震性高] 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	[電話等] 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、舞い、問合せが増加する状況が起る可能性がある。[耐震性高] 策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震時に、災害事業者による災害用伝言ダイヤルなどの提供が行われる。	[地盤] 地割れが生じることがある。[斜面等] がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないうつろい、揺れにほんのうでもできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	[耐震性低] 壁などに大きなひび割れ・亀裂が多くなる。傾くものや、倒れるものも多くなる。	[耐震性低] 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		[地盤] 大きな地割れが生じることがある。
	6.5		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。	[耐震性低] 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。[耐震性高] 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	[耐震性低] 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。[耐震性高] 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		[斜面等] がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
6.5	7				[耐震性低] 壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。			

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値です。

第4表 マグニチュード（M）と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9以上	<ul style="list-style-type: none"> ・超巨大地震 ・世界の地震観測上でも6例しか起こっていない。 	チリ地震 (9.5) 昭和35年5月22日 東北地方太平洋沖地震 (9.0) 平成23年3月11日
8.5～9	<ul style="list-style-type: none"> ・最大級の大地震 ・全世界を通じて、10年に1回くらいしか起こらない。 	
8～8.5	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級の大地震 ・内陸に起こると大被害 ・海底に起こると大津波 ・日本付近で10年に1回くらい発生 	濃尾地震 (8.0) 明治24年10月28日 三陸沖地震 (8.1) 昭和8年3月3日 南海地震 (8.0) 昭和21年12月21日 北海道東方沖地震 (8.1) 平成6年10月4日 十勝沖地震 (8.0) 平成15年9月26日
7～8	<ul style="list-style-type: none"> ・かなりの大地震 ・内陸に起こると大被害を生ずることがある。 ・海底におこると津波を伴う。 ・日本付近で1年に1回くらい発生 	関東地震 (7.9) 大正12年9月1日 東南海地震 (7.9) 昭和19年12月7日 福井地震 (7.1) 昭和23年6月28日 新潟地震 (7.5) 昭和39年6月16日 宮城県沖地震 (7.4) 昭和53年6月12日 浦河沖地震 (7.1) 昭和57年3月21日 日本海中部地震 (7.7) 昭和58年5月26日 釧路沖地震 (7.8) 平成5年1月15日 北海道南西沖地震 (7.8) 平成5年7月12日 三陸はるか沖地震 (7.5) 平成6年12月28日 兵庫県南部地震 (7.3) 平成7年1月17日 鳥取県西部地震 (7.3) 平成12年10月6日
6～7	<ul style="list-style-type: none"> ・内陸に起こると(特に震源が浅いとき)被害を生ずることがある。 ・日本付近で1年に10回くらい発生 	三河地震 (6.8) 昭和20年1月13日 長野県西部地震 (6.8) 昭和59年9月14日 千葉県東方沖地震 (6.7) 昭和62年12月17日 芸予地震 (6.7) 平成13年3月24日 新潟県中越地震 (6.8) 平成16年10月23日
4～6	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を生ずることはほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの ・日本付近で1年に100回くらい発生 	
3～4	<ul style="list-style-type: none"> ・震源地の近くで人体に感じることもある。 	
2以下	<ul style="list-style-type: none"> ・高倍率の地震計によって観測される。 	

(注) 過去の地震については、理科年表による。

3 火災

大規模火災としては、昭和 36 年に榎戸地区の紡績工場において 25,428㎡を焼失した火災が発生しているが、住宅地域での大火災は発生していない。

しかし、強風下における密集地での出火や大地震発生時での出火等、大火災となる危険性は常に存在している。

4 伊勢湾シーバース等による災害

出光興産株式会社愛知製油所及び東亜共石株式会社名古屋製油所（現、ENEOS 株式会社知多製造所）が、共同で本市西之口沖伊勢湾中央部に原油陸揚げ用のシーバースを設置したことに伴い、大型タンカー、シーバース等から大規模な原油流出事故及び大火災のおそれがある。

昭和 50 年 3 月には知多市内の製油所に入出入りするタンカーからの流出油事故により、本市ののり養殖は大きな被害を受けたが、これらの事故は、今後一層増加するおそれがある。

5 その他の災害

(1) 交通災害

列車及び自動車の転覆及び衝突並びに航空機の不時着、墜落等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化及びスピード化に伴い、いったん発生するとその被害は甚大となる。

(2) ガス爆発事故等

ア 都市ガスによるガス爆発事故

都市ガスは空気より軽いため拡散しやすいが、工事等で配管を損傷した場合には大事故が発生するおそれがある。

イ 液化ガスによるガス爆発事故

プロパンガスやブタンガスは空気より重いため滞留しやすく、本市においても小規模な爆発事故は多く発生しており、一般家庭、工場等の施設の増加、ガスタンクローリーの交通事故等、状況により大規模なガス爆発事故の発生のおそれは増大している。

ウ その他の高圧によるガス爆発事故及び漏えい事故

圧縮アセチレンガスその他の高圧ガスによるガス爆発、有毒ガスの漏えい事故等のおそれもある。

エ 火薬類による爆発事故

火薬類は自然発火により爆発しやすく、本市においても爆発事故に伴い被害が発生しており、火薬類の管理が不適切な場合には大きな被害の発生のおそれがある。

(3) 流出油事故

危険物の取扱いに伴い、河川及び海上への流出油事故が発生しており、市民の生命、身体及び財産に多大な被害を及ぼす大規模な災害が発生するおそれがある。

市内に被害をもたらした過去の主な自然災害

発 生 日	災 害 名	市内の被害状況
昭和 19 年 12 月 6 日	東南海地震	・全壊 126 戸、半壊 849 戸
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号	・重傷 2 名、軽傷 80 名 ・全壊 76 戸、流失 62 戸、半壊 319 戸 ・床上浸水 1,734 戸、床下浸水 3,291 戸 ・災害救助法適用
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	・死者 13 名 ・重傷者 21 名 ・軽傷者 327 名 ・家屋流出 48 戸、全壊 210 戸、半壊 737 戸 ・床上浸水 1,527 戸、床下浸水 2,410 戸 ・応急仮設住宅 82 戸建設
昭和 36 年 6 月 26 日	昭和 36 年 集中豪雨	・全壊 8 戸、半壊 46 戸 ・床上浸水 388 戸、床下浸水 2,118 戸
昭和 49 年 7 月 25 日	昭和 49 年 集中豪雨	・総雨量 316.0mm ・1 時間最大雨量 101.0mm ・全壊 2 戸、半壊 15 戸、一部損壊 19 戸 ・床上浸水 11,109 戸、床下浸水 2,913 戸 ・被害総額 5 億 2,400 万円 ・災害救助法適用
昭和 51 年 9 月 12 日	台風 17 号による 集中豪雨	・総雨量 303.5mm ・1 時間最大雨量 59.0mm ・死者 1 名 ・全壊 3 戸、半壊 3 戸、一部損壊 5 戸 ・床上浸水 716 戸、床下浸水 1,593 戸 ・被害総額 20 億 4,300 万円
平成 12 年 9 月 11 日～12 日	東海豪雨	・総雨量 483.5mm ・1 時間最大雨量 54.0mm ・一部損壊 4 戸、床上浸水 84 戸、床下浸水 237 戸 ・被害総額 1 億 6,900 万円

(常滑市誌、市政概要より)

Ⅲ 防災上注意すべき自然条件及び社会的条件

1 ため池

(1) 農業用ため池

(令和4年4月1日現在)

池数	名 称	所在地	受益面積 (ha)	満水面積 (ha)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯水量 (千 m^3)	防災重点 農業用ため池
1	北 池	矢 田	112.4	26	8	152	59	○
2	東路脇池	〃	1.5	0.6	7	82	8	
3	丸 根 池	〃	4.2	0.2	5	35	2	
4	天 神 池	〃	0.1	0.1	4	30	2	○
5	高 峯 池	久 米	16.1	1.6	7.3	106	27	
6	南 沢 池	〃	4	0.2	4	80	19	○
7	濁 池	〃	3.3	1.2	4.4	137	20	
8	申 田 池	〃	8.1	0.9	4.5	80	14	○
9	籠 池	〃	6.5	0.7	6	84	8	
10	新 池	〃	2.8	0.2	5	113	11	
11	金 色 下 池	前 山	5	0.5	8.3	94	12	
12	四 池	〃	2.6	0.8	2.8	82	5	
13	江 南 田 池	〃	31.3	1	3	90	6	
14	坊 田 池	〃	1.3	0.2	9	70	19	
15	小 倉 上 池	〃	22.5	0.7	5.6	88	9	
16	前 山 池	〃	1103	19.5	18.4	244	972	
17	金 色 上 池	〃	1	0.3	3	50	4	
18	曾 衛 上 池	〃	0.8	0.2	9.8	46	5	
19	石 瀬 池	石 瀬	4.8	0.6	6.3	59	10	○
20	三ツ池下	宮 山	6	0.3	5	38	3	○
21	深 間 下 池	西ノ口	10.7	0.5	7	89	14	○
22	糠 子 下 池	〃	3.7	0.7	8.8	89	12	
23	玉 越 池	榎 戸	37.2	3.4	9.1	178	80	○
24	四ツ池上	〃	23.3	0.4	6.6	77	25	○
25	四ツ池中	〃	23.3	0.5	5.9	73	6	○
26	四ツ池下	〃	23.3	0.4	6	80	5	○
27	郷 名 池	多 屋	1.6	1.8	5.8	72	10	
28	南大根山1号池	〃	0.6	0.1	2	16	0.6	
29	茨廻間池	〃	3.7	0.9	6.5	100	16	
30	陣 土 池	〃	0.2	1.1	4	48	4	○
31	毘沙グゼ2号池	〃	0.6	0.1	2	6	0.6	
32	二ノ田池	瀬 木	2.5	0.7	3	80	10	○
33	椎 池	〃	2.5	1.1	5.3	182	13	○
34	天 竺 池	奥 条	2.4	0.2	5	45	4	
35	青 池	〃	2.5	0.2	8	89	33	○
36	高 坂 池	〃	0.3	0.5	7	86	19	

池数	名 称	所在地	受益面積 (㎡)	満水面積 (ha)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯水量 (千㎡)	防災重点 農業用ため池
37	三 ツ 池	〃	1.6	0.4	4.8	63	5	○
38	大 窯 池	〃	8	0.6	5.4	123	8	○
39	池 田 口 池	〃	2.7	1	6.6	105	15	○
40	新 池	〃	2.1	1.4	4.8	85	13	○
41	酉 新 田 池	〃	0.5	0.4	2	100	3	
42	花 狭 間 池	〃	3	0.5	7	135	8	○
43	大 流 1 号 池	〃	0.6	0.1	2	7	0.6	
44	大 流 2 号 池	〃	0.6	0.1	2	30	0.6	
45	新 池 2 号 池	〃	0.6	0.1	2	18	0.6	
46	大 曾 1 号 池	〃	0.6	0.1	2	18	0.6	
47	椎 田 奥 池	〃	0.3	0.2	4	50	3	
48	吞 田 池	樽 水	13.8	1.3	4.5	83	21	
49	竹 ノ 水 池	〃	1.5	1.5	5	88	29	
50	西 頭 高 2 号 池	〃	0.6	0.1	2	20	0.6	
51	島 池	〃	19.4	1.8	5.5	151	30	○
52	徳 池	西 阿 野	38.9	1.4	8.8	201	28	○
53	十 文 字 池	〃	36.1	0.8	5	55	15	○
54	半 月 池	〃	1.8	0.3	5	50	6	○
55	二 ツ 池	〃	3.8	1	6.7	146	24	○
56	三 ツ 池	〃	3.8	1	5.7	47	5	○
57	高 城 池	古 場	9	0.2	5	38	1	
58	新 水 池	〃	0.2	0.3	5	78	3	
59	桧 原 大 池	桧 原	10.3	7	5	194	105	○
60	山 田 池	〃	0.9	0.2	5	40	2	
61	小 長 曾 1 号 池	〃	0.6	0.1	2	27	0.6	○
62	孫 廻 間 1 号 池	大 谷	0.6	0.1	2	22	0.6	
63	亀 塚 池	〃	5.3	0.7	6	104	5	
64	菖 蒲 池	〃	33.3	0.6	4	55	9	○
65	井 間 池	〃	0.3	3	5	38	3	○
66	猿 喰 池	〃	26.1	0.8	4	43	13	
67	松 ケ 坪 池	〃	0.5	3	5	62	3	
68	拉 原 池	〃	4.5	0.2	3	35	1	
69	下 細 谷 池	小 鈴 谷	0.2	2	5	60	6	○
70	隠 廻 間 池	〃	23.7	0.3	5	68	9	○
71	下 沢 池	〃	1.2	0.7	5.2	129	8	
72	葭 池	〃	2.5	0.6	6.2	72	8	○
73	上 沢 池	〃	0.5	0.1	6	40	2	
74	竹 ノ 奥 池	広 目	0.1	0.4	5.4	50	11	
75	笠 取 池	〃	2.4	0.9	5.2	109	13	
76	若 松 谷 池	〃	15	2.7	7.2	103	51	○
77	白 萱 池	〃	33.7	0.6	4.6	67	6	○

(2) 老朽ため池

(令和4年4月1日現在)

ため池名	位 置	危 険 状 況
坊 田 池	金 山	ひ管、堤防、余水吐き老朽化

2 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和4年4月1日現在)

No.	箇所番号	箇所名	所在地	がけの形態			被害が予想される施設数			急傾斜地崩壊危険区域指定	災害危険区域指定	摘要
				角度(°)	高さ(m)	長さ(m)	住家	公共的建物	要配慮者施設			
1	110568	東根組(Ⅱ)	矢田字東根組	39	11	130	11					
2	110569	東根組	矢田字東根組	60	15	220	52			○	○	S55 急傾斜地崩壊対策事業完了
3	110570	西根組	矢田字西根組	50	10	160	13			○	○	S50 急傾斜地崩壊対策事業完了
4	110571	半月	西阿野字半月	46	20	180	12					
5	110572	亀井戸-1	小鈴谷字亀井戸	49	7	240	6					
6	110573	屋敷	金山字屋敷	48	12	150	1		1			
7	110574	金荒子	榎戸町1丁目	40	8	160	17			1	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
8	110575	榎戸町2丁目	榎戸町2丁目	62	7	130	14					
9	110576	山際北	大和町2・3丁目	65	10	360	49			○	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
10	110579	原松町	原松町5・6丁目	60	15	290	46			○	○	H14 急傾斜地崩壊対策事業完了
11	110581	北郷	北条3・4丁目	50	11	630	51			○	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
12	110582	中郷	栄町2丁目	50	11	170	12			○	○	S62 急傾斜地崩壊対策事業完了
13	110583	陶郷町2・3丁目	陶郷町2・3丁目	55	13	450	64					
14	110584	郷枝	千代ヶ丘4丁目	40	11	400	27			○	○	S54 急傾斜地崩壊対策事業完了
15	110585	瀬木町4丁目	瀬木町4丁目	33	13	250	12					
16	110586	瀬木町3丁目(Ⅲ)	瀬木町3丁目	45	8	140	17					H2 急傾斜地崩壊対策事業完了
17	110587	瀬木町3丁目(Ⅱ)	瀬木町1・3丁目、奥条1・5丁目	45	9	160	16			○	○	H11 急傾斜地崩壊対策事業完了
18	110588	栄町3丁目	栄町3丁目	35	12	150	12					
19	110589	栄町6丁目	栄町6丁目	40	16	240	35			○		H15 急傾斜地崩壊対策事業完了
20	110590	大曾町5丁目	大曾町5丁目	39	17	120	5					
21	110591	奥条	奥条5・6丁目	70	18	750	87		1	○	○	H5 急傾斜地崩壊対策事業完了
22	110592	奥栄町2丁目(Ⅰ)	奥栄町2丁目	40	13	280	27			○	○	
23	110593	奥栄町2丁目(Ⅱ)	奥栄町1・2丁目	60	17	260	16					
24	110594	市場	市場町2・4・5丁目	50	6	160	24		1	○	○	H17 区域拡大現在施工中
25	110595	山方町2丁目	山方町2・3丁目	58	7	100	10					
26	110596	丸山	山方町5丁目	35	8	145	15			○	○	S57 急傾斜地崩壊対策事業完了
27	110597	山方町4丁目	山方町4・5丁目	40	15	210	11			○	○	H14 急傾斜地崩壊対策事業完了
28	110598	保示町2丁目	保示町2丁目	53	7	70	15					
29	110599	平井(Ⅱ)	樽水町3丁目	55	20	255	65			○	○	H1 急傾斜地崩壊対策事業完了
30	110600	樽水町4丁目	樽水町4丁目	42	11	60	0			○	○	区域統合 H12 急傾斜地崩壊対策事業完了
31	110601	平井(Ⅰ)	樽水町4丁目	60	18	126	9		1	○	○	
32	110602	泉町2丁目	泉町2丁目	57	10	320	19					
33	110603	坂根	檜原字坂根、平井畑	37	11	270	8					
34	110604	西前田	檜原字西前田	42	18	180	13					
35	110605	熊野町3丁目	熊野町3丁目	40	9	180	19					
36	110606	古場町3丁目	古場町3丁目、字山ノ神	35	24	510	31	1	1			
37	110607	鴨	大谷字鴨	40	19	60	7					

No.	箇所番号	箇所名	所在地	がけの形態			被害が予想される施設数			急傾斜地崩壊危険区域指定	災害危険区域指定	摘要
				角度(°)	高さ(m)	長さ(m)	住家	公共的建物	要配慮者施設			
38	110608	芦狭間	大谷字芦狭間	53	10	180	20					
39	110609	輪ノ内	大谷字輪ノ内	38	12	230	14					
40	110610	浜條	大谷字浜條	50	19	550	27			○	○	H12区域拡大 H18急傾斜地崩壊対策事業完了
41	110611	悉部	大谷字悉部、松ヶ坪	44	13	120	9					
42	110612	坦ボ	大谷字坦ボ、道向	36	11	110	10					
43	110613	北山下	小鈴谷字北山下、梶田	55	24	210	23					
44	110614	梶田	小鈴谷字梶田	50	8	290	10					
45	110615	亀井戸	小鈴谷字亀井戸	40	9	150	6					
46	110616	堀切	小鈴谷字堀切	81	9	330	18					
47	110617	西ノ坊(Ⅱ)	広目字西ノ坊	34	7	100	10					
48	110618	西ノ坊	広目字西ノ坊	42	15	80	13					
49	110619	中田	坂井字中田	65	6	170	9					
50	110620	板屋	坂井字板屋、東垣内	53	10	280	25					
51	110621	北浜田	坂井字北浜田	62	18	140	10					
52	112662	青海	金山字西下手、油手	36	10	430	12					H15急傾斜地崩壊対策事業完了
53	120153	栄町4丁目	栄町4丁目	70	7	110	15					
54	120154	白山町6丁目	白山町6丁目	70	6	70	26					
55	120155	道向	大谷字道向	42	28	60	0	1				
56	210408	東根組-1	矢田字東根組	33	12	65	1					
57	210409	谷海道-1	矢田字谷海道	60	18	65	1					
58	210410	西下手-1	金山字西下手	46	15	120	3					
59	210414	古道-1	字古道	78	16	250	2					
60	210415	平井畑-1	檜原字平井畑	30	12	30	1					
61	210416	鴨-1	大谷字鴨	55	11	25	1					
62	210417	芦狭間-1	大谷字芦狭間	37	14	120	4					
63	210418	夕灘-1	小鈴谷字夕灘	36	8	70	1					
64	210419	脇浜-1	小鈴谷字脇浜	70	28	310	2					
65	210420	狭間-1	坂井字狭間	36	6	200	4					
66	210421	大和町-1	大和町	37	7	30	1					
67	210422	山方町-1	山方町2丁目	65	8	100	3					
68	210423	山方町-2	山方町8丁目	45	7	30	1					
69	210424	熊野町-1	熊野町2丁目	50	7	50	3					
70	220116	油田-1	小鈴谷字油田、赤松	34	15	250	4					
71	220117	常滑市-1	北条4丁目	33	7	40	4					
72	—	山方町7丁目丸山(Ⅱ)	山方町7丁目	56	17	123	14			○	○	

(参考)

- ・急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜で人家1戸以上、又は、公共的建物に被害が及ぶ恐れのあるとされた箇所
- ・急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が指定した区域
- ・災害危険区域：建築基準法に基づき、愛知県建築基準条例第2条により愛知県知事が指定した区域

3 土砂災害警戒区域等

(令和4年4月1日現在)

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因とする自然現象の種類	告示年月日	付近の主な避難所	主な避難経路
1	青海町1丁目1 (216-K-001)	青海町1丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)	青海中学校 宮山公会堂 西之口公民館	市道青海宮山線 市道宮山前山線 国道155号 市道青海山線 市道大野蒲池線
2	神明町1丁目1 (216-K-002)	神明町1丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)	とこなめ市民交流 センター 榎戸公民館	県道大府常滑線
3	樽水町4丁目 (216-K-003)	樽水町4丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)	西浦北小学校 丸山保育園	市道2524号 市道3046号 市道3314号 市道山方南線
4	栄町6丁目-1 (216-K-004)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 (特・警)	常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
5	栄町6丁目-2 (216-K-005)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 (警)	常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
6	栄町6丁目-3 (216-K-006)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 (特・警)	常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
7	瀬木町4丁目-1 (216-K-007)	瀬木町4丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)	常滑東小学校	市道2268号
8	瀬木町4丁目-2 (216-K-008)	瀬木町4丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)	常滑東小学校	市道2268号
9	奥栄町2丁目-1-2 (216-K-010)	奥栄町2丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)	奥条会館オクトピア 常滑西小学校	県道半田常滑線 市道中央線
10	奥栄町2丁目-1-3 (216-K-011-1)	奥栄町2丁目	急傾斜地の崩壊	H27.3.20 (警)	奥条会館オクトピア 常滑西小学校	県道半田常滑線 市道中央線
11	陶郷町2、3丁目-1 (216-K-012-1)	陶郷町2丁目	急傾斜地の崩壊	H29.3.28 (警)	常滑西小学校	市道中央線
12	陶郷町2、3丁目-2 (216-K-013)	陶郷町3丁目	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)	常滑西小学校	市道中央線
13	梶田-1 (216-K-014)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)	小鈴谷小学校 小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 市道道向線 市道3675号
14	梶田-2 (216-K-015)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)	小鈴谷小学校 小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 市道道向線 市道3675号
15	丸山(Ⅱ) (216-K-016-1)	山方町7丁目	急傾斜地の崩壊	H29.3.28 (警)	丸山保育園	市道中央線 市道山方南線
16	浜條-1 (216-K-017)	大谷字浜條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
17	浜條-2 (216-K-018)	大谷字奥條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
18	浜條-3 (216-K-019)	大谷字奥條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
19	浜條-4 (216-K-020)	大谷字悉部	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
20	東根組 (216-K-021)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	矢田集落センター	市道矢田線 市道1709号
21	常滑市1-1 (216-K-022)	北条4丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	市役所 常滑西小学校	市道中央線 市道北条向山線
22	常滑市1-2 (216-K-023)	北条4丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	市役所 常滑西小学校	市道中央線 市道北条向山線
23	瀬木町3丁目(Ⅱ)-1 (216-K-024)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
24	瀬木町3丁目(Ⅱ)-2 (216-K-025)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
25	瀬木町3丁目(Ⅱ)-3 (216-K-026)	瀬木町1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
26	瀬木町3丁目(Ⅱ)-4 (216-K-027)	奥条1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
27	瀬木町3丁目(Ⅱ)-5 (216-K-028)	奥条1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
28	瀬木町3丁目(Ⅱ)-6 (216-K-029)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑西小学校	市道瀬木線 市道中央線
29	半月 (216-K-030)	西阿野字半月	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)	西浦北小学校	国道247号 市道3105号

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日	付近の主な避難所	主な避難経路
30	山方町-1 (216-K-031)	山方町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	丸山保育園	県道半田常滑線 市道中央線
31	白山町6丁目 (216-K-032)	白山町6丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	丸山保育園	市道山方南線 市道2515号
32	平井(Ⅰ) (216-K-033)	樽水町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	西浦北小学校	市道2524号 市道3046号 市道3314号
33	古場町3丁目A (216-K-034)	古場町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	南陵公民館 南陵中学校	県道大府常滑線 市道南陵線 市道3238号
34	古場町3丁目B (216-K-035)	古場町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (警)	南陵公民館 南陵中学校	県道大府常滑線 市道南陵線 市道3238号
35	古場町3丁目C (216-K-036)	古場字栗下前	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	南陵公民館 南陵中学校	県道大府常滑線 市道南陵線 市道3238号
36	西前田A (216-K-037)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	檜原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線
37	西前田B (216-K-038)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	檜原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線
38	西前田C (216-K-039)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	檜原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線
39	亀井戸-1 (216-K-040)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H 22.6.25 (特・警)	小鈴谷小学校 小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 市道道向線 市道3675号
40	亀井戸 (216-K-041)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H 22.6.25 (特・警)	小鈴谷小学校 小鈴谷保育園	県道小鈴谷河和線 県道武豊小鈴谷線 市道道向線
41	屋敷 (216-K-042)	金山字屋敷	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	宮山公会堂 青海中学校	市道宮山前山線
42	金荒子 (216-K-043)	榎戸町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	鬼崎中学校	県道大府常滑線 市道新田線 市道1242号
43	榎戸町2丁目 (216-K-044)	榎戸町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)	鬼崎中学校	県道大府常滑線 市道新田線 市道1242号
44	山際北A (216-K-045)	明和町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	多屋公民館 鬼崎南小学校	県道大府常滑線 市道多屋線
45	山際北B (216-K-046)	大和町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	多屋公民館 鬼崎南小学校	県道大府常滑線 市道多屋線
46	栄町3丁目 (216-K-047)	栄町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	市役所 常滑西小学校	市道中央線 市道北条向山線
47	瀬木町3丁目(Ⅲ) (216-K-048)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	瀬木会館 瀬木保育園 常滑東小学校	市道瀬木線 市道2261号 市道2268号
48	市場 (216-K-049)	市場町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (警)	常滑西小学校	県道半田常滑線 市道中央線
49	山方町2丁目 (216-K-050)	山方町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	丸山保育園	県道半田常滑線 市道中央線
50	奥栄町2丁目(Ⅱ) (216-K-051)	奥栄町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	奥条会館オクトピア 常滑西小学校	県道半田常滑線 市道中央線
51	山方町4丁目A (216-K-052)	山方町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	丸山保育園	市道山方南線
52	山方町4丁目B (216-K-053)	山方町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	丸山保育園	市道山方南線
53	保示町2丁目 (216-K-054)	保示町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	保示会館 丸山保育園	県道大府常滑線 市道中央線
54	平井(Ⅱ) (216-K-055)	樽水町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	西浦北小学校	市道2524号 市道3046号 市道3314号
55	泉町2丁目A (216-K-056)	泉町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	西浦北小学校	市道3105号
56	泉町2丁目B (216-K-057)	泉町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	西浦北小学校	市道3105号
57	泉町2丁目C (216-K-058)	泉町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	西浦北小学校	市道3105号
58	熊野町3丁目 (216-K-059)	熊野町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)	南陵公民館 南陵中学校	県道大府常滑線 市道南陵線 市道3328号
59	東根組(Ⅱ) (216-K-060)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	矢田集落センター	市道矢田線
60	西根組 (216-K-061)	矢田字西根組	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	矢田集落センター	県道南粕谷半田線 市道矢田線

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日	付近の主な避難所	主な避難経路
61	大曾町5丁目A (216-K-062)	大曾町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	奥条会館オクトピア	国道247号 県道半田常滑線 市道大曾公園線
62	大曾町5丁目B (216-K-063)	大曾町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	奥条会館オクトピア	国道247号 県道半田常滑線 市道大曾公園線
63	鴨 (216-K-064)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
64	芦狭間 (216-K-065)	大谷字芦狭間	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
65	輪ノ内A (216-K-066)	大谷字輪ノ内	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
66	輪ノ内B (216-K-067)	大谷字輪ノ内	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
67	悉部 (216-K-068)	大谷字悉部	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号 市道3539号
68	道向-1 (216-K-069)	大谷字道向	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	大谷公会堂	市道3328号
69	北山下 (216-K-070)	小鈴谷字北山下	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	小鈴谷小学校	県道大谷小鈴谷線 市道道向線
70	堀切 (216-K-071)	小鈴谷字堀切	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	小鈴谷小学校	国道247号 市道道向線 市道3675号
71	中田 (216-K-072)	坂井字中田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	SAKAI 保育園	市道坂井線
72	北浜田A (216-K-073)	坂井字北浜田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
73	北浜田B (216-K-074)	坂井字北浜田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	SAKAI 保育園	県道大谷小鈴谷線 市道坂井線
74	道向 (216-K-075)	大谷字道向	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	小鈴谷小学校 小鈴谷保育園	市道道向線
75	谷海道-1 (216-K-076)	矢田字谷海道	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	矢田集落センター	市道矢田線 市道5109号
76	荒子 (216-K-077)	小鈴谷字荒子	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)	小鈴谷小学校	国道247号 市道道向線 市道3675号
77	奥条 (216-K-078-1)	奥条5丁目	急傾斜地の崩壊	H 28.10.21 (特・警)	奥条会館オクトピア 常滑西小学校	国道247号 市道半田常滑線 市道中央線
78	原松町五丁目 (216-K-079)	原松町五丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (警)	市役所 常滑西小学校	市道2051号 市道中央線 市道北条向山線
79	原松町六丁目-1 (216-K-080)	原松町六丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	市役所 常滑西小学校	市道2051号 市道中央線 市道北条向山線
80	北郷 (216-K-081)	北条三丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (警)	市役所	市道北条向山線
81	北条四丁目-1 (216-K-082)	北条四丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	市役所	市道北条向山線
82	中郷 (216-K-083)	栄町二丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (警)	市役所	市道北条向山線
83	郷枝 (216-K-084)	千代ヶ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (警)	瀬木会館 瀬木保育園	市道瀬木線
84	山方町五丁目-1 (216-K-085)	山方町五丁目	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	丸山保育園	市道2386号 市道中央線
85	金山油手-1 (216-K-086)	金山字油手	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (警)	青海中学校	市道宮山前山線
86	金山西下手-1 A (216-K-087)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	青海中学校	市道宮山前山線
87	金山西下手-1 B (216-K-088)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	青海中学校	市道宮山前山線
88	西下手-1 (216-K-089)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	宮山公会堂	市道宮山前山線
89	古道-1 A (216-K-090)	字古道	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	常石保育園 奥条会館オクトピア	県道半田常滑線
90	古道-1 B (216-K-091)	字古道	急傾斜地の崩壊	H 31.3.8 (特・警)	常石保育園 奥条会館オクトピア	県道半田常滑線

No	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日	付近の主な避難所	主な避難経路
91	古道-1 C (216-K-092)	字古道	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常石保育園 奥条会館オクトピア	県道半田常滑線
92	平井畑-1 (216-K-093)	桧原字平井畑	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線
93	鴨-1 (216-K-094)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	大谷公会堂	市道 3328 号
94	芦狭間-1 (216-K-095)	大谷字芦狭間	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	大谷公会堂	市道 3328 号
95	脇浜-1 A (216-K-096)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
96	脇浜-1 B (216-K-097)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
97	脇浜-1 C (216-K-098)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
98	脇浜-1 D (216-K-099)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
99	脇浜-1 E (216-K-100)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
100	脇浜-1 F (216-K-101)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
101	山方町-2 A (216-K-102)	山方町八丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	樽水公民館	市道 2524 号 市道 3046 号
102	山方町-2 B (216-K-103)	山方町八丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	樽水公民館	市道 2524 号 市道 3046 号
103	熊野町-1 (216-K-104)	熊野町一丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	西浦南小学校	市道 6534 号 県道大府常滑線
104	油田-1 A (216-K-105)	大谷字油田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷小学校	市道大谷小鈴谷線
105	油田-1 B (216-K-106)	大谷字油田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷小学校	市道大谷小鈴谷線
106	古道東割-1 (216-K-107)	字古道東割	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常滑中学校	広域農道(味覚の道) 市道古社青池線
107	長峰-1ノ切-1 (216-K-108)	字長峰-1ノ切	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常滑中学校	広域農道(味覚の道) 市道古社青池線
108	長峰-1ノ切-2 (216-K-109)	字長峰-1ノ切	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常滑中学校	広域農道(味覚の道) 市道古社青池線
109	西前田-1 A (216-K-110)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公園	市道西阿野桧原線
110	西前田-1 B (216-K-111)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公園	市道西阿野桧原線
111	坂森-1 (216-K-112)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 国道 247 号
112	坂森-2 A (216-K-113)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 国道 247 号
113	坂森-2 B (216-K-114)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 国道 247 号
114	脇浜-2 (216-K-115)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	県道小鈴谷河和線 市道坂井線
115	城下-1 (216-K-116)	金山字城下	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	宮山公会堂	市道宮山前山線
116	金山城山-1 (216-K-117)	金山字城山	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	宮山公会堂	市道宮山前山線
117	油手-2 (216-K-118)	金山字油手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	青海こども園	市道 1726 号 市道 1727 号
118	六反田-1 (216-K-119)	金山字六反田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	前山会館	市道 5189 号 市道前山線
119	深谷-2 (216-K-120)	金山字深谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常滑市体育館	市道 5215 号 市道 5175 号
120	東頭高-2 (216-K-121)	樽水字東頭高	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	大僧公園	広域農道(味覚の道) 市道中大流大僧線
121	神水-2 (216-K-122)	桧原字神水	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公園	-
122	三郎谷-1 (216-K-123)	桧原字三郎谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公園	広域農道(味覚の道) 市道西阿野桧原線
123	井山-1 (216-K-124)	桧原字井山	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日	付近の主な避難所	主な避難経路
124	来明-1 (216-K-125)	桧原字来明	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	桧原公会堂	県道古場武豊線 市道鍋山線
125	深田-1A (216-K-126)	苅屋字深田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	南陵中学校	市道 6564 号 市道 6566 号
126	深田-1B (216-K-127)	苅屋字深田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	南陵中学校	市道 6564 号 市道 6566 号
127	脇浜-3 (216-K-128)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	SAKAI 保育園	市道 3664 号 市道 7072 号
128	矢田石田-1 (216-K-129)	矢田字石田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	矢田集落センター	県道南粕谷半田線
129	西ノ脇-1 (216-K-130)	小鈴谷字西ノ脇	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷保育園	市道 3682 号 市道 7035 号
130	陶郷町四丁目-1 (216-K-131)	陶郷町四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	瀬木会館	市道瀬木線
131	千代ヶ丘四丁目-1 (216-K-132)	千代ヶ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)	常滑東小学校	市道 2183 号
132	千代ヶ丘四丁目-2 (216-K-133)	千代ヶ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	常滑東小学校	市道 2183 号
133	墮星-1 (216-K-134)	字墮星	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	大曾公園	市道中大流大曾線 市道大曾公園線
134	大谷坂森-1 (216-K-135)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	小鈴谷保育園	県道武豊小鈴谷線 国道 247 号
135	山方町五丁目-2 (216-K-136)	山方町五丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)	丸山保育園	市道 2391 号線 市道山方南線

※指定内容の「特」は特別警戒区域、「警」は警戒区域を表す。

参考：土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害警戒区域 (135箇所)	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から 10 m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下部から斜面の高さの 2 倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域 (120箇所)	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」）に基づき、知事が指定した区域であり、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、このうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定している。

4 山腹崩壊危険箇所

(令和4年4月1日現在)

地区名	位 置	地区名	位 置
半月	西阿野字半月	白山	白山町
北浜田	坂井字北浜田	山ノ神	古場字山ノ神
西ノ坊	広目字西ノ坊	神水	檜原字神水
山之田	檜原字山之田	輪ノ内	大谷字輪ノ内
青海	青海町	赤松	小鈴谷字赤松
南蛇廻間	字南蛇廻間	小脇	坂井字小脇

5 土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設

(令和4年4月1日現在)

関連施設名	住 所	関連施設の分類	土砂・山地災害危険箇所の種類	避難場所
青海こども園	金山字油手6	児童福祉施設	急傾斜地崩壊危険箇所 山腹崩壊危険地区	青海中学校
鬼崎中保育園	榎戸町1丁目106	〃	急傾斜地崩壊危険箇所	鬼崎中学校
常滑児童センター	瀬木町1丁目105	〃	〃	瀬木保育園
西浦南保育園	古場町3丁目89	〃	急傾斜地崩壊危険箇所 山腹崩壊危険地区	南陵中学校
西浦南小学校	古場字栗下前5	小学校	急傾斜地崩壊危険箇所	南陵公民館
養護老人ホーム しろやま	金山字屋敷30-1	養護老人ホーム	〃	青海公民館

6 道路注意箇所

(令和4年4月1日現在)

場 所	路 線
小鈴谷 南景楼西側	県道 小鈴谷河和線
〃 堀切	〃 〃
坂井 道法垣内	〃 〃
樽水・山方 旧西浦北保育園東側付近	市道 2524号
奥 条 常石保育園東側付近	国道 247号

7 危険物施設状況表

(令和4年4月1日現在)

製造所等の別 区分		合計	貯 蔵 所									取 扱 所					
			小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給 油				販 一		
											営業用	自家用	航空機	船 舶			
規 制 別		241	168	35	35	34	29	4	28	3	73	19	12	2	2	1	37
指 定 数 量 別	5 倍 以 下	100	83	23	12	12	13	3	19	1	17		4			1	12
	5 倍 を 超 え 10 倍 以 下	59	43	10	4	19	5	1	2	2	16		2				14
	10 倍 を 超 え 50 倍 以 下	45	30	2	10	3	9		6		15	1	3	1	1		9
	50 倍 を 超 え 100 倍 以 下	10	3		2		1				7	3	3				1
	100 倍 を 超 え 150 倍 以 下	2									2	2					
	150 倍 を 超 え 200 倍 以 下	7	2		2						5	5					
	200 倍 を 超 え 1,000 倍 以 下	11	1				1				10	8			1		1
	1,000 倍 を 超 え 5,000 倍 以 下	1									1			1			
	5,000 倍 を 超 え 10,000 倍 以 下	5	5		5												
防 火 地 域 別	準 防 火	55	37	4	4	10	8		11		18	4	2		2	1	9
	無 指 定	186	131	31	31	24	21	4	17	3	55	15	10	2			28
用 途 地 域 別	工 業	9	8	2		3	2		1		1		1				1
	準 工 業	62	44	8	7	18	8		3		18	6	1	1	1		9
	商 業	27	17	2		1	4		10		10	3	1		1	1	4
	住 居	28	19	3	3	5	4	1	3		9	3	3				3
	無 指 定	115	80	20	25	7	11	3	11	3	35	7	7	1			20
地 区 別	三 和	24	13	6	4	1	2				11	3	2				6
	大 野	1	1						1								0
	鬼 崎	36	27	3	9	10	2		2	1	9	4	2				3
	常 滑	130	93	13	14	19	24	1	21	1	37	8	4	2	2	1	20
	西 浦	25	18	2	7	2	1	1	4	1	7	3	1				3
	小 鈴 谷	25	16	11	1	2			2			9	1	3			5

8 高圧ガス等主要事業所

(令和4年4月1日現在)

LPガス

5

9 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(令和4年4月1日現在)

施設名	住所	施設の分類	区域の種類
大野小学校	大野町10丁目70	小学校	津波災害警戒区域
常滑西小学校	本町3丁目136	小学校	津波災害警戒区域
鬼崎中学校	港町3丁目1	中学校	津波災害警戒区域

※津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

10 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(令和4年4月1日現在)

施設名	住所	施設の分類	区域の名称	区域の種類
鬼崎中保育園	榎戸町1丁目106	児童福祉施設	金荒子 (216-K-043)	土砂災害警戒区域
常滑児童センター	瀬木町1丁目105	児童福祉施設	瀬木町3丁目(Ⅱ)-3 (216-K-026)	土砂災害警戒区域
西浦南保育園	古場町3丁目89	児童福祉施設	古場町3丁目B (216-K-035)	土砂災害警戒区域
西浦南小学校	古場字栗下前5	小学校	古場町3丁目C (216-K-036)	土砂災害警戒区域

※土砂災害防止法第8条の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

11 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(令和4年4月1日現在)

施設名	住所	施設の分類	区域の種類
大野小学校	大野町10丁目70	小学校	高潮浸水想定区域
鬼崎北小学校	住吉町2丁目56	小学校	高潮浸水想定区域
鬼崎南小学校	明和町2丁目47	小学校	高潮浸水想定区域
常滑西小学校	本町3丁目136	小学校	高潮浸水想定区域
鬼崎中学校	港町3丁目1	小学校	高潮浸水想定区域

※水防法第15条の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

(5) 自衛消防隊消防力

(令和4年4月1日現在)

会社・工場名 消防隊名	所在地	隊員数			ポンプ等の台数			応援出動		備考 (電話)
		専任消防隊員数	非専任消防隊員数	計	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	その他	応援出動はしない	応援出動をする	
株式会社デンソーダイシン デンソーダイシン職場防災隊	久米字御林 200		260	260					○	44-0077
株式会社 LIXIL 大谷工場 株式会社 LIXIL 大谷工場自衛消防隊	大谷字坂森 50		9	9					○	37-0373
株式会社 LIXIL 榎戸工場 株式会社 LIXIL 榎戸工場自衛消防隊	港町 3 丁目 77		57	57					○	42-2101
株式会社 LIXIL 久米事業所 株式会社 LIXIL 久米事業所自衛消防隊	久米字鎗場 97-1		4	4	1				○	44-0333
株式会社 LIXIL 常滑東工場 株式会社 LIXIL 常滑東工場自衛消防隊	奥栄町 1 丁目 47		4	4					○	34-7926
常滑市民病院 常滑市民病院自衛消防隊	飛香台 3 丁目 3-3		430	430					○	35-3170
常滑市役所 常滑市役所自衛消防隊	飛香台 3 丁目 3-5		265	265					○	35-5111
株式会社 マキノ マキノ自衛消防隊	大曾町 3 丁目 1		20	20		1			○	36-0111
ジャニス工業株式会社 ジャニス工業自衛消防隊	唐崎町 2 丁目 88		18	18		3			○	35-3150
株式会社 稲葉エネクス 稲葉エネクス自衛消防隊	古場町 6 丁目 29		16	16			ディーゼルエンジン付ポンプ 1		○	35-4039
TOTO サニテクノ株式会社 愛知工場 TOTO サニテクノ愛知工場自衛消防隊	檜原字来明 5		107	107					○	34-5511
盛田株式会社 小鈴谷工場 盛田株式会社自衛消防隊	小鈴谷字亀井戸 21-1		79	79					○	37-0511
計			1,269	1,269		5	1	6	6	
12										

3 通信施設・設備・連絡簿等

(1) 無線局等

ア 対県防災行政無線局

設置場所	固定局(基地局)	管理責任者
市役所	1	防災危機管理課長
消防本部	1	消防署長

イ 市防災行政無線局

設置場所	移動局		管理責任者
	携帯	計	
市役所	30	30	防災危機管理課長

ウ 消防無線局

無線種類	設置場所	固定局 (基地局)	移動局				管理責任者
			車載	可搬	携帯	計	
署活動系	消防本部				31	31	消防署長
デジタル		2	20	1	12	33	

エ 競艇事業用無線局

設置場所	固定局 (基地局)	移動局				管理責任者
		車載	可搬	携帯	計	
ボートレース事業局	1	1		32	33	施設警備課長

(2) 災害時優先電話一覧(公共施設)

(令和4年4月1日現在)

施設名	電話番号	設置場所住所	施設名	電話番号	設置場所住所
常滑市役所	35-5118	飛香台3丁目3-5	鬼崎中保育園	42-0772	榎戸町1丁目106
	35-5119		瀬木保育園	35-2645	瀬木町2丁目94
	35-5120		常石保育園	35-4823	奥条7丁目36
	35-5121		丸山保育園	34-4114	山方町7丁目156
ワークセンターかじま	35-6659	かじま台2丁目167	小鈴谷保育園	37-0164	大谷字井戸尻13
三和南保育園	42-0774	金山字平井120	SAKAI保育園	37-0055	坂井字中山25-2
三和西保育園	42-0769	小倉町8丁目110	大野児童センター	42-0001	大野町6丁目36
青海こども園	42-4333	金山字油手6	小鈴谷児童館	37-0623	大谷字松ヶ坪95-2
鬼崎北保育園	42-0612	住吉町5丁目36	ボートレース とこなめ	35-5213	新開町4丁目111
大曾公園管理事務所	35-2797	大曾町6丁目3		35-5215	

施設名	電話番号	設置場所住所	施設名	電話番号	設置場所住所
市民病院	35-3161	飛香台3丁目3-3	常滑西小学校	35-2104	本町3丁目136
	35-3170		常滑東小学校	35-2428	瀬木町4丁目100
	35-3171		西浦北小学校	35-2164	井戸田町3丁目177
保健センター	35-3204	飛香台3丁目3-3	西浦南小学校	35-4002	古場字栗下前5
消防本部・署	35-0119	飛香台3丁目1-2	小鈴谷小学校	37-0021	大谷朝陽ヶ丘1丁目94
	35-2600		青海中学校	42-0331	金山字南平井13-1
	35-8621		鬼崎中学校	42-0221	港町3丁目1
消防署南出張所	34-6119	苅屋字加茂151	常滑中学校	35-2379	字二ノ田16-14
消防署空港出張所	38-0119	セントレア3丁目8-18	南陵中学校	35-4005	苅屋町5丁目50
常滑幼稚園	35-2124	原松町2丁目193	中央公民館	35-6311	新開町5丁目65
三和小学校	42-0749	久米字諏訪山183	市体育館	43-5111	金山字下砂原78-1
大野小学校	42-1011	大野町10丁目70	榎戸ポンプ場	43-2365	港町1丁目34
鬼崎北小学校	42-0222	住吉町2丁目56	多屋南部ポンプ場	34-5000	末広町3丁目19
鬼崎南小学校	35-2422	明和町2丁目47	常滑北部ポンプ場	34-6156	鯉江本町3丁目3

(3) 災害時優先電話一覧(区長)

(令和4年4月1日現在)

地区	携帯番号	地区	携帯番号	地区	携帯番号
矢田	080-5155-7451	多屋	080-5155-7462	檜原	080-5155-7473
久米	080-5155-7452	北条	080-5155-7463	苅屋	080-5155-7474
前山	080-5155-7453	瀬木	080-5155-7464	大谷	080-5155-7475
石瀬	080-5155-7454	奥条	080-5155-7465	小鈴谷	080-5155-7476
宮山	080-5155-7455	市場	080-5155-7466	広目	080-5155-7477
小倉	080-5155-7456	山方	080-5155-7467	坂井	080-5155-7478
大野北	080-5155-7457	保示	080-5155-7468	防災危機管理課	080-5155-7479
大野南	080-5155-7458	樽水	080-5155-7469	とこなみ市民交流センター	080-5155-7481
西之口	080-5155-7459	西阿野	080-5155-7470	青海公民館	080-5155-7482
蒲池	080-5155-7460	熊野	080-5155-7471	南陵公民館	080-5155-7483
榎戸	080-5155-7461	古場	080-5155-7472		

(4) 災害時優先電話一覧(消防団)

(令和4年4月1日現在)

地区	携帯番号	地区	携帯番号	地区	携帯番号
団長	080-6988-9400	南陵分団長	080-6988-9408	鬼崎分団長	080-6988-9415
副団長1	080-6988-9401	南陵分団1班副分団長	080-6988-9409	鬼崎分団1班副分団長	080-6988-9416
副団長2	080-6988-9402	南陵分団2班副分団長	080-6988-9410	鬼崎分団2班副分団長	080-6988-9417
本部付分団長1	080-6988-9403	南陵分団3班副分団長	080-6988-9411	青海分団長	080-6988-9418
本部付分団長2	080-6988-9404	常滑分団長	080-6988-9412	青海分団1班副分団長	080-6988-9419
本部付団員	080-6988-9407	常滑分団1班副分団長	080-6988-9413	青海分団2班副分団長	080-6988-9420
		常滑分団2班副分団長	080-6988-9414	事務局	080-6988-9421

(5) ケーブルテレビ放送施設の概要

(令和4年4月1日現在)

区 分	内 容
方式・規模	双方向都市型 端子数 約17,600 再送信地上アナログ 8 ch、デジタル 8 ch BS10ch、自主(CS)58ch 音声のみの再送信 4 ch 音声のみの自主放送 3 ch(緊急告知用 1 ch含む)
エ リ ア	常滑市(セントレア、りんくう町を除く全域)、武豊町、美浜町、南知多町
加入総戸数	30,789戸
地上波受信点:多屋字茨廻間一丁目111番地(あいち知多農業協同組合本部ビル屋上) 地上波、CS受信点:かじま台一丁目161番地(本社屋上) 地上波、BS・CS受信点:豊田市神田二丁目5番地3(㈱コミュニティネットワークセンター)他	

(6) 非常信号(サイレン)

ア 津波警報等の標識

標識の種類	標 識
	サイレン音
津波警報標識	
大津波警報標識	
津波注意報及び津波警報解除標識	

(注) 1 吹鳴の反復は、適宜とする。

イ 火災信号

種 別	サイレン信号
近火信号	
出場信号	
鎮火信号	

ウ 地震防災信号

サイレン信号

備考 サイレンは、適宜の時間を継続すること。

(7) Jアラートの自動放送の基準一覧

通報の種類	推定震度 または 警報等種類	サイレンの種類	流れる音声
緊急地震速報	5弱	緊急地震速報のアラーム	「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
	5強		
	6弱		
	6強		
	7		
震度速報	4	チャイム	「震度〇の地震が発生しました。火の始末をして下さい。テレビ、ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。」
	5弱		
	5強		
	6弱		
	6強		
津波情報	大津波警報 (東日本大震災クラス)	消防 サイレン	「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難して下さい。」
	大津波警報 (東日本大震災クラス以外)		「大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難して下さい。」
	津波警報		「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
	津波注意報		「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。」
気象情報	土砂災害警戒情報	チャイム	「ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」
	大雨特別警報		「当地域に、〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとって下さい。」
	暴風雪特別警報		
	暴風特別警報		
	大雪特別警報		
	波浪特別警報		
高潮特別警報			

※震度速報は「愛知県西部」の最大震度で発信されるため、常滑市の震度と一致しない場合がある。

4 救出用施設・設備等

(1) 救出用資機材・設備等一覧表

(令和4年4月1日現在)

品名	数	品名	数	品名	数
かぎ付きはしご	2	万能斧	4	耐電ズボン	4
三連はしご	4	ハンマー	3	耐電長靴	4
救命索発射銃	1	携帯用コンクリート破壊器具	2	耐電手袋	5
サバイバースリング・救助用縛帯	6	削岩機	3	水難救助用ウェットスーツ	20
平担架	2	可燃有毒ガス、酸素濃度測定器	4	水難救助用器具一式	8
油圧ジャッキ	3	放射線測定器	21	救命胴衣	40
可搬ウインチ	4	空気呼吸器	34	水中投光器	16
ワイヤーロープ	10	防毒マスク	10	救命浮環	14
マンホール救助器具	2	陽圧式化学防護服(レベルA)	9	救命ボート	1
マット型空気ジャッキ	1	化学防護服(レベルB)	30	バスケット担架	2
大型油圧スプレッダー	1	化学防護服(レベルC)	30	パーティカルストレッチャー	1
エンジンカッター	2	携帯警報器	10	投光器一式	4
ガス切断機	1	除染シャワー	1	携帯投光器	9
チェーンソー	8	除染剤散布器	1	携帯拡声器	7
鉄線カッター	4	送排風機	2	携帯無線機※1	43
電気鋸	1	大型スリング	9	応急処置用セット	2
大型油圧切断機	5	救助用ブロック	4	安全帯	10
空気切断機	1	耐電衣	4	水上バイク	1

※1ーデジタル無線機12、署活動系アナログ無線機31

(2) 災害救出用資機材

(令和4年4月1日現在)

品名	各数	品名	各数	品名	各数
のこぎり	3	チェーンソー	1	投光器付コードリール	1
掛矢	2	長ものロープ	1	金てこ	1
スコップ	5	つるはし	1	ダルマジッキ	1
布担架	1	携帯用発電機	1	万能斧	1
パンタグラフ フジャッキ	3				

※地区によって、資機材の内容に変更有り。

(3) 災害拠点病院

(令和4年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	電 話
半田市立半田病院	半 田 市	22-9881
厚生連知多厚生病院	美 浜 町	82-0395
公立西知多総合病院	東 海 市	0562-33-5500

(4) 特定感染症指定医療機関

(令和4年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	病 床 数	電 話
常滑市民病院	常 滑 市	2	35-3170

(5) 第2種感染症指定医療機関

(令和4年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	収容能力	電 話
厚生連知多厚生病院	美 浜 町	6床	82-0395

(6) 防疫用資器材

(器 材)

(令和4年4月1日現在)

資 器 材	数 量	保 管 場 所
肩掛式噴霧器	4台	生活環境課(2台)保健センター(2台)
肩掛式動力噴霧器	1台	生活環境課

(薬 品)

(令和4年4月1日現在)

品 名	数 量	保 管 場 所
井戸水消毒薬	災害時購入(ℓ)	生活環境課
消 石 灰	”(袋)	”

(7) ごみ・し尿処理施設・運搬車両(ごみ、し尿施設は組合運営)

(令和4年4月1日現在)

市町村名	ごみ処理施設		ごみ運搬車両		し尿処理施設		し尿運搬車両	
	設置数	1日能力	台数	積載量	設置数	1日能力	台数	積載量
常 滑 市	2基	150t	16台 人員 23人	28.85t	1基	220ℓ	14台 人員 14人	56.9kℓ

5 給水用施設・資器材

(1) 上水道施設

(令和4年4月1日現在)

施設の種別	名 称	所 在 地
水源	愛知県営水道より浄水を受水	(愛知県知多浄水場系統)
受水施設	愛知県営水道常滑第1供給点 (久米配水場)	久米字砂刈地内
	// 常滑第2供給点 (熊野配水場)	西阿野字鳶ヶ巣地内
配水施設	// 常滑第3供給点 (中央配水場)	金山字金色地内
	配水池	
	久米配水場 有効容量 5,000 m ³	久米字砂刈地内
	中央配水場 有効容量 7,500 m ³	金山字金色地内
	熊野配水場 有効容量 6,000 m ³	西阿野字鳶ヶ巣地内
	御林配水場 有効容量 500 m ³	久米字御林地内
	桧原配水場 有効容量 300 m ³	檜原字三郎谷地内
	大谷配水場 有効容量 500 m ³	大谷字坂森地内
	配水管	
	市営管 φ 250 m / m以上 67,912 m	
	φ 200 m / m以下 481,050 m	
	加圧ポンプ	
	前天神ポンプ場 3台	矢田字谷海道地内
	御林ポンプ場 2台	久米字御林地内
	青海山ポンプ場 2台	青海町4丁目地内
	多屋ポンプ場 2台	多屋字茨廻間地内
	大曾ポンプ場 5台	字墮星地内
	飛香台ポンプ場 2台	飛香台5丁目地内
	桧原ポンプ場 2台	檜原字三郎谷地内
	大谷ポンプ場 2台	大谷字坂森地内
	滅菌施設	
	塩素注入ポンプ	
	久米配水場	久米字砂刈地内
	熊野配水場	西阿野字鳶ヶ巣地内
	中央配水場	金山字金色地内
	桧原ポンプ場	檜原字三郎谷地内
	大谷配水場	大谷字坂森地内

(2) 応急給水用資器材

(令和4年4月1日現在)

項目	主な資器材			配備箇所	作業に必要な車両	作業に必要な人員	備考
	品名・種類	単位	数量				
応急給水	積載用給水タンク	1.0t	7基	久米配水場 1基 中央配水場 1基 熊野配水場 2基 青海ポンプ場 1基 桧原ポンプ場 1基 大谷配水場 1基	2tトラック	18人	水道課
	積載用給水タンク	500l	16基	中央配水場 1基 熊野配水場 13基 青海ポンプ場 2基	軽トラック		
	ポリタンク	20l	2個	熊野配水場	—	—	
	非常用給水袋	6l	8,600袋	桧原ポンプ場	—	—	
	非常用給水袋	10l	2,620袋	桧原ポンプ場	—	—	
	給水栓用蛇口		46セット	久米配水場 2 中央配水場 3 熊野配水場 29 青海ポンプ場 8 桧原ポンプ場 2 大谷配水場 2	軽トラック	—	
	発電機・投光器		3基・3基	久米配水場 1基・1基 中央配水場 1基・1基 熊野配水場 1基・1基	軽トラック	—	
	水中ポンプ		1基	熊野配水場 1組	軽トラック	—	
	大型水槽車	10.0t	1台	消防本部	—	2人	
組立水槽	2.0t	11個	消防本部	1台	2人		

(3) 応急給水栓設置場所

No.	配水区	重要給水施設	応急給水栓設置状況	応急給水栓種類	施設付近消火栓番号	付属品収納場所	応急給水栓付属管種	既存メーター口径	受水槽容量
1	久米配水区	三和小学校	○	地下式応急給水栓 No. 30-A-1	92009	小学校 防災倉庫	φ 100-HPPE	φ 40	20m ³
2		大野小学校	×	-	81028	-	-	φ 40	12m ³
3		青海公民館	○	地下式応急給水栓 (消火栓)No. 82020	82019 82020	公民館 防災倉庫	φ 75-GX	φ 50	-
4		青海中学校	○	地下式応急給水栓 No. 30-A-2	83042	中学校 防災倉庫	φ 200-GX	φ 40	10.5m ³
5		鬼崎北小学校	×	-	72031 72032	-	-	φ 40	9.45m ³
6		常滑市体育館	○	地上式応急給水栓	83027	体育館 防災倉庫	φ 150-GX	φ 50	28m ³
7		とこなめ 市民交流 センター	×	-	62036	-	-	φ 40	-
8		鬼崎中学校	×	-	62010	-	-	φ 40	15m ³ 7m ³
9		鬼崎南小学校	×	-	61024 61025 61026	-	-	φ 40	15m ³
10	中央配水区	常滑中(学)校	○	地上式応急給水栓		中学校 防災倉庫	φ 150-GX	φ 50	22m ³
11		常滑市消防本部	○	地上式応急給水栓	52037	-	φ 200-NS	φ 25	6m ³
12		常滑市役所	○	地上式給水塔給水栓	52149 52151	給水車車庫	φ 200-NS	φ 40	4.5m ³ ×2
13		常滑市民病院	×	-	52151	-	-	φ 75	100m ³ 30m ³
14		常滑東小学校	○	地上式応急給水栓	51063	小学校 防災倉庫	φ 150-GX	φ 40	9.5m ³
15		常滑西小学校	×	-	51027 51028 51057	-	-	φ 50	10.5m ³
16		とこなめボート	×	-	52032	-	-	φ 75 × 3	100m ³ ×2 4m ³
17		セントレア	×	-	53015 (空港消防)	-	-	φ 200	専用水道
18		大曾公園	×	-	42041	-	-	φ 75	-
19		旧常滑高校	×	-	42021	-	-	×	-
20		西浦北小学校	×	-	31038	-	-	40	9.5m ³
21	熊野配水区	西浦南小学校	×	-	23029	-	-	φ 40	20m ³
22		桧原公園	○	地下式応急給水栓 No. A24-11-1		西駐車場 時計塔内	φ 100-HPPE	φ 20 × 2 φ 25	-
23		南陵中学校	×	-	21018	-	-	φ 40	10m ³
24		南陵公民館	×	-	21026	-	-	φ 50	-
25		小鈴谷小学校	×	-	14040	-	-	φ 40	20m ³

6 排水施設

(1) ポンプ場

(令和4年4月1日現在)

ポンプ場名	箇所数	口径	台数	延排水量
小倉排水機場(湛水防除)	1	φ 1,000m/m	2台	234.0m ³ /分
西之口雨水ポンプ場	1	φ 400m/m φ 600m/m	2台 1台	80.0m ³ /分
榎戸雨水ポンプ場	1	φ 1,000m/m	3台	427.5m ³ /分
多屋南部雨水ポンプ場	1	φ 1,000m/m	2台	288.0m ³ /分
常滑北部雨水ポンプ場	1	φ 900m/m φ 500m/m		261.4m ³ /分

(2) 公共下水道処理施設

(令和4年4月1日現在)

処理場名	敷地面積	建物面積	処理能力	所在地
常滑浄化センター	74,751m ²	6,076m ²	13,200m ³ /日最大	新開町6丁目3-2

(3) 農業集落排水施設

(令和4年4月1日現在)

処理場名	敷地面積	建物面積	処理能力	所在地
矢田クリーンセンター	2,204m ²	226m ²	812m ³ /日最大	矢田字野中地内
久米クリーンセンター	1,800m ²	298m ²	615m ³ /日最大	金山字南キ口地内
前山クリーンセンター	1,921m ²	124m ²	528m ³ /日最大	金山字大曾地内
桧原クリーンセンター	1,576m ²	200m ²	276m ³ /日最大	桧原字来明地内
小鈴谷浄化センター	977m ²	129m ²	390m ³ /日最大	小鈴谷字亀井戸地内
広目集落排水処理場	1,011m ²	37m ²	151m ³ /日最大	広目字前田面地内
坂井集落排水処理場	2,350m ²	53m ²	380m ³ /日最大	坂井字北浜田地内

7 道路施設

(1) 道路状況

(令和4年4月1日現在)

区分 道路種別	実延長	改良済		未改良		自動車 交通不能 延長 m	舗装道		砂利道	
		延長m	%	延長m	%		延長m	%	延長m	%
一般国道	15,689	15,689	100.0	—	—	—	15,689	100.0	—	—
県道	36,917	35,864	97.1	1,053	2.9	—	36,917	100.0	—	—
市道	577,660	441,420	76.4	136,240	23.6	111,304	562,823	97.4	14,837	2.6
計	630,266	492,973	78.2	137,293	21.8	111,304	615,429	97.6	14,837	2.4

(2) 橋梁状況

(令和4年4月1日現在)

区分 道路種別	橋数	永久橋		木橋		延長				延長計 m
		橋数	%	橋数	%	永久橋 m	%	木橋等 m	%	
一般国道	11	11	100.0	—	—	97	100.0	—	—	97
県道	30	30	100.0	—	—	1,198	100.0	—	—	1,198
市道	184	183	99.5	1	0.5	1,840	99.7	5	0.3	1,845
計	225	224	99.6	1	0.4	3,135	99.9	5	0.1	3,140

8 文教施設

学校施設

(令和4年4月1日現在)

区分 校(園)別	校舎				屋内運動場			
	木造㎡	鉄筋㎡	鉄骨㎡	計㎡	木造㎡	鉄筋㎡	鉄骨㎡	計㎡
常滑幼稚園			932	932				
小計			932	932				
三和小学校		3,962	74	4,036			547	547
大野小学校	99	5,912	66	6,077			529	529
鬼崎北小学校		3,801	650	4,451			504	504
鬼崎南小学校		7,475	92	7,567			774	774
常滑西小学校		8,692	140	8,832		2,367		2,367
常滑東小学校		8,198	29	8,227			1,062	1,062
西浦北小学校		5,067	100	5,167		1,134		1,134
西浦南小学校		3,833	53	3,886			457	457
小鈴谷小学校		3,954	108	4,062			516	516
小計	99	50,894	1,312	52,305		3,501	4,389	7,890
青海中学校	127	4,254	224	4,605		526	976	1,502
鬼崎中学校	110	7,318	26	7,454			976	976
常滑中学校		12,005	225	12,230		3,875		3,875
南陵中学校		5,410	510	5,920			976	976
小計	237	28,988	985	30,210		4,401	2,928	7,329
合計	336	79,882	3,229	83,447		7,902	7,317	15,219

9 備蓄非常食・地震防災設備等

(1) 備蓄非常食

(令和4年4月1日現在)

	食料					飲料	
	主食類 (米・パン等)				副食 (加工食品等)	飲料	
	アルファ化米	乾パン	アレルギー対応食品 (主食)	ビスケット	レトルト (カレー)	水 (500ml)	水 (2l)
【倉庫】 青海公民館	2000	1128	0	0	0	1920	240
【倉庫】 常滑公園	2000	1128	240	3010	510	2400	240
【倉庫】 三和小学校	800	360	0	0	0	960	120
【室内】 大野小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】 青海中学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】 とこなめ市民交流センター	2500	600	0	0	0	2400	240
【室内】 農業管理センター	0	0	0	0	0	9288	0
【倉庫】 鬼崎北小学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【倉庫】 鬼崎南小学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【室内】 鬼崎中学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【室内】 市役所	1400	1608	250	0	0	1680	420
【室内】 ボートレースとこなめ	1600	360	0	0	0	480	240
【倉庫】 常滑東小学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】 常滑西小学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】 常滑中学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】 南陵公民館	2000	1128	0	0	0	1920	240
【倉庫】 西浦北小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】 西浦南小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】 小鈴谷小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】 南陵中学校	800	360	0	0	0	960	120
合計	23100	11712	490	3010	510	32568	3180

(2) 耐震貯水槽配備

(令和4年4月1日現在)

設置場所	内 容	設置年月日
元矢田JA駐車場	円筒縦型地下式100m ³ 、小型ポンプ付	平成15年10月3日
青海分団2班車庫	〃	平成12年10月17日
青海中学校	〃	昭和56年10月31日
大野児童センター	〃	平成10年11月13日
シルバー人材センター	〃	昭和57年10月30日
多屋老人憩の家	〃	平成8年11月11日
名鉄常滑駅前広場	〃	昭和54年3月17日
常滑西小学校	〃	昭和55年1月5日
井戸田公園	〃	平成13年9月26日
南陵中学校入口	〃	昭和55年10月20日
小鈴谷児童館	〃	平成11年11月2日
市民病院	FSF耐震性貯水槽100m ³	平成26年10月15日

(3) 小型動力ポンプ配備一覧(区防災班)

地区名	配置場所	地区名	配置場所
坂井区	常滑市防災格納庫 (坂井農村公園)	瀬木区	常滑市防災格納庫 (旧5-1消防団車庫)
広目区	常滑市防災格納庫 (旧1-2消防団車庫)	北条区	常滑市防災格納庫 (北条長寿クラブ憩の家西側)
小鈴谷区	常滑市防災格納庫 (鈴溪会館北側)	多屋区	常滑市防災格納庫 (多屋長寿会憩いの家北側)
大谷区	常滑市防災格納庫 (旧1-4消防団車庫跡地)	榎戸区	常滑市防災格納庫 (榎戸横断歩道橋北側)
苅屋区	常滑市防災格納庫 (苅屋農村公園)	蒲池区	常滑市防災格納庫 (鬼崎分団2班基幹車庫前)
松原区	常滑市防災格納庫 (旧2-2消防団車庫)	西之口区	常滑市防災格納庫 (旧7-2消防団車庫)
古場区	常滑市防災格納庫 (旧2-3消防団車庫)	大野南区	常滑市防災格納庫 (旧8-1消防団車庫)
熊野区	常滑市防災格納庫 (熊野神社南東側)	大野北区	常滑市防災格納庫 (大野駅西側わくわく広場)
西阿野区	南陵分団3班基幹車庫 兼常滑市防災格納庫	小倉区	常滑市防災格納庫 (小倉公会堂南側)
樽水区	常滑市防災格納庫 (樽水公民館西側)	宮山区	常滑市防災格納庫 (旧8-3消防団車庫)
保示区	常滑市防災格納庫 (常滑分団1班基幹車庫前)	石瀬区	常滑市防災格納庫 (石瀬公会堂北東側)
市場区	常滑市防災格納庫 (常滑城跡西側)	前山区	常滑市防災格納庫 (旧9-1消防団車庫跡地)
山方区	常滑市防災格納庫 (山方会館東側)	久米区	常滑市防災格納庫 (久米公民館西側)
奥条区	常滑市防災格納庫 (旧4-2消防団車庫)	矢田区	常滑市防災格納庫 (矢田公民館北側)

(4) 災害救出用資機材配置一覧

地区名	配置場所	地区名	配置場所
坂井区	常滑市防災格納庫 (坂井農村公園)	瀬木区	常滑市防災格納庫 (旧5-1消防団車庫)
広目区	常滑市防災格納庫 (旧1-2消防団車庫)	北条区	常滑市防災格納庫 (北条長寿クラブ憩の家西側)
小鈴谷区	常滑市防災格納庫 (鈴溪会館北側)	多屋区	常滑市防災格納庫 (多屋長寿会憩の家北側)
大谷区	常滑市防災格納庫 (旧1-4消防団車庫跡地)	榎戸区	常滑市防災格納庫 (榎戸公会堂東側)
苅屋区	常滑市防災格納庫 (苅屋農村公園)	蒲池区	常滑市防災格納庫 (鬼崎分団2班基幹車庫前)
松原区	常滑市防災格納庫 (旧2-2消防団車庫)	西之口区	常滑市防災格納庫 (西之口公民館東側)
古場区	常滑市防災格納庫 (旧2-3消防団車庫)	大野南区	常滑市防災格納庫 (旧8-1消防団車庫)
熊野区	常滑市防災格納庫 (熊野神社南東調整池南側)	大野北区	常滑市防災格納庫 (大野駅西側わくわく広場)
西阿野区	南陵分団3班基幹車庫 兼常滑市防災格納庫	小倉区	常滑市防災格納庫 (小倉公会堂南側)
樽水区	常滑市防災格納庫 (樽水公民館北側)	宮山区	常滑市防災格納庫 (旧8-3消防団車庫)
保示区	常滑市防災格納庫 (常滑分団1班基幹車庫前)	石瀬区	常滑市防災格納庫 (石瀬公会堂北東側)
市場区	常滑市防災格納庫 (常滑城跡西側)	前山区	常滑市防災格納庫 (旧9-1消防団車庫跡地)
山方区	常滑市防災格納庫 (山方会館東側)	久米区	常滑市防災格納庫 (久米公民館西側)
奥条区	常滑市防災格納庫 (オクトピア奥条会館東側)	矢田区	常滑市防災格納庫 (矢田公民館北側)

(5) 防災用井戸

平成8年度(2地区)常滑西小学校、西浦南小学校

平成9年度(3地区)大野小学校、鬼崎南小学校、常滑東小学校

平成10年度(4地区)三和小学校、鬼崎北小学校、西浦北小学校、小鈴谷小学校

10 避難所

(1) 避難所

(令和4年1月4日現在)

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、下記施設を避難所として指定する。この避難所については、主要避難所を中心に、大規模地震時には応急危険判定を実施したり、上階に避難スペースを設けるなど、施設の状況や気象情報等を踏まえて開設するものとする。

地区	主要避難所	施設名	所在地	電話	標高	注1)想定される現象や項目ごとの区分					注2)避難可能人数		施設の構造(階)	備考
						大地震			風水害		短期	長期		
						耐震	津波	土砂災害	高潮	内水氾濫				
三和		矢田公民館	矢田字青木118	43-5717	13.1	○	◎	○	◎	○	130		鉄骨2	
	○	三和小学校	久米字諏訪山183	42-0749	29.2	○	◎	◎	◎	○	160	80	鉄骨1	体育館
		久米公民館	久米字松下101	43-4009	9.9	○	○	◎	○	○	130		鉄骨1	
		三和南保育園	金山字平井120	42-0774	13.3	○	◎	◎	◎	○	440		鉄筋3	
		前山会館	金山字前田111	42-2120	7.7	○	○	◎	○	○	120		鉄骨2	
		石瀬公会堂	金山字北平井99		18.7	○	◎	◎	◎	○	40		鉄骨1	
	○	青海中学校	金山字南平井13-1	42-0331	21.9	○	◎	◎	◎	○	450	220	鉄骨1	体育館
		宮山公会堂	金山字油手36-1		23.5	○	◎	◎	◎	○	90		鉄骨2	
		青海こども園	金山字油手6	42-4333	32.0	○	◎	×	◎	○	540		鉄筋3	
	○	常滑市体育館	金山字下砂原78-1	43-5111	38.5	○	◎	◎	◎	○	2,730	1,360	鉄骨鉄筋3	
	○	青海公民館	大塚町177	43-6622	4.8	○	○	◎	×	○	590	290	鉄筋2	
		小倉公会堂	小倉町3丁目261-2	43-8263	1.3	○	×	◎	×	×	100		鉄骨2	
	三和西保育園	小倉町8丁目110	42-0769	0.8	○	○	◎	×	×	450		鉄筋3		
大野		大野児童センター	大野町6丁目36	42-0001	1.7	○	×	◎	×	×	120		鉄筋2	
	○	大野小学校	大野町10丁目70	42-1011	1.8	○	×	◎	×	×	160	80	鉄骨1	体育館
鬼崎		西之口公民館	西之口8丁目1	42-2810	2.6	▽	×	◎	×	○	130		鉄筋2	
	○	鬼崎北小学校	住吉町2丁目56	42-0222	3.2	○	○	◎	×	○	150	70	鉄骨1	体育館
		鬼崎北保育園	住吉町5丁目36	42-0612	10.3	○	◎	◎	◎	○	350		鉄筋2	
		蒲池コミュニティセンター	小林町3丁目113-1	43-7364	4.7	▽	○	◎	×	○	70		鉄筋2	
	○	とこなめ市民交流センター	神明町3丁目35	43-0660	12.1	○	◎	◎	◎	○	580	290	鉄筋2	
		鬼崎西保育園	新田町2丁目18-3	43-4122	2.2	○	×	◎	×	○	480		鉄筋3	
	○	鬼崎中学校	港町3丁目1	42-0221	1.2	○	×	◎	×	○	290	140	鉄骨1	体育館
		榎戸公会堂	榎戸町1丁目52		12.6	▽	◎	×	◎	○	80		木造1	
		鬼崎中保育園	榎戸町1丁目106	42-0772	12.6	○	◎	×	◎	○	260		軽鉄1	
○	鬼崎南小学校	明和町2丁目47	35-2422	4.1	○	○	◎	×	○	230	110	鉄骨1	体育館	
	多屋公民館	虹の丘5丁目74	35-5349	7.5	○	○	◎	○	○	130		鉄骨1		

地区	主要避難所	施設名	所在地	電話	標高	注1)想定される現象や項目ごとの区分					注2)避難可能人数		施設の構造(階)	備考
						大地震		風水害			短期	長期		
						耐震	津波	土砂災害	高潮	内水氾濫				
東	○	ポートルースとこなめ(東スタンド2・3階)	新開町4丁目111	35-5211	2.3	○	×	◎	×	○	1,120		鉄骨鉄筋3	2・3階
	○	常滑西小学校	本町3丁目136	35-2104	3.7	○	×	◎	×	○	710	350	鉄筋2	2階体育館
		瀬木会館	瀬木町1丁目32	34-4827	5.1	○	○	◎	×	○	200		鉄骨2	
		瀬木保育園	瀬木町2丁目94	35-2645	12.6	○	◎	◎	◎	○	540		鉄筋3	
	○	常滑東小学校	瀬木町4丁目100	35-2428	26.3	○	◎	○	◎	○	320	160	鉄骨1	体育館
	○	常滑中学校	字二ノ田16-14	35-2375	42.6	○	◎	○	◎	○	1,170	580	鉄筋2	体育館
		奥条会館オクトピア	奥条7丁目31	34-3815	11.3	○	◎	○	◎	○	160		鉄骨2	
		常石保育園	奥条7丁目36	35-4823	9.6	○	○	○	○	○	190		軽鉄1	
		保示会館	保示町1丁目111		2.3	○	×	◎	×	○	160		鉄筋3	
		丸山保育園	山方町7丁目156	34-4114	14.5	○	◎	○	◎	○	450		鉄筋3	
西		樽水公民館	樽水町4丁目77	35-4650	11.8	▽	◎	×	◎	○	170		鉄筋2	
	○	西浦北小学校	井戸田町3丁目177	35-2164	13.4	○	◎	◎	◎	○	340	170	鉄筋1	体育館
	○	西浦南小学校	古場字栗下前5	35-4002	5.4	○	○	×	○	○	140	70	鉄骨1	体育館
		檜原公会堂	檜原字平井前1-11	34-2999	28.7	○	◎	◎	◎	○	90		鉄骨1	
		苺屋公民館	苺屋町2丁目23	34-2165	3.7	▽	×	◎	×	○	140		鉄骨2	
	○	南陵中学校	苺屋町5丁目50	35-4005	17.9	○	◎	◎	◎	○	290	140	鉄骨1	体育館
小	○	南陵公民館	苺屋字加茂151	34-4748	22.4	○	◎	◎	◎	○	620	310	鉄筋2	
		大谷公会堂	大谷字奥條24-7	37-0070	3.8	○	○	○	×	○	150		鉄骨2	
	○	小鈴谷小学校	大谷朝陽ヶ丘1-94	37-0021	21.7	○	◎	◎	◎	○	160	80	鉄骨1	体育館
		小鈴谷保育園	大谷朝陽ヶ丘1-95	37-0164	21.9	○	◎	◎	◎	○	510		鉄筋3	
		鈴溪会館	小鈴谷字荒子103-1	37-1441	22.3	○	◎	×	◎	○	400		鉄骨2	
鈴谷		広目公会堂	広目字前田面1-2	37-0895	14.0	▽	◎	○	◎	○	60		木造1	
空港島		空港島旅客ターミナルビル	セントレア1-1	38-7554	3.5	○	○	◎	○	○	未調整	未調整	鉄骨4	注3
合計		49か所								17,090	4,500			

注1)「想定される現象や項目ごとの区分について」は次の基準により区分

- ・「耐震」については、昭和56年5月以降の新耐震基準の施設及び耐震補強済の施設を○、耐震性を満たしていない施設を×、旧耐震基準の施設で耐震性が不明な施設は▽とし、○以外の施設は地震時の避難所として使用しない。なお、大地震時の避難所については、応急危険度判定結果を踏まえて開設する。
- ・「津波」については、避難所として使用する施設が、浸水想定域(県の南海トラフ地震被害想定「理論上最大想定モデル」)の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高10m以上に位置する施設は◎とする。
- ・「土砂災害」については、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に施設が含まれる場合は×、含まれない場合は○、うち施設の敷地や周辺道路も含めて含まれない場合は◎とする。
- ・「高潮」については、浸水想定域(県の高潮浸水想定)の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高10m以上に位置する施設は◎とする。
- ・「内水氾濫」については、東海豪雨の浸水域の場合は×、浸水域外の場合は○とする。

注2)「避難可能人数」の「短期」は、当該部分の床面積を3.3㎡で除したものと(10人未満切り捨て)、「長期」は短期の半数とする。「長期」については、主要避難所を基本とするが、学校施設については、学校の早期再開も十分考慮した上で使用する。

注3)空港島旅客ターミナルビル内については中部国際空港(株)の指定する場所とする。

(2) 福祉避難所

(令和4年1月4日現在)

避難所	所在地	電話	標高	想定される現象や項目ごとの区分				避難可能人員	備考
				大地震		風水害			
				津波	土砂災害	高潮	内水氾濫		
デイセンターおおそ	大曾町3-36	34-6585	40.9	◎	◎	◎	○	15	H26.4.1締結
ワークセンターかじま	かじま台2-167	35-6659	21.2	◎	◎	◎	○	15	〃
介護老人福祉施設しろやま	金山字屋敷30-1	44-4680	11.4	◎	○	◎	○	2	H21.3.31締結
養護老人ホームしろやま	金山字屋敷30-1	42-0771	11.4	◎	○	◎	○	2	〃
前山ホームらく楽	金山字前田129	43-1466	9.1	○	◎	○	○	2	〃
あぐりすデイサービスセンターとこなめ	新田町5-64	43-2333	3.2	○	◎	×	○	7	〃
デイサービスさんらいふりハビリセンター	港町6-32	43-9906	2.1	×	◎	×	○	5	〃
海帽の郷デイサービスセンター・ショートステイ	森西町1-16	35-6706	3.1	○	◎	×	○	1	〃
タキタシニアプラザ	陶郷町1-8-1	36-2113	15.3	◎	◎	◎	○	10	〃
愛の家グループホームとこなめ	陶郷町2-134-2	36-1290	5.3	○	○	×	○	4	〃
赤い屋根デイサービスセンター	字古社6-2	35-5255	20.0	◎	◎	◎	○	30	〃
愛の家グループホーム常滑社辺	字社辺34-5	36-1717	13.7	◎	◎	◎	○	4	〃
介護付有料老人ホームセントレアライフ常滑	字長峰三ノ切49-7	35-9377	14.8	◎	◎	◎	○	10	〃
特別養護老人ホームむらさき野苑	字長峰一ノ切17	35-6681	30.0	◎	◎	◎	○	6	〃
老人保健施設さざんかの丘	字大窯114-2	35-7555	42.8	◎	◎	◎	○	10	〃
むらさき野苑南陵デイサービスセンター	苅屋字六本松127-1	35-6998	21.9	◎	◎	◎	○	5	〃
愛の家グループホーム常滑大谷	大谷字道向96	36-7230	16.8	◎	◎	◎	○	4	〃
あっぱれデイサービスセンター	飛香台7-10-1	36-1611	31.9	◎	◎	◎	○	10	H25.3.29締結
デイサービスみどりの屋根	字古社6-49	35-6800	20.0	◎	◎	◎	○	12	〃
サンハートライフ常滑	山方町6-7-1	35-3393	11.8	◎	◎	◎	○	10	〃
特別養護老人ホームヴィラ南陵	苅屋字六本松127-3	35-0050	22.5	◎	◎	◎	○	10	〃
デイサービス縁	大谷字道向96	36-7001	16.8	◎	◎	◎	○	30	〃
介護付有料老人ホーム海帽の郷	大和町6-105	47-5553	4.2	○	○	○	×	2	H26.5.1締結
J o y ス ペ ー ス	千代ヶ丘5-67-7 ジョーワビル3・4階	35-5115	12.9	◎	◎	◎	○	2	〃
計	24か所							208	

(3) ペットとの同行避難が可能な避難所

(令和4年1月4日現在)

施設名	所在地	飼育場所※
常滑市体育館	金山字下砂原78-1	駐輪場
青海公民館	大塚町177	施設南側軒下
とこなめ市民交流センター	神明町3丁目35	駐輪場
南陵公民館	苅屋字加茂151	駐輪場

※飼育場所は、他の避難者への配慮のため、屋根などのある屋外(駐車場等)とする。

11 避難場所等

(1) 一時避難場所

大規模な地震が発生した場合等に、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所として、公園、グラウンド、公共空地等を一時避難場所として指定する。

地区名	施設・場所名	標高(m)	異常現象の種類						
			洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
三和	旧三和東幼稚園園庭	30.4	○	×	◎	○	◎		○
	上之山農村公園	26.4	○	○	◎	○	◎		○
	矢田公民館広場	13.1	×	○	◎	○	◎		○
	三和児童館広場	6.8	○	○	○	○	○		○
	宮前農村公園	9.9	○	○	○	○	○		○
	八幡社境内(久米)	13.7	○	○	◎	○	◎		○
	前山会館広場	7.7	×	○	○	○	○		○
	三和南保育園園庭	13.3	○	○	◎	○	◎		○
	平井農村公園	19.4	○	○	◎	○	◎		○
	諏訪神社境内	24.8	○	×	◎	○	◎		○
	石瀬公会堂広場	18.7	○	○	◎	○	◎		○
	石瀬ちびっ子広場	18.0	○	○	◎	○	◎		○
	青海中学校グラウンド	21.9	○	○	◎	○	◎	○	○
	青海町ちびっ子広場	42.9	○	○	◎	○	◎		○
	上池埋立広場	15.7	○	○	◎	○	◎		○
	城山公園	26.0	○	×	◎	○	◎		○
	青海こども園園庭	32.0	○	×	◎	○	◎		○
	旧小倉公会堂周辺	1.5	×	○	×	○	×		×
	小倉ちびっ子広場(6丁目)	1.7	×	○	×	○	×		×
	三和西保育園園庭	0.8	×	○	×	○	×		×
小倉ちびっ子広場(3丁目)	1.3	×	○	×	○	×		×	
大野	旧大野小学校跡の広場	1.8	×	○	×	○	×		○
	海音寺付近の空地	2.1	×	○	×	○	×		×
	小倉神社の広場一帯	1.9	×	○	×	○	×		×
	大野小学校グラウンド	1.4	○	○	×	○	×		×
	大野児童センター付近の広場	1.7	×	○	×	○	×		×
鬼崎	西之口公民館付近の広場	2.6	×	○	×	○	×		○
	鬼崎北小学校グラウンド	3.3	×	○	×	○	×		×
	鬼崎北保育園園庭	10.3	○	○	◎	○	◎		○
	蒲池コミュニティセンター付近の空地	4.7	○	○	×	○	○		×
	蒲池ちびっ子広場	5.6	○	○	○	○	○		○
	神明グラウンド	13.1	○	○	◎	○	◎		○
	神明社境内(榎戸)	10.0	○	○	◎	○	◎		○
	鬼崎西保育園園庭	2.2	○	○	×	○	×		○
	鬼崎中学校グラウンド	1.2	○	○	×	○	×		○
	グリーンセンター鬼崎店前広場	2.2	○	○	×	○	×		○
	榎戸公会堂付近の空地	12.6	○	×	◎	○	◎		○
	鬼崎中保育園園庭	12.6	○	×	◎	○	◎		○
	榎戸駅周辺	2.1	○	○	×	○	×		○
榎戸公園	4.4	○	○	×	○	○		○	

地区名	施設・場所名	標高 (m)	異常現象の種類						
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び地 すべり	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫
鬼崎	鬼崎南小学校グラウンド	4.1	○	○	×	○	○		○
	明和児童館広場	5.6	○	○	○	○	○		○
	新浜町空地	3.5	○	○	×	○	×		○
	多屋公園	12.9	○	○	◎	○	◎		○
	市営住宅遊園地	17.3	○	○	◎	○	◎		○
	多屋茨廻間児童遊園	18.1	○	○	◎	○	◎		○
常滑	ポートレースとこなめ西駐車場周辺	3.1	○	○	×	○	×		○
	陶磁器会館付近の空地	10.1	○	○	◎	○	◎		○
	常滑幼稚園園庭	12.8	○	○	◎	○	◎		○
	神明社一帯	20.5	○	×	◎	○	◎		○
	北条墓地周辺	26.0	○	×	◎	○	◎		○
	北条公園	9.0	○	○	○	○	○		○
	ねむのき公園	22.0	○	○	◎	○	◎		○
	どんぐり公園	29.0	○	○	◎	○	◎		○
	ちよがおか園庭	28.0	○	○	◎	○	◎		○
	常滑東小学校グラウンド	24.8	○	×	○	○	◎		○
	とこなめ陶の森資料館広場	23.2	○	○	◎	○	◎		○
	常滑西小学校グラウンド	2.0	○	○	×	○	×		○
	旧市役所跡の広場	2.1	○	○	×	○	×		○
	常滑児童センター広場	5.5	○	×	×	○	○		○
	瀬木保育園園庭	12.6	○	○	◎	○	◎		○
	常石神社一帯	34.0	○	×	○	○	◎		○
	常石保育園園庭	9.6	○	○	○	○	○		○
	旧常滑高等学校グラウンド	19.0	○	×	○	○	◎	○	○
	火葬場一帯	40.0	○	×	◎	○	◎		○
	大曾公園一帯(常滑球場・多目的グラウンド)	55.5	○	○	◎	○	◎	○	○
	みたけ公園一帯	33.2	○	×	○	○	◎		○
	丸山保育園園庭	14.5	○	○	◎	○	◎		○
	山方会館広場	10.0	○	○	◎	○	◎		○
	ワークセンターかじま広場及びかじまのおおい公園	21.2	○	○	◎	○	◎		○
	旧市場ちびっ子広場	15.9	○	×	◎	○	◎		○
	保示会館周辺	2.3	○	○	×	○	×		○
西浦	一・六青空マーケット広場	2.3	○	○	×	○	×		○
	樽水公民館/旧西浦北保育園周辺	11.8 /13.2	○	×	◎	○	◎		○
	山ノ神グラウンド	6.3	○	×	○	○	○		×
	波の音こども園園庭	2.9	○	○	×	○	×		○
	西浦北小学校グラウンド	13.4	○	○	◎	○	◎		○
	樽水・西阿野消防団車庫周辺	8.3	○	○	○	○	○		○
	西阿野公民館広場	2.6	○	○	×	○	×		○
	熊野公会堂付近	2.3	○	○	×	○	×		○
	熊野農村公園	21.0	○	○	◎	○	◎		○
	古場農村公園	19.0	○	×	◎	○	◎		○
	西浦南小学校グラウンド	5.4	○	×	○	○	○		○
	西浦南保育園園庭	11.1	○	×	◎	○	◎		○
	西浦南児童館広場	3.7	○	○	×	○	○		○
旧檜原消防団車庫周辺	20.9	○	○	◎	○	◎		○	

地区名	施設・場所名	標高(m)	異常現象の種類						
			洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
西浦	来明グラウンド	38.0	○	○	◎	○	◎		○
	檜原公会堂広場	28.7	○	○	◎	○	◎		○
	檜原ちびっ子広場	53.6	○	○	◎	○	◎		○
	苅屋公民館広場	3.7	○	○	×	○	×		○
	南陵中学校グラウンド	15.0	○	○	◎	○	◎	○	○
	南陵公民館周辺	22.4	○	○	◎	○	◎		○
小鈴谷	大谷農村公園	10.7	○	○	◎	○	◎		○
	八幡社境内(大谷)	3.4	○	○	×	○	○		×
	小鈴谷児童館広場	8.1	○	○	○	○	○		○
	小鈴谷小学校グラウンド	21.7	○	○	◎	○	◎	○	○
	小鈴谷保育園園庭	21.9	○	○	◎	○	◎		○
	鈴溪会館広場	22.3	○	×	○	○	◎		○
	小鈴谷農村公園	20.1	○	○	◎	○	◎		○
	夕灘公園	17.3	○	×	◎	○	◎		○
	旧広目消防団車庫周辺	10.5	○	○	◎	○	◎		○
	広目公会堂付近の広場	14.0	○	○	◎	○	◎		○
	広目農村公園	13.7	○	○	◎	○	◎		○
	坂井公会堂広場	3.3	○	○	×	○	○		○
	坂井白楽会憩の家周辺	4.9	○	○	○	○	○		×
	SAKAI 保育園周辺	12.1	○	○	◎	○	◎		○
空港島(屋外)	エプロン内の安全な場所(制限区域)	3.2	○	○	×	○	○		○
	アクセスプラザ北側臨時駐車場	3.6	○	○	×	○	○	○	○
	旅客ターミナルビル本館南側セントレアガーデン	3.5	○	○	×	○	○	○	○
	(屋内) 旅客ターミナルビル内 ^{※注2}	3.5	○	○	○	○	○	○	○

○当該施設の広場及び周辺の空地とする。

○(注2)旅客ターミナルビル内については、中部国際空港^(株)の指定する場所

○指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)に係る指定基準は次のとおり。

表示については、「○」は避難可能場所を、「×」は利用不可を表す。

なお、津波の「◎」は、南海トラフ巨大地震対応として標高10m以上の場所を表す。

○「高潮」については、浸水想定域(県の高潮浸水想定)の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高10m以上に位置する施設は◎とする。

○「内水氾濫」については、東海豪雨の浸水域の場合は×、浸水域外の場合は○とする。

異常現象の種類	指定基準
洪水・内水氾濫	避難指示等の基準の水害の対象地域(小倉町、大野町2・4・5・6・10丁目等)外を指定。
崖崩れ、土石流及び地すべり	避難指示等の基準の土砂災害(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域)の対象区域外を指定。
高潮	高潮浸水想定区域に基づき避難場所等の浸水対象外を指定。
地震	全ての一時避難場所を指定。
津波	津波災害警戒区域に基づき避難場所等の浸水対象外を指定。
大規模な火事	国土交通省告示第767号による広域避難地の基準(地震災害時における避難上必要な機能を有する)を適用し指定。

(2) 広域避難場所

大規模な地震が発生し、火災の延焼により地域内の一時避難場所にも危険が生じた際に広域的に避難する場所として、公園、グラウンド、公共空地等を広域避難場所として指定する。

名 称	標高 (m)	面積 (㎡)	避難可能人員 (人)	100t水槽	プール	異常現象の種類	
						地震	大規模な火事
三和小学校グラウンド	29.2	13,092	2,610		○	○	○
青海中学校グラウンド	21.9	16,779	3,350	○	○	○	○
常滑市体育館	38.5	5,000	1,000			○	○
常滑中学校グラウンド	40.8	47,016	9,400		○	○	○
常滑球場・多目的グラウンド	55.5	30,600	6,120		○	○	○
旧常滑高等学校グラウンド	19.0	26,266	5,250			○	○
南陵中学校グラウンド	15.0	17,693	3,530	○	○	○	○
檜原公園（東駐車場付近）	33.5	12,000	2,400			○	○
小鈴谷小学校グラウンド	21.7	9,819	1,960		○	○	○
中部国際空港内（一時避難場所参照）	3.5	屋内：約50,000㎡ 屋外：約69,000㎡	—			○	○

(1人当たり5㎡)

(3) 津波避難ビル

施設名	電話	所在地	標高(m)
ホテルルートイン常滑駅前	36-3512	鯉江本町2丁目73	1.7
ボートレースとこなめ	35-5211	新開町4丁目111	2.3
あいち知多農業協同組合本町出張所	36-0551	本町1-51	2.9
イオンモール常滑	35-7500	りんくう町2丁目20-3	4.7
J-HOTELりんくう	38-8320	りんくう町3丁目2-1	4.5
ポナール大野		大野町2丁目122-1	1.6
大野小学校	42-1011	大野町10丁目70	1.8

(4) 医療救護所

開設予定場所	電話	所在地
常滑市体育館	43-5111	金山字下砂原78-1
青海中学校	42-0331	金山字南平井13-1
常滑東小学校	35-2428	瀬木町4-100
南陵中学校	35-4005	苅屋町5-50

(5) 大震災時の救援物資配送センター

施設名	所在地	電話
常滑市体育館	金山字下砂原 78-1	43-5111
ボートレースとこなめ	新開町 4丁目 111	35-5211
サザンアリーナ	苅屋字加茂 151	34-4748

(6) 大震災時の仮設住宅建設可能場所

名称	有効面積 (㎡)	所在地
納子農村公園	9,200	久米字東太郎 158
青海市民センター	—	大塚町 177
西広場	1,600	〃
南広場	2,400	〃
青海グラウンド	10,200	〃
神明グラウンド	7,500	神明町 3丁目 43
新浜グラウンド	9,500	新浜町 3丁目 29
大曾公園	—	大曾町 6丁目 3
野球場	12,900	〃
競技場 ^{※注}	13,500	〃
一・六青空マーケット広場	4,900	樽水町 1丁目 40
山ノ神グラウンド	8,200	泉町 2丁目 150
苅屋地区沿道施設用地	3,000	苅屋字六本松 128-1
来明グラウンド	3,800	檜原字来明 1-39
小脇公園(多目的広場)	6,400	坂井字小脇 10
坂井農村公園	8,800	坂井字東垣内 51

(7) 大震災時の災害廃棄物仮置場予定地

産業会館予定地(6,676㎡、榎戸字上納227-1)

沿道施設用地(3,312㎡、古場字道勘田192-2)

12 愛知県及び消防庁への連絡先

(1) 愛知県への連絡先

	平常時	第1 非常配備	第2 非常配備 (準備体制)	第2 非常配備 (警戒体制)	第3 非常配備
勤務 時間 内	N T T	052-951-3800(災害対策課)		052-971-7104(広報部広報班)	
		052-951-1382(消防保安課)		052-971-7105(総括部総括班)	
		052-961-2111(代表)		052-961-2111(代表)	
		内線 2512(災害)	内線 2512(特殊災害)	内線 5302~5304(総括部総括班)	内線 5306~5307(総括部渉外班)
	内線 2522(火災)	内線 2523(危険物)	内線 5308~5310(広報部広報班)	内線 5311~5312(情報部整理班)	
	内線 2548(救急・救助)	(直通) 052-954-6193(災害・特殊災害)	内線 5313~5316(情報部部局班)	内線 5317~5319(情報部方面班)	
		052-954-6141(救急・救助)	内線 5320~5324(情報部公共機関班)	内線 5328 (情報部調査班)	
		052-954-6144(火災・危険物)	内線 5323~5324(運用部庶務班)	内線 5325~5327(運用部運用班)	
			内線 5328 (運用部財務会計班)		
	N T T F A X	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))		052-971-7103	
		052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)		052-971-7106	
		052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))		052-973-4107	
		052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物))			
勤務 時間 内	防災行政無線	600-2512(2階災害対策課内)		600-1360~1362(総括部統括班)	
		600-2512(災害)		600-1363 (総括部渉外班)	
		600-2512(特殊災害)		600-1364 (広報部広報班)	
		600-2549(火災)		600-1365 (情報部部局班)	
		600-2548(危険物)		600-1366 (情報部方面班)	
		600-2523(救急・救助)		600-1367 (情報部公共機関班)	
				600-1368 (情報部調査班)	
				600-1321 (県警連絡員)	
				600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514	
勤務 時間 内	N T T	052-954-6844(宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ	
	N T T F A X	052-954-6995(宿日直室)		同上	
	防災行政無線	600-5250~5253(宿日直室)		同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)		同上	
e-mail saigaitaisaku@zpref.aichi.lg.jp				aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	

(2) 消防庁への連絡先

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：30～18：15）（消防庁防災課応急対策室）

(N T T回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-90-49013	9-048-500-90-49013
03-5253-7537(F A X)	92-90-49033(F A X)	9-048-500-90-49033(F A X)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(N T T回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553(F A X)	92-90-49036(F A X)	9-048-500-90-49036(F A X)

13 地区防災計画策定状況

番号	地区名	計画名	策定年度	備考
1	瀬木区	瀬木区防災計画	平成30年度	

瀬木区防災計画

(震度5弱以上の地震および津波警報の発表で適用)

瀬木区は「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地域防災力を高め、地震その他の災害から区民の生命、身体及び財産を守るため、南海トラフ地震発生時への初動対応の指針として「瀬木区防災計画」を作成しました。

1. 具体的な行動指針

区分	平常時	地震発生時
各家庭 (町内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の耐震化、家具の転倒防止 ・ 食料、飲料水、常備薬の備蓄 ・ 一時避難場所の確認 ・ 災害時における家族の連絡手段を決めておく ⇒ 災害用伝言サービス(171, web171)の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一に身の安全確保、特に頭部 ・ 火を消し、ブレーカーを落とす ・ 家庭、町内での救出・救助活動 ・ 一時避難場所への避難 ・ (町内)安否確認 ・ (町内)避難行動要支援者への支援
瀬木区 自主 防災会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害への啓発活動 ・ 防災資機材の備蓄 ・ 瀬木区防災訓練の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 地域での救出・救助活動 ・ 災害状況の把握、本部への報告
瀬木区 役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬木区全般の運営 ・ 防災行政無線の運用 ・ 瀬木区自主防災会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の設置(常滑東小学校) ・ 常滑市災害対策本部との連絡調整 ・ 消防などの公的機関への支援要請

2. 津波が懸念されるとき避難三原則

東日本大震災で多くの人命を津波から救った群馬大学大学院の片田教授が提唱する「津波避難の三原則」を忠実に実行することが大切です。

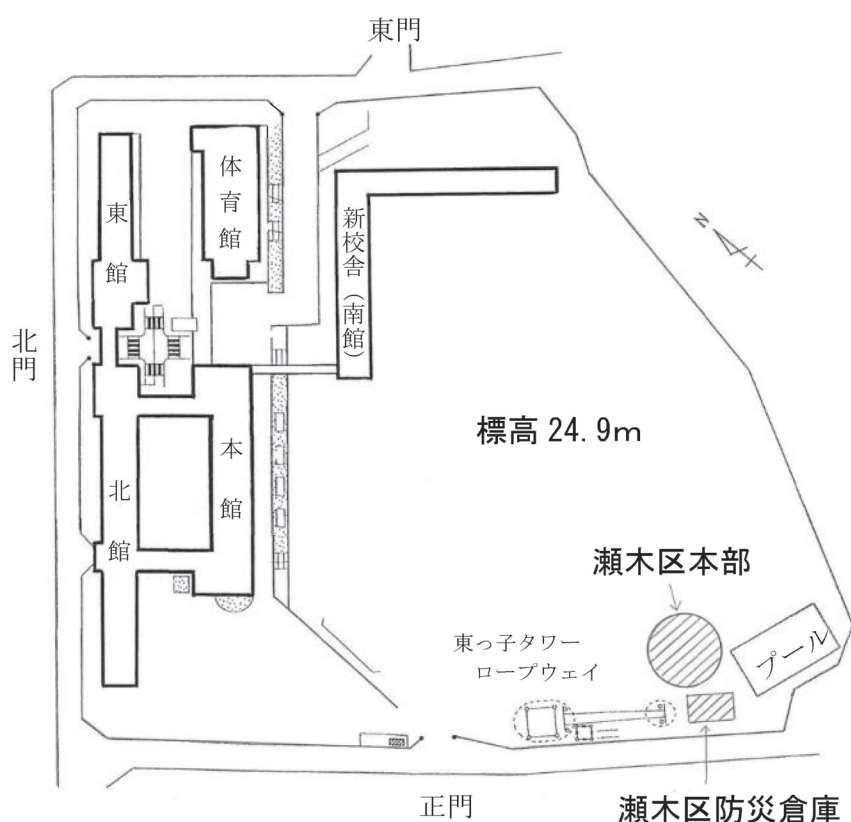
第一「想定にとらわれるな」

第二「最善をつくせ」

第三「率先避難者たれ」

3. 本部の設置について

- (1) 設置場所：常滑東小学校のプールの隣(下図)に設置します。
- (2) 設置時期：震度5弱以上の地震および津波警報が発表されたときすみやかに設置します。
- (3) 本部の役割：瀬木区の災害状況・安否確認状況などを収集・把握し、常滑市災害対策本部との連絡調整、および消防などの公的機関への支援要請を行います。
- (4) 解散時期：避難所の開設・運営状況などを考慮して、瀬木区役員会において決定します。



4. 本部の運営について

自らが負傷せず、かつ、家族の安否確認・安全確保がとれた次の団体の方々によって本部を構成し運営します。

- ① 瀬木区役員
- ② 瀬木区自主防災会
- ③ 瀬木区の民生児童委員
- ④ 世楽会の防災協力員

全員が集合できないことを前提に、本部に参集できた「役職者名簿」の高位者から順番に、事前に定めた職務について行くことにします。

5. 一時避難場所(4頁参照)へ、避難するタイミングについて

震度5弱以上の地震および津波警報が発表されたときは、町内で協力し、助け合って(避難行動要支援者への支援を含む)、すみやかに一時避難場所へ避難し、**安否確認を実施**して下さい。特に津波の浸水が懸念される沿岸地区では、限られた時間の中で、一時避難場所(可能ならばより高地)を目指して避難して下さい。

(参考) 愛知県が公表した**最短津波到達時間**は、市南部で約54分です。

6. 安否確認の方法について

津波など、危険が迫っているときは、**安全確保を最優先**して下さい。安否の取れない方をすみやかに特定するために行う安否確認は、**町内で協力して行うことが最も有効な方法**です。その際、防災倉庫に保管してある「**安否確認ボード**」を利用して下さい。

7. 一時避難場所と瀬木区本部(常東小)の連絡手段について

瀬木区本部は運動場に設置するため電話がありません。そのため一時避難場所と瀬木区本部の連絡や、緊急時の連絡手段として、次のメールを活用します(スマホ・携帯電話をお持ちの方は「連絡先」への登録をお願いします)。

(瀬木区本部のメールアドレス) segikuhonbu@gmail.com

防災会メンバーは定期的に**安否確認ボードの写真**を撮り、メールに添付して、瀬木区本部へ安否確認の進捗状況を送信して下さい。

8. 防災倉庫について

瀬木区においては、地震発生時の初動対応で必要となる防災備品を保管するため、平成23年度から各ブロックに防災倉庫の設置を進めてきました(現在12箇所)。瀬木区防災訓練時に設置場所を確認して下さい。

なお、防災倉庫のカギは、町内長 および 自主防災会正副ブロック長において保管していますので、ご承知おき下さい。

9. 防災行政無線について

防災行政無線の**親局**：消防本部、市役所に設置

瀬木区域内の**子局**：6箇所に設置 (H29年度に3基、H30年度に3基)

H29 ①瀬木会館 ②常滑西小学校 ③飛香台西2号緑地

H30 ④常滑東小学校 ⑤児童発達支援センターちよがおか ⑥しだれ公園

主な活用方法：常滑市からの**緊急地震速報、津波警報、避難勧告**など

10. 「一時避難場所」および「防災倉庫」について

(参考) 愛知県が公表した津波浸水域に該当する町内には、下線が引いてあります。

ブロック番号・町内		一時避難場所・標高		防災倉庫
1	<u>1北仲西</u> 、 <u>2北仲</u> 、 <u>3浜西</u> 、 <u>4常島西</u>	杉江パーキング	9.9 m	旧常北保育園園庭
2	<u>5常島仲</u> 、 <u>6常島東</u> 、 <u>7学校前</u> 、 <u>9中島東</u> 、 <u>10中島西</u>	常西小・北館屋上	15.2 m	旧消防団車庫
3	<u>11十王堂</u>	杉江パーキング	9.9 m	旧消防団車庫
	<u>12中十王</u> 、 <u>14十王東</u>	散歩道のやおやさん	10.4 m	
	<u>13南十王</u> 、 <u>15天神西</u>	常西小・体育館2階	6.5 m	
4	16向田南、17向田北、18会家坂、 <u>19会家前</u> 、20二反田	相持院(旧西光寺)	28.7 m	瀬木会館駐車場
5	21平井、22平井西、23千代ヶ丘	相持院(旧西光寺)	28.7 m	相持院駐車場
6	24二反田東、25ボナル、26寿東	常滑東小学校	24.9 m	瀬木保育園駐車場
	27寿西、28野間口、29野間口西	瀬木保育園駐車場	12.4 m	
7	30末広、31池の脇、32池の脇東、33岩廻間東	資料館駐車場	18.5 m	資料館駐車場
8	34岩廻間	瀬々ら木ハイツ	14.3 m	児童センター
	<u>35天神東</u>	常滑東小学校	24.9 m	
9	36古社南、37古社北、38乙田	ハッピーヒル付近	26.2 m	瀬木ちびっこ広場
	42飛香台北、43飛香台南	しだれ公園	29.0 m	しだれ公園
10	39千代	柴田商店前	24.5 m	赤い屋根駐車場
11	41鳥根	下駐車場	33.8 m	鳥根地内

11. 常滑市が定めた瀬木区域内的の主要避難所について

指定避難所	洪水氾濫	高潮	津波	がけ崩れ	大規模火災
常滑西小学校	○	×	×	○	×
常滑東小学校	○	○	○	×	×
常滑中学校	○	○	○	○	○

V 輸送車両等

1 市所有車両

(令和4年4月1日現在)

車 種	台 数	車 種	台 数
大型自動車	1	小型乗用自動車	0
普通貨物自動車	1	特殊自動車	0
小型貨物自動車	0	軽自動車(乗用)	7
普通自動車(マイクロバス)	2	軽貨物自動車	32
普通乗用自動車	11	計	54

2 警察船舶(常滑警察署所管)

船 名	長さ(m)	幅(m)	トン数(t)	運行速力(ノット)	定 員(人)
とこなめ	18	4.2	19	38	11(乗員2人を含む)

3 漁業協同組合所管登録漁船

(令和4年4月1日現在)

組 合 別	数 量(隻)
鬼崎漁業協同組合	366
常滑漁業協同組合	101
小鈴谷漁業協同組合	97
計	564

4 ヘリコプター離着陸場

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話	申請ヘリコプター名
中部国際空港	セントレア1丁目1番地	中部空港事務所	38-2155	ドクターヘリ
青海中学校	金山字南平井13番地の1	学 校 長	42-0331	ドクターヘリ
三和小学校	久米字諏訪山30番地	学 校 長	42-0749	ドクターヘリ
常滑公園	金山字下砂原78番地の1	都市計画課(市)	43-5111	防災ヘリ
常滑高校	金山字四井池10番地	学 校 長	43-1151	ドクターヘリ
常滑中学校	字二ノ田16番地の14	学 校 長	35-2375	ドクターヘリ
県営埠頭(常滑港)	新開町5丁目75番地	港 湾 課(県)	052-961-2111	ドクターヘリ
常滑西小学校	本町3丁目136番地	学 校 長	35-2104	ドクターヘリ
常滑東小学校	瀬木町4丁目100番地	学 校 長	35-2428	ドクターヘリ
旧常滑高校	奥栄町1丁目168番地	企 画 課(市)	35-5111	ドクターヘリ
西浦北小学校	井戸田町3丁目177番地	学 校 長	35-2164	ドクターヘリ
大曾公園	大曾町6丁目3番地	管理事務所(市)	35-2797	ドクターヘリ
青海公民館	大塚町地内	生涯学習スポーツ課(市)	43-5111	ドクターヘリ
山ノ神グラウンド	泉町2丁目地内	生涯学習スポーツ課(市)	43-5111	ドクターヘリ
りんくう本線料金所駐車場	りんくう町2丁目地内	愛知県道路公社道路管制室	21-2743	ドクターヘリ
西浦南小学校	古場字栗下前5番地	学 校 長	35-4002	ドクターヘリ
南陵中学校	苅屋町5丁目50番地	学 校 長	35-4005	ドクターヘリ
小鈴谷小学校	大谷朝陽ヶ丘1丁目94番地	学 校 長	37-0021	ドクターヘリ
小鈴谷盛田(株)	小鈴谷字行田地内	盛 田 (株)	37-0511	ドクターヘリ
小脇公園	坂井字小脇10番地	管理事務所(市)	37-1531	ドクターヘリ、防災ヘリ
熊野農村公園	熊野町3丁目地内	都市計画課(市)	35-5111	ドクターヘリ

※ヘリコプター運行時間は、防災ヘリコプターとドクターヘリコプターともに日出から日没まで

VI 気象予報警報等の種類と発表基準

1 気象及び水象に関する予報警報

(名古屋地方気象台)

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種 類	発 表 基 準														
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">48時間降水量</th> <th style="width: 25%;">3時間降水量</th> <th style="width: 35%;">土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常滑市</td> <td style="text-align: center;">407mm</td> <td style="text-align: center;">152mm</td> <td style="text-align: center;">253</td> </tr> </tbody> </table> を超えると予測される場合				50年に一度の値			48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数	常滑市	407mm	152mm	253
		50年に一度の値													
		48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数											
	常滑市	407mm	152mm	253											
	暴風特別警報	暴風が吹くと予想される場合													
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合												
波浪特別警報	高波になると予想される場合														
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合														
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合														
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m / s、海上 23m / s を超えると予想される場合													
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m / s、海上 23m / s を超えると予想される場合 (雪を伴う。)													
	大雨警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雨により重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">(浸水害)</th> <th style="width: 25%;">表面雨量指数基準</th> <th style="width: 35%;">18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常滑市</td> <td style="text-align: center;">(土砂災害)</td> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">129</td> </tr> </tbody> </table> を超えると予想される場合				(浸水害)	表面雨量指数基準	18	常滑市	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129			
	(浸水害)	表面雨量指数基準	18												
	常滑市	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129											

種 類		発 表 基 準			
警 報	大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cmを超えると予想される場合			
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P.)上、2.5mを超えると予想される場合			
	波 浪 警 報	高浪による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 有義波高が3m以上と予想される場合			
	洪 水 警 報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。			
		常滑市	流域雨量指数基準	稲早川流域 = 7.1 矢田川流域 = 14.9 前山川流域 = 10	
			複合基準 ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	矢田川流域 = (11, 9.1) 前山川流域 = (11, 9.1)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
		を超えるると予想される場合			
注 意 報	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合			
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上13m/s、海上16m/sを超えると予想される場合(雪を伴う。)			
	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。			
		常滑市	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
			(土砂災害)	土壌雨量指数基準	91
		を超えるると予想される場合			
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが5cmを超えると予想される場合			
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上100m以下又は海上500m以下になると予想される場合				
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 落雷等により被害が予想される場合				

種 類	発 表 基 準								
注 意 報	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%、最小湿度 30%以下になると予想される場合</p>							
	着 氷(雪) 注 意 報	<p>著しい着氷(雪)により通信線や送電線、船体などへの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 新しい着氷(雪)が予測される場合</p>							
	霜 注 意 報	<p>霜により農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期に最低気温 3℃以下</p>							
	低温注意報	<p>低温により農作物等に著しい災害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 冬期・最低気温 - 4℃以下</p>							
	高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には災害の起こるおそれのある場合で、次の条件に該当する場合である。 潮位が、東京湾平均海面(T.P.)上、1.6 mを超えると予想される場合</p>							
	波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5 m以上と予想される場合</p>							
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合</p>							
	洪水注意報	<p>大雨、長雨等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">常滑市</td> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td>稲早川流域 = 5.6 矢田川流域 = 11.9 前山川流域 = 8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">複合基準 ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値</td> <td>稲早川流域 = (11、4.5) 矢田川流域 = (7、8.2) 前山川流域 = (7、8)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p>を越えると予想される場合</p>		常滑市	流域雨量指数基準	稲早川流域 = 5.6 矢田川流域 = 11.9 前山川流域 = 8	複合基準 ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	稲早川流域 = (11、4.5) 矢田川流域 = (7、8.2) 前山川流域 = (7、8)	指定河川洪水予報による基準
常滑市	流域雨量指数基準	稲早川流域 = 5.6 矢田川流域 = 11.9 前山川流域 = 8							
	複合基準 ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	稲早川流域 = (11、4.5) 矢田川流域 = (7、8.2) 前山川流域 = (7、8)							
	指定河川洪水予報による基準	—							
情 報	記録的短時間 大 雨 情 報	<p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。1時間に 100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。</p>							

種 類		発 表 基 準
情 報	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、県西部と県東部に細分化し発表する。また、竜巻の目撃情報が得られて、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	記録的な大雨に関する気象情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風に中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量は150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪（雪を伴う場合）の特別警報を発表する。

3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧。

4) 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

5) 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。

6) 平地・山地の区分は、おおむね標高200メートルである。

2 津波注意報及び警報等の発表基準

- (1) 津波警報等発表の基準に用いる量は、津波の高さである。津波の高さとは、津波によって高くつたときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。(第6編第2章第2節 参照)
- (2) 津波の高さと被害の関係から、発表基準を「大津波警報」は津波の高さ3mを超える場合、「津波警報」は津波の高さ1mを超える場合とした。
- (3) 海水浴等の被害を考慮して、「津波注意報」は津波の高さ20cm以上を発表基準とした。津波注意報では、津波による陸上での被害は考えにくく、特に津波にぜい弱な地域以外は陸上において避難の必要はない。

(第6編第3章 地震災害応急対策、第1節2(1)ア 津波警報・注意報の種類 P235)

3 火災警報の発令及び解除の基準

(消防法等施行細則より)

- (1) 法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上、市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。また、市長が火災の予防上、その必要がないと認めた場合に解除する。
 - ア 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度30パーセント以下であるとき。
 - イ 実効湿度65パーセント以下で、最低湿度35パーセント以下であって、かつ、風速が10メートル以上か又は10メートル以上になると予想されるとき。
 - ウ 風速12メートル以上か、又は12メートル以上になると予想されるとき。
- (2) (1)ウの場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上で、最低湿度50パーセント以上であるときはこれを除く。

書

式

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未確認」の欄に計上すること。

災害発生状況等(速報・確定報告)

年 月 日 時 分 現在

原 因				発 生 日 時		年 月 日 時 分						
発 信 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被害		区 分		被害						
人的被害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所	そ の 他	水 産 被 害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商 工 被 害	62	千円	
	負傷者	重 傷	3		人	越 水	33		か所	そ の 他	63	千円
		軽 傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被 害 総 額	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止		
		7	人		清 掃 施 設	37	か所	避 難 の 勧 告 ・ 指 示 等 の 状 況	67	地区		
	半 壊	8	棟		崖 ぐ ず れ	38	か所		68	世帯		
		9	世帯		地 す べ り	39	か所		69	人		
	一 部 破 損	10	人		土 石 流	40	か所	消 防 職 員 延 入 員 数	70	人		
		11	棟		鉄 道 不 通	41	か所	消 防 団 員 延 入 員 数	71	人		
		12	世帯		被 害 船 舶	42	隻	避 難 所 数	72	か所		
		13	人		水 道	43	戸	避 難 人 数	73	人		
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避 難 人 数 (うち自主避難)	74	人		
		15	世帯		電 気	45	戸	避 難 世 帯 数	75	世帯		
		16	人		ガ ス	46	戸	避 難 世 帯 数 (うち自主避難)	76	世帯		
	床 下 浸 水	17	棟		ブロック塀等	47	か所	被害程度及び応急対策状況(経過)				
		18	世帯		罹 災 世 帯 数	48	世帯					
19		人	罹 災 者 数	49	人							
非住家	公 共 建 物	20	棟	火 災 発 生	建 物	50	件					
	そ の 他	21	棟		危 険 物	51	件					
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	22		ha	そ の 他	52	件				
		冠 水	23	ha	公 立 文 教 施 設	53	千円					
	畑	流 失 ・ 埋 没	24	ha	農 林 水 産 業 施 設	54	千円	要 請 事 項				
		冠 水	25	ha	公 共 土 木 施 設	55	千円					
	文 教 施 設	26	か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56	千円						
	病 院	27	か所	小 計	57	千円						
	道 路	損 壊	28	か所	そ の 他	農 産 被 害	58	千円				
		冠 水	29	か所		林 産 被 害	59	千円				
(通行不能)		30	か所	畜 産 被 害		60	千円					

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みのもの (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半してそれぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫妻であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。	
その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	
港湾漁港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	

その他	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆるがけ崩れを含む。)による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
その他	建物及び危険物以外のもの	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	

公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他の	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）、要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人及び住家の被害状況並びにこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況並びにこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況並びにこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

様式1

(市長からの売却の依頼例文)

番号
年月日
市長名

愛知県知事殿

応急用米穀の売却について(依頼)

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分東海地震(震源地駿河湾沖、震度5~6)が発生し、本市〇〇地区、△△地区及び××地区において家屋の倒壊〇〇戸、半壊△△戸の被害を受けました。

ついては、これらを始めとする被災者等に炊き出し給食を実施したいので、下記によりこの手配について御配慮ください。

記

1 売却希望数量

- 積算基礎等 〇〇〇kg
- (1) 対象戸数 〇〇戸
- (2) 対象人員 〇〇〇人
 - {被災者 〇〇人
 - {救いゆつ者 〇〇人
- (3) 給食数 延〇〇〇食
 - {被災者 〇〇食
 - {救いゆつ者 〇〇食
- (4) 給食対象期間
 - 平成〇〇年〇月〇日から
 - 平成××年×月×日まで

2 輸送方法等

輸送可能車両 〇台(〇トントラック〇台)

3 その他

緊急輸送道路(県道〇〇××線)は橋梁(△△橋)が損壊しているため不通である。

公共施設被害

様式5

報告の時刻	日	時	分	現在	受信時刻	時	分
発信機関					受信機関		
発信者名					受信者名		
内 容							
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 水道施設 ク その他()						
発 生	日	時	分	日	時	分	
	場 所						
原 因							
状 況	被害区域						
	管理区						
	被害程度(概要)						
応急対策の状況							
復旧見込							
その他参考事項							

災害派遣要請書様式

発 簡 番 号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿
常 滑 市 長
部 隊 等 の 派 遣 要 請 書
<p>災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由</p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1)区域 (2)活動内容(遭難者の捜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等)</p> <p>4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。</p>

災害派遣撤収要請書様式

発 簡 番 号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿
常 滑 市 長
災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 書
<p>自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。</p>

別記様式 1

愛知県知事殿 愛知県公安委員会殿		緊急通行車両等届出書		年 月 日
		届出者住所 (電 話)		印
		氏 名		
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所 (電 話)	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	通 行 目 的	
備 考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記様式 2

第 号		緊急通行車両確認証明書		年 月 日
				知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

注 用紙は、日本工業規格A 5とする。

(別記様式 4)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注用紙は、日本工業規格A5とする。

緊急通行車両等事前届出書

様式第1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 愛知県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏 名 印		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印	
番号票に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

注1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

(様式 1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機関名	氏 名	機関名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実 施 状 況 等 (該当する番号に○をつけること)		
① 南海トラフ地震に関する情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
② 地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③ 消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤ 施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥ 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧ 緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨ 地震災害警戒本部(災害対策本部)の設置	1 設 置	2 準 備 中	3 未 設 置
⑩ 対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

(様式 2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避 難 の 経 過	①	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
難 状 況	②	避 難 場 所 名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他の応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

常滑市地域防災計画
常滑市水防計画
(令和5年2月修正)

(資料編)

編集発行 常滑市防災会議

(常滑市防災危機管理課)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話(0569)47-6107
